平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	２月28日	木	開会・提案理由説明	
2	３月１日	金	休会（発言通告締切 午後５時まで）	
3	３月２日	（土）	休　　会	
4	３月３日	（日）		
5	３月４日	月		
6	３月５日	火		
7	３月６日	水	質疑・一般質問	
8	３月７日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	３月８日	金	休　　会	建設経済
１０	３月９日	（土）		
１１	３月10日	（日）		
１２	３月11日	月		市民福祉
１３	３月12日	火		総務文教
１４	３月13日	水		
１５	３月14日	木		議会運営
１６	３月15日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　　次

第１号（２月28日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 6
３．出席議員 …… 9
４．説明のため出席した者 …… 9
５．事務局職員出席者 …… 10
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 11
７．日程第２　会期の決定 …… 11
８．日程第３　市長の説明 …… 11
９．日程第４　議案第１号～議案第91号 …… 16
10．提案理由の説明 …… 16
（１）議案第１号（阿蘇品総務部長） …… 16
（２）議案第２号（佐藤福祉部次長） …… 17
（３）議案第３号（佐藤福祉部次長） …… 18
（４）議案第４号（佐藤福祉部次長） …… 18
（５）議案第５号（阿蘇品総務部長） …… 19
（６）議案第６号（阿蘇品総務部長） …… 19
（７）議案第７号（阿蘇品総務部長） …… 19
（８）議案第８号（阿蘇品総務部長） …… 19
（９）議案第９号（宮崎市民部長） …… 20
（10）議案第10号（宮崎市民部長） …… 20
（11）議案第11号（野田福祉部長） …… 20
（12）議案第12号（野田福祉部長） …… 20
（13）議案第13号（野田福祉部長） …… 20
（14）議案第14号（野田福祉部長） …… 20
（15）議案第15号（早田経済部長） …… 20
（16）議案第16号（早田経済部長） …… 20
（17）議案第17号（早田経済部長） …… 20
（18）議案第18号（早田経済部長） …… 20
（19）議案第19号（早田経済部長） …… 20

(20) 議案第20号（早田経済部長） …… 21
(21) 議案第21号（早田経済部長） …… 21
(22) 議案第22号（早田経済部長） …… 21
(23) 議案第23号（早田経済部長） …… 21
(24) 議案第24号（早田経済部長） …… 21
(25) 議案第25号（早田経済部長） …… 21
(26) 議案第26号（白田建設部長） …… 21
(27) 議案第27号（白田建設部長） …… 21
(28) 議案第28号（白田建設部長） …… 21
(29) 議案第29号（白田建設部長） …… 21
(30) 議案第30号（冨田水道局長） …… 22
(31) 議案第31号（冨田水道局長） …… 22
(32) 議案第32号（大森教育部長） …… 22
(33) 議案第33号（大森教育部長） …… 22
(34) 議案第34号（大森教育部長） …… 22
(35) 議案第35号（大森教育部長） …… 22
(36) 議案第36号（大森教育部長） …… 23
(37) 議案第37号（大森教育部長） …… 23
(38) 議案第38号（大森教育部長） …… 23
(39) 議案第39号（大森教育部長） …… 23
(40) 議案第40号（大森教育部長） …… 23
(41) 議案第41号（大森教育部長） …… 23
(42) 議案第42号（大森教育部長） …… 23
(43) 議案第43号（大森教育部長） …… 23
(44) 議案第44号（大森教育部長） …… 23
(45) 議案第45号（大森教育部長） …… 23
(46) 議案第46号（大森教育部長） …… 23
(47) 議案第47号（大森教育部長） …… 23
(48) 議案第48号（大森教育部長） …… 23
(49) 議案第49号（大森教育部長） …… 23
(50) 議案第50号（大森教育部長） …… 23
(51) 議案第51号（永田市民医療センター事務部長） …… 24
(52) 議案第52号（阿蘇品総務部長） …… 24
(53) 議案第53号（野田福祉部長） …… 28

(54) 議案第54号（野田福祉部長） …… 28
(55) 議案第55号（古江建設部次長） …… 29
(56) 議案第56号（野田福祉部長） …… 30
(57) 議案第57号（冨田水道局長） …… 31
(58) 議案第58号（才田経済部次長） …… 31
(59) 議案第59号（才田経済部次長） …… 32
(60) 議案第60号（才田経済部次長） …… 32
(61) 議案第61号（冨田水道局長） …… 32
(62) 議案第62号（永田市民医療センター事務部長） …… 33
(63) 議案第63号（古江建設部次長） …… 34
(64) 議案第64号（阿蘇品総務部長） …… 35
(65) 議案第65号（阿蘇品総務部長） …… 35
(66) 議案第66号（白田建設部長） …… 36
(67) 議案第67号（白田建設部長） …… 36
(68) 議案第68号（白田建設部長） …… 36
(69) 議案第69号（白田建設部長） …… 36
(70) 議案第70号（白田建設部長） …… 36
(71) 議案第71号（白田建設部長） …… 36
(72) 議案第72号（大森教育部長） …… 37
(73) 議案第73号（中山消防本部消防長） …… 37
(74) 議案第74号（早田経済部長） …… 37
(75) 議案第75号（白田建設部長） …… 38
(76) 議案第76号（池田副市長） …… 38
(77) 議案第77号（池田副市長） …… 39
(78) 議案第78号（池田副市長） …… 39
(79) 議案第79号（池田副市長） …… 39
(80) 議案第80号（池田副市長） …… 39
(81) 議案第81号（池田副市長） …… 39
(82) 議案第82号（池田副市長） …… 39
(83) 議案第83号（池田副市長） …… 39
(84) 議案第84号（池田副市長） …… 39
(85) 議案第85号（池田副市長） …… 40
(86) 議案第86号（池田副市長） …… 40
(87) 議案第87号（池田副市長） …… 40

（88）議案第88号（池田副市長）　…… 40
（89）議案第89号（池田副市長）　…… 40
（90）議案第90号（池田副市長）　…… 40
（91）議案第91号（池田副市長）　…… 40
11．日程第５　常任委員会委員の選任　…… 40
12．日程第６　議会運営委員会委員の選任　…… 41
13．日程追加　日程第７　議長の常任委員辞任の件　…… 43
14．散　会　…… 43

第２号（３月６日）

１．議事日程　…… 47
２．本日の会議に付した事件　…… 48
３．出席議員　…… 48
４．説明のため出席した者　…… 49
５．事務局職員出席者　…… 50
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 51
（１）服部　香代君一般質問　…… 51
○野田福祉部長答弁　…… 52
（２）服部　香代君一般質問　…… 53
○早田経済部長答弁　…… 53
（３）服部　香代君一般質問　…… 54
○中嶋市長答弁　…… 56
（４）服部　香代君一般質問　…… 57
○早田経済部長答弁　…… 58
（５）服部　香代君一般質問　…… 59
○大森教育部長答弁　…… 60
（６）服部　香代君一般質問　…… 61
○大森教育部長答弁　…… 63
（７）服部　香代君一般質問　…… 63
○大森教育部長答弁　…… 65
（８）服部　香代君一般質問　…… 66
（９）永田　紘二君一般質問　…… 66
○阿蘇品総務部長答弁　…… 67
（10）永田　紘二君一般質問　…… 67

○阿蘇品総務部長答弁 …… 68
(11) 永田　紘二君一般質問 …… 68
○阿蘇品総務部長答弁 …… 69
(12) 永田　紘二君一般質問 …… 69
○中山消防本部消防長答弁 …… 70
(13) 永田　紘二君一般質問 …… 70
○中山消防本部消防長答弁 …… 71
(14) 永田　紘二君一般質問 …… 72
○中山消防本部消防長答弁 …… 72
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 73
○阿蘇品総務部長答弁 …… 73
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 74
○中嶋市長答弁 …… 77
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 78
(18) 芋生　よしや君一般質問 …… 79
○野田福祉部長答弁 …… 80
(19) 芋生　よしや君一般質問 …… 81
○中嶋市長答弁 …… 81
(20) 芋生　よしや君一般質問 …… 82
○中嶋市長答弁 …… 82
(21) 芋生　よしや君一般質問 …… 82
○野田福祉部長答弁 …… 82
(22) 芋生　よしや君一般質問 …… 83
○野田福祉部長答弁 …… 84
(23) 芋生　よしや君一般質問 …… 85
○中嶋市長答弁 …… 85
(24) 芋生　よしや君一般質問 …… 86
○中嶋市長答弁 …… 87
(25) 芋生　よしや君一般質問 …… 87
○大森教育部長答弁 …… 88
(26) 芋生　よしや君一般質問 …… 88
○大森教育部長答弁 …… 89
(27) 芋生　よしや君一般質問 …… 89
○大森教育部長答弁 …… 89

(28) 芋生　よしや君一般質問 …… 90
○冨田水道局長答弁 …… 91
(29) 芋生　よしや君一般質問 …… 92
○早田経済部長答弁 …… 93
(30) 芋生　よしや君一般質問 …… 93
○早田経済部長答弁 …… 93
(31) 芋生　よしや君一般質問 …… 94
(32) 勢田　昭一君一般質問 …… 95
○早田経済部長答弁 …… 95
(33) 勢田　昭一君一般質問 …… 96
○早田経済部長答弁 …… 96
(34) 勢田　昭一君一般質問 …… 97
○早田経済部長答弁 …… 98
(35) 勢田　昭一君一般質問 …… 98
○大森教育部長答弁 …… 99
(36) 勢田　昭一君一般質問 …… 100
○大森教育部長答弁 …… 100
(37) 勢田　昭一君一般質問 …… 101
○大森教育部長答弁 …… 101
(38) 勢田　昭一君一般質問 …… 102
○大森教育部長答弁 …… 103
(39) 勢田　昭一君一般質問 …… 104
○大森教育部長答弁 …… 104
(40) 勢田　昭一君一般質問 …… 105
○早田経済部長答弁 …… 106
(41) 勢田　昭一君一般質問 …… 107
(42) 北原　昭三君一般質問 …… 107
○中山消防本部消防長答弁 …… 108
(43) 北原　昭三君一般質問 …… 108
○中山消防本部消防長答弁 …… 109
(44) 北原　昭三君一般質問 …… 110
○阿蘇品総務部長答弁 …… 110
(45) 北原　昭三君一般質問 …… 111
○阿蘇品総務部長答弁 …… 111

（46）北原　昭三君一般質問 …… 112
○野田福祉部長答弁 …… 113
（47）北原　昭三君一般質問 …… 114
○野田福祉部長答弁 …… 114
（48）北原　昭三君一般質問 …… 115
○宮崎市民部長答弁 …… 115
（49）北原　昭三君一般質問 …… 116
○阿蘇品総務部長答弁 …… 117
（50）北原　昭三君一般質問 …… 118
○阿蘇品総務部長答弁 …… 118
（51）北原　昭三君一般質問 …… 119
○阿蘇品総務部長答弁 …… 119
７．散　会 …… 119

第３号（３月７日）

１．議事日程 …… 123
２．本日の会議に付した事件 …… 123
３．出席議員 …… 124
４．欠席議員 …… 124
５．説明のため出席した者 …… 124
６．事務局職員出席者 …… 125
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 126
（１）有働　辰喜君一般質問 …… 126
○大森教育部長答弁 …… 127
（２）有働　辰喜君一般質問 …… 128
○大森教育部長答弁 …… 129
（３）有働　辰喜君一般質問 …… 129
○大森教育部長答弁 …… 132
（４）有働　辰喜君一般質問 …… 133
○大森教育部長答弁 …… 135
（５）有働　辰喜君一般質問 …… 135
○大森教育部長答弁 …… 136
（６）有働　辰喜君一般質問 …… 137
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 138

（７）有働　辰喜君一般質問 …… 138
（８）芹川　正美君一般質問 …… 139
○阿蘇品総務部長答弁 …… 140
（９）芹川　正美君一般質問 …… 141
○宮崎市民部長答弁 …… 141
（10）芹川　正美君一般質問 …… 142
（11）立山　大二朗君一般質問 …… 142
○早田経済部長答弁 …… 144
（12）立山　大二朗君一般質問 …… 144
○宮崎市民部長答弁 …… 146
（13）立山　大二朗君一般質問 …… 146
○宮崎市民部長答弁 …… 147
（14）立山　大二朗君一般質問 …… 148
○白田建設部長答弁 …… 148
（15）立山　大二朗君一般質問 …… 149
○中嶋市長答弁 …… 151
（16）立山　大二朗君一般質問 …… 152
○中嶋市長答弁 …… 153
（17）立山　大二朗君一般質問 …… 153
（18）冨田　弘海君質疑 …… 154
○阿蘇品総務部長答弁 …… 155
（19）冨田　弘海君一般質問 …… 156
○中嶋市長答弁 …… 157
８．日程第２　委員会付託 …… 158
９．散　会 …… 158

第４号（３月15日）

１．議事日程 …… 161
２．本日の会議に付した事件 …… 164
３．出席議員 …… 164
４．説明のため出席した者 …… 164
５．事務局職員出席者 …… 165
６．日程第１　議案第１号～議案第91号
陳情第６号～陳情第７号 …… 166

７．各常任委員長の報告 …… 166
（１）建設経済常任委員長報告 …… 166
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 168
（３）総務文教常任委員長報告 …… 170
８．質　疑 …… 172
９．討　論 …… 173
（１）芋生　よしや君討論 …… 173
10．採　決 …… 177
11．日程第２　議員提出議案第１号 …… 188
12．提案理由の説明…… 188
（１）議員提出議案第１号（北原　昭三君） …… 188
13．質　疑 …… 188
14．討　論 …… 189
15．採　決 …… 189
16．日程第３　所管事務調査の委員会付託 …… 189
17．閉　会 …… 189

２月２８日(木曜日)

平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成31年２月28日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第４号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第６号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例

議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第24号　山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例

議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市ＡＬＴ住宅条例を廃止する条例
議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第35号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例
議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例
議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例
議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第44号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例
議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例
議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算
議案第53号　平成31年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第54号　平成31年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第56号　平成31年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算

議案第58号　平成31年度六郷財産区特別会計予算
議案第59号　平成31年度城北財産区特別会計予算
議案第60号　平成31年度稲田財産区特別会計予算
議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算
議案第62号　平成31年度山鹿市病院事業会計予算
議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第64号　山鹿市定住自立圏形成方針の廃止について
議案第65号　財産の譲渡について
議案第66号　財産の譲渡について
議案第67号　財産の譲渡について
議案第68号　財産の譲渡について
議案第69号　財産の譲渡について
議案第70号　財産の譲渡について
議案第71号　財産の譲渡について
議案第72号　財産の譲渡について
議案第73号　財産の譲渡について
議案第74号　財産の貸付けについて
議案第75号　市道路線の認定について
議案第76号　教育委員会委員の任命について
議案第77号　公平委員会委員の選任について
議案第78号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第79号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第80号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第81号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第82号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第83号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第84号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第85号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第86号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第87号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第88号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第89号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第90号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第91号　稲田財産区管理委員の選任について

第５　常任委員会委員の選任

第６　議会運営委員会委員の選任

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第４号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第６号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例

議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第24号　山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例

議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市ＡＬＴ住宅条例を廃止する条例
議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第35号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例
議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例
議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例
議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第44号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例
議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例
議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算
議案第53号　平成31年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第54号　平成31年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第56号　平成31年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第58号　平成31年度六郷財産区特別会計予算

議案第59号　平成31年度城北財産区特別会計予算
議案第60号　平成31年度稲田財産区特別会計予算
議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算
議案第62号　平成31年度山鹿市病院事業会計予算
議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第64号　山鹿市定住自立圏形成方針の廃止について
議案第65号　財産の譲渡について
議案第66号　財産の譲渡について
議案第67号　財産の譲渡について
議案第68号　財産の譲渡について
議案第69号　財産の譲渡について
議案第70号　財産の譲渡について
議案第71号　財産の譲渡について
議案第72号　財産の譲渡について
議案第73号　財産の譲渡について
議案第74号　財産の貸付けについて
議案第75号　市道路線の認定について
議案第76号　教育委員会委員の任命について
議案第77号　公平委員会委員の選任について
議案第78号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第79号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第80号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第81号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第82号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第83号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第84号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第85号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第86号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第87号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第88号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第89号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第90号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第91号　稲田財産区管理委員の選任について

第５　常任委員会委員の選任

第６　議会運営委員会委員の選任

日程追加

第７　議長の常任委員辞任の件

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	宮　崎　錦　也　君
福祉部長	野　田　勝　年　君

経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
秘書政策課長	森田英美君
環境課長	樺浩介君
福祉課長	山下陽君
社会体育課長	濵武輝光君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、小川　榮二君、立山　大二朗君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月15日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　市長の説明

○議長（永田　健君）

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成31年３月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成31年度の市政運営に関する私の所信を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本経済は、政府が１月に発表した月例経済報告において、景気は緩やかに回復

しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとの見方が示されております。

県内の経済情勢も緩やかに回復しているとされ、昨年11月の有効求人倍率が全国平均を上回る1.65倍となり、住宅建設に関しては、回復しているとの判断がなされています。これらは、活発な生産活動のもと、景気が回復傾向にあることのあらわれであると思います。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子高齢化の克服による持続可能な成長経路の実現に向け、人づくり革命、生産性革命の実現と拡大、働き方改革の推進、地方創生の推進、安全で安心な暮らしの実現などに重点的に取り組むこととしています。また、10月には、全世代型社会保障制度の実現と安定的な税財源確保のため、消費税率が引き上げられることになっていますが、これに伴う需要変動への対策もあわせて講じられることになっております。

それでは、平成31年度における市政運営の基本的な方針について、ご説明いたします。

昨年は、第２次山鹿市総合計画前期基本計画及び山鹿市総合戦略に基づく各施策が着実に前進したと考えておりますが、中でも中核的な施策である菊鹿ワイナリー構想、新シルク蚕業構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想が、目に見える形になってその姿をあらわした年となりました。

平成31年度は、これら３つの戦略創造プロジェクトと菊池川流域日本遺産の取り組みを合わせたスリープラスワンをさらに磨き上げ、新たな段階へ引き上げることで、これらが一層輝く年にしたいと考えております。

また、女子ハンドボール世界選手権大会やインターハイの開催、ＮＨＫ大河ドラマ「いだてん」の放送など、スポーツと歴史文化による交流人口拡大の追い風をしっかりと受けとめ、関係自治体とも連携を強化しながら、まちのにぎわいにつなげてまいります。

引き続き、市政の各方面に目配りをしながら、本市の将来都市像である「人輝き飛躍する都市やまが」の実現に全力で取り組む所存でございます。

続きまして、平成31年度の予算編成方針について、ご説明申し上げます。

本市では、普通交付税の段階的縮減と生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が今後見込まれることから、一般財源の確保がますます厳しくなる一方、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加するとともに、老朽化が進む公共施設や公共インフラの維持・更新費用の増加や合併後の社会資本整備に充てた地方債の償還もあり、厳しい財政運営が続く状況にあります。

しかし、人口減少や過疎化といった本市が抱える構造的な課題に対しても真正面

から向き合い、引き続き、地域に希望と活力を与え続け、住民の心の豊かさ・満足度の最大化を目指してまいります。

このような考えのもと、限られた財源の選択と集中、並びに事業執行の効率化を徹底した予算編成により、平成31年度の一般会計予算の総額は、284億7500万円となり、これに８特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で473億8425万円となっております。

それでは、ただ今申し上げました予算編成方針に基づき、３本の柱ごとに重点的に取り組む施策の概要について、ご説明いたします。

まず、第１の柱、「人を創る」についてであります。

幼児期から学齢期における子供たちの志を育て、生き抜く力を育むために、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを深化させることで、社会全体の教育力の向上を目指すとともに、子供たちを育む環境の整備を着実に進めていきます。

また、学校規模適正化計画及び公立保育園・幼稚園再編整備計画に基づく、教育保育施設の統廃合、民営化を進めてまいります。

①子供一人一人へのきめ細かな支援の充実につきましては、通常学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒や不登校ぎみの児童生徒に対し、個々の状況に応じた適切な指導・支援を行うため、サポートティーチャーを増員配置することを通じて、子供たちにより細やかな支援を行うとともに、教職員の負担を軽減し、子供たちと向き合う時間に振り分けることで、不登校対策やいじめの未然防止・早期発見に向けた取り組みを強化してまいります。

②学校規模適正化事業につきましては、少子化が進む中で、児童生徒が適正な教育環境で学校生活を送ることができるよう、学校規模適正化基本計画第２次計画に基づき、学校の再編を図ってまいります。平成31年度は、翌年度の４月開校を目指す鹿本小学校の施設整備を進めてまいります。

次に、第２の柱、「経済を創る」についてであります。

基幹産業である農林業の活性化のため、収益性の高い農林業の実現を目指し、将来にわたり地域農業を支える担い手の育成、農地集積・集約化の推進、基盤整備の推進などの施策を積極的に進めてまいります。また、日本型直接支払制度等を有効活用し、農業・農村の多目的機能の維持・強化を図ってまいります。

さらに、商工及び観光振興面では、山鹿の地に域外からヒト・カネ・モノ・情報を呼び込み好循環させるため、福岡都市圏を再重点地域に位置づけ、これまで磨き上げてきた地域資源を活用して、商工・観光事業者など多様な関係者の連携協働によるもうかる仕組みづくりを進めてまいります。

①農業担い手支援総合対策事業につきましては、農業就業人口の減少や高齢化に

より、本市農業の担い手不足が懸念される中で、新規就農者の確保・定着化や集落営農組織の育成及び認定農業者や農業法人等の経営基盤強化を図る施策を展開するとともに、農地集積・集約化を進めることで、効率的な地域農業の維持・発展を目指してまいります。

②農産物生産振興事業につきましては、効率的で生産性の高い農業の実現を図るため、国や県の事業を活用し、労力の低減及び作業効率を高める機械やコストの低減及び生産性を高める設備等の導入を支援してまいります。また、地域の特性を生かした高品質な農産物の生産及び特産品の振興に対する取り組みを支援することで、高付加価値化による売れる山鹿の農産物を確立し、農業者の生産意欲の向上とともに、足腰の強い農業経営による収益性を高めた産地化を目指してまいります。

③観光戦略プロモーションの推進につきましては、福岡都市圏を最重点地域と位置づけた上で、観光ニーズの把握、受け入れ態勢の質の向上、効果的な情報発信といった誘客促進に努めるとともに、山鹿灯籠、菊鹿ワイナリーを初め、日本遺産などの観光資源を生かし、市内を周遊する仕組みを構築してまいります。このことにより、福岡都市圏からの観光客をさらに増加させ、滞在時間の延長を通じた宿泊者と消費額の増加、リピーターの獲得につなげてまいります。

④観光客受け入れ態勢の充実につきましては、受け入れ環境の整備・充実を図るため、宿泊施設の魅力充実及びおもてなし向上に取り組む事業者を後押ししてまいります。

また、２次交通アクセスの強化対策として、平成30年度から熊本県及び県北地域４市町で取り組んでいる阿蘇くまもと空港からの無料シャトルバスの試験運行に加え、新たに福岡都市圏からの誘客を図るため、久留米市から山鹿・平山温泉まで、直行高速バスの試験運行を開始いたします。

最後に、第３の柱、「住み続けたいまちを創る」についてであります。

市民誰もが住みなれた地域で生き生きと、自分らしく暮らし続けられるまちづくりに向けて、高齢者や障害者が活躍できる機会・場の創出や健康・医療・福祉・介護の各分野の連携を図るとともに、住まいや地域づくり、働き方の改革に産学官民が一体となって取り組む体制を整備してまいります。

また、地域コミュニティーの維持のため、引き続き、住民みずからが主体的に行う地域づくり活動を支援し、活力ある地域づくりを進めてまいります。

①健康づくり推進事業につきましては、本市では、従来からライフステージに応じた健康診断の実施や受診勧奨を行うことにより、疾病、特に生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組んでまいりました。

これを踏まえ、本事業では市民歩こう運動の前進を初め、特に健康や運動無関心

層をターゲットに、健康づくりのための運動や生活習慣の動機づけ及び定着化の取り組みにより、市民一人一人が自分の健康は自分で守る、つくるという意識の変革を図ってまいります。

これにより、検診の受診率の向上、健康づくり習慣の定着化、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につなげてまいります。

②移住定住促進事業につきましては、市外在住の方に移住・定住の地として山鹿市を選択してもらえるよう、都市部で開催される移住相談会へ参加したり、菊池川流域４市町合同で、魅力ある情報の発信や受け入れ環境づくりを継続して行ってまいります。

また、お試し住宅やお試し滞在支援により、本市の地域特性、日常の暮らし及び集落活動等を実際に体験し体感してもらうことで、具体的な生活のイメージを持っていただき、円滑な移住につなげてまいります。

さらに、空き家バンクの充実を図り、空き家バンクを活用した改修費補助による住環境整備の支援や三世代同居住宅支援を行ってまいります。

加えて、移住体験ツアーを開催し、移住希望者が、先輩移住者や地域住民との交流を通じて、移住・定住の意思を確かなものにできるよう、強く後押ししてまいります。

こうした取り組みの相乗効果により、市外からの新しい人の流れをつくり、特に若い世代の定着を目指してまいります。

以上、３つの重点施策のほかに、以下の重要事業にも取り組んでまいります。

11月30日から山鹿市を含む５会場で開催される女子ハンドボール世界選手権大会は、世界最高レベルの試合を観戦できる絶好の機会です。そのため、市民に夢と感動を与え、ハンドボールのまちやまがの名にふさわしい大会になるよう、全力で取り組んでまいります。

熊本地震を踏まえ、防災拠点となる消防署所の耐震化に向けて、老朽化が進んでいる鹿北分署の整備に着手します。これにより、鹿北地域の安全・安心な暮らしと消防機能の更なる充実強化を実現してまいります。

森林環境譲与税の創設に伴い、森林経営計画未策定箇所の森林所有者への意向調査や説明会を実施し、その意向調査の内容を踏まえ、森林所有者や境界の明確化、未整備森林の整備に取り組み、森林の適正管理と林業の成長産業化を進めてまいります。

上がり灯籠が奉納される大宮神社の参道でもある市道の舗装整備に合わせ、市民が歩きやすい空間を確保することにより、大宮神社と上がり灯籠が織りなす歴史的風致の維持向上と交通の安全に努めてまいります。

以上、平成31年度の市政運営や予算編成に当たっての私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。

さて、４月１日には、永年の懸案でありました山鹿市環境センターが、地元住民の皆様を初め、関係者の皆様方のご理解とご協力により、本格稼働いたします。今後、市民生活に不可欠な施設として、安全で効率的かつ安定的なごみの焼却処理に努めてまいります。

また、同日には、鹿本幼稚園と幼慈園を統合した、県下初の公立認定こども園である鹿本こども園が開園いたします。就学前の子供に教育と保育を一体的に提供することで、多様化する保護者のニーズに応えることができるものと考えております。

本日から16日間にわたりご審議いただきます議案は、条例47件、予算16件、財産の譲渡及び貸付け10件、市道路線の認定１件、人事案件16件、その他１件の計91件でございます。これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、ご審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第１号～議案第91号

○議長（永田　健君）

日程第４、議案第１号から議案第91号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）について、ご説明します。

今回の補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う調整、財源の組み替え、基金積み立てのほか、国の平成30年度第２次補正予算に係る取り組みです。

それでは、１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に4351万7000円を追加し、総額を328億4837万5000円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表は、繰越明許費補正です。（款）教育費の学校施設環境改善事業の設定額を変更するほか、（款）民生費のプレミアム付商品券事業ほか、７つの事業につきまして年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。

６ページをお願いします。

第３表、地方債補正です。事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴う起債限度額の変更を行うものです。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明します。

20ページをお願いします。

（款）総務費、（目）地域振興費の補正額555万2000円は、人材確保に伴う人件費の増加及び輸送人員の減少に伴う経常収入の減少により、経常収支が悪化している路線バスの赤字補塡に係る補助金について増額するものです。

21ページをお願いします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中のプレミアム付商品券事業543万6000円は、国の第２次補正予算に係る事業として本年10月１日に予定されている消費税率の引き上げに対し、低所得者及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、プレミアム付商品券の発行を行うための準備経費です。

次の国民健康保険事業特別会計繰出金1286万7000円は、国民健康保険の保険基盤安定繰出金の確定に伴い増額するものです。

（目）高齢者福祉総務費の補正額942万3000円は、平成30年度介護報酬単価の改定に伴う介護給付費の増加に対して、介護保険事業特別会計繰出金を増額するものです。

22ページをお願いします。

（目）児童措置費の補正額6562万8000円は、保育士の処遇改善加算及び人事院勧告に準じた保育給付単価の改定に係るもののほか、地域型保育事業所が２カ所新設されたことに伴い、私立保育所運営費を増額するものです。

23ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額1226万3000円は、国の第２次補正予算に係る担い手確保・経営強化支援事業を活用し、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械の導入を支援するものです。

27ページをお願いします。

（款）教育費、（目）幼稚園費の補正額1423万7000円は、人事院勧告に準じた認定こども園運営費単価の改定に係るもののほか、市内の認定こども園の定員引き下げによる給付単価の増加に伴い、認定こども園運営費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

続きまして、議案第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9000万円を追加し、72億2282万6000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養給付費の補正額7000万円及び中段の（目）一般被保険者高額療養費の補正額2000万円は、ともに決算見込みに伴う補正でございます。

下段の（款）国民健康保険事業費納付金、（目）一般被保険者医療費給付費分は、財源の組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額の増減はございませんが、歳入予算の組み替えを行うものです。

６ページをお願いいたします。

歳入、下段の（款）繰越金の補正額632万6000円を全額歳入予算に組み入れるため、上段（款）後期高齢者医療保険料との組み替えを行うものでございます。

さらに続きまして、議案第４号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6419万7000円を追加し、64億305万7000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の減額補正額4770万円は、第７期介護保険事業計画に基づく施設整備を予定をしておりましたが、要件を満たす計画の提出がなかったため、減額をするものです。

中段、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正額7538万8000円は、給付費の実績見込みに伴う補正でございます。

下段、（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額3650万9000円は、平成29年度決算剰余金及び基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第５号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、障害者である職員等がその障害の特性等に応じて、早出・遅出勤務ができるよう定めるほか、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第６号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、学校教育法等の改正に伴い、関係する条例について法律の引用条項を改めるほか、技術管理者等の資格要件として専門職大学に関するものを加える等、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は平成31年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、本年10月１日に予定されております消費税及び地方消費税の税率の引き上げ、またあわせて受益と負担の適正化に基づき、使用料等の一部について見直しを行うものです。

主な内容は、行政財産の使用期間における１年未満の端数について、日割りにより計算するものとすることのほか、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

なお、本案を初めとして、本定例会におきまして同様の理由により42件の施設使用料等の改定について提案しております。

続きまして、議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに使用料等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第９号は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに一般廃棄物の処理に係る手数料の見直しに伴い、また議案第10号は、使用料の見直しに伴い、それぞれ所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、これらの条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例、議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例及び議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら４案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに使用料等の見直しに伴い、それぞれ所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、これらの条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例、議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例、議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例、議案第18号　山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例、議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

及び議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第15号から議案第20号までの６案件のうち、議案第18号を除く５案件につきましては、ことし10月１日に予定されております消費税及び地方消費税の税率の引き上げ、またあわせて受益と負担の適正化に基づき、使用料等の一部について見直し、議案第18号につきましては、使用料において円単位の端数を10円単位に切り上げて改定し、それぞれ所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、これらの条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

次に、議案第21号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、土地改良法等の改正に伴い、引用する条項の改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、平成31年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例、議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例、議案第24号　山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例及び議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら４案件は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ、またあわせて受益と負担の適正化に基づき、使用料等の一部について見直しを行い、それらに伴う所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、これらの条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例、議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例及び議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら４案件のうち、議案第27号については、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに使用料の見直しに伴うもので、残り３案件につきましては、消費税率の引き上げに伴い、それぞれ所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、これらの条例は、本年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら２案件は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、それぞれ所要の規定の整備を行うものでございます。

附則としまして、これらの条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第32号　山鹿市ＡＬＴ住宅条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、菊鹿地域にあります山鹿市ＡＬＴ住宅を廃止するため、条例を廃止する必要があり、提案するものです。

山鹿市ＡＬＴ住宅は、ＡＬＴ、すなわち外国語指導助手の住居確保を目的に、平成11年度にその専用住宅として菊花寮敷地内に整備されたものでございます。平成23年度末までＡＬＴ１名が入居しておりましたが、指導する担当区域が指定された一定地域だけから、市内全域の小中学校を担当する業務形態へと移行したことに伴い、指導により利便性が高いところに転居したため、ここ７年間にわたり利用がない状態が続いておりました。また、今後も利用が見込めないことから、ＡＬＴ住宅を廃止するものでございます。

廃止後は、既に普通財産になっております菊花寮及び隣接する保育所跡地とあわせて、民間による一体的な活用を軸に検討を進めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例、議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、議案第35号　山鹿市立博物館

条例の一部を改正する条例、議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例、議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例、議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例、議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例、議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例、議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例及び議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら11案件は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに公の施設に係る受益と負担の基準に合わせた社会教育施設の使用料等の見直しに伴い、それぞれの所要の規定の整備を行うものです。

なお、議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例につきましては、使用料の改定とあわせて、利用形態見直し、宿泊に関する条項を削除をいたしております。

附則といたしまして、これらの条例は一部を除き、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第44号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例、議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例、議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例、議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例及び議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これら６案件も、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに公の施設に係る受益と負担の基準に合わせた社会体育施設の使用料等の見直しに伴い、それぞれの所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、これらの条例は平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第50号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、児童館の運営に関して意見聴取などを行う児童館運営審議会にかわり、子ども・子育て会議においてこれらを行うため、条例の一部を改正する必要があり、提案するものです。

この子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子供・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査や審議をすることを目的に設

置しております。

今回、子ども・子育て会議と児童館運営審議会の目的が重複していることから、子ども・子育て会議において児童館の運営に関しても一括して意見聴取などを行うよう条文の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条文及び所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。ただし、第２条第１号及び同条第３号の改正規定につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算について、ご説明します。

初めに、予算編成の方針及び基本的な考え方について申し上げます。

平成31年度の財政運営に当たりましては、人口減少や過疎化の進行といった本市の構造的課題に真正面から向き合い、地域に活力を与え、住民の豊かさや満足度の最大化を図るため、第２次山鹿市総合計画に掲げる、「人を創る」、「経済を創る」、「住み続けたいまちを創る」の着実な推進を図ります。加えて、平成31年度は山鹿市総合戦略の推進期間の最終年度に当たり、「やまがの経済の飛躍」、「人が創る地域と未来」を基本とした地方創生の各種施策の仕上げに取り組んでまいります。

また、交付税の算定特例の終了を見据え、将来世代に負担を先送りすることなく、重点事業に係る財源を確保する観点から、第３次財政構造改革大綱に基づく改革を確実に実行し、限られた経営資源を効率的・効果的に活用し、最大限の効果を生む施策を展開してまいります。

なお、本年10月１日に予定されております消費税率の引き上げに対しましても、適切に対応してまいります。

それでは、１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を284億7500万円と定めるものです。

第２条から第５条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

10ページをお願いします。

第２表、債務負担行為です。１の生活困窮者自立相談・家計改善支援業務を初めとして、30の事項につきまして、債務の期間、限度額を記載の通り定めています。

14ページをお願いします。

第３表、地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債のほか、25の事業に係るものについて定めており、総額で28億60万円です。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明します。

23ページをお願いします。

市税につきましては、市民税において生産年齢人口の減少等を背景に、1610万円の減収を見込む一方で、次のページの固定資産税において新築家屋や償却資産の増加により、8360万1000円の増収を見込んでいます。

31ページをお願いします。

森林環境譲与税につきましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されることに伴い、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口案分基礎として、平成31年度から交付されるもので、1300万円を見込んでいます。

35ページをお願いします。

地方消費税交付金につきましては、本年10月１日に予定されております消費税率の引き上げに伴い、3400万円の増加を見込んでいます。

38ページをお願いします。

環境性能割交付金につきましては、消費税率の引き上げに合わせ、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が創設されることに伴い、平成31年度から交付されるもので、500万円を見込んでいます。

40ページをお願いします。

地方交付税につきましては、普通交付税の合併算定特例の縮小に伴い、前年度比２億円減の104億円を見込んでいます。

71ページをお願いします。

市債につきましては、平成30年度におきまして一般廃棄物処理施設整備事業やカ

ルチャースポーツセンター整備事業が完了したことに伴い、前年度比28億6740万円減の28億60万円の発行を予定しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明します。

78ページをお願いします。

（款）総務費、（目）地域振興費の中の移住定住促進事業は、移住相談員の配置など移住定住者の確保に向けた受け入れ環境の充実を図るものです。

90ページをお願いします。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の中の放課後児童健全育成事業は、放課後や長期休暇期間中の児童が安全で安心して過ごせることができる場の提供を図るため、新たに３つのクラブの設立を含め、市内12学区において20クラブの運営を予定しております。

92ページをお願いします。

（目）保育所費の中の認定こども園運営費は、保護者の就労状況等に柔軟に対応するため、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、児童福祉と学校教育の両面から子供一人一人へのきめ細やかな発育を支援するための施設として、鹿本こども園を本年４月に開設し運営するものです。

94ページをお願いします。

（款）衛生費、（目）予防費の各種予防対策事業は、定期予防接種による感染症防止対策を引き続き進めるとともに、全国的に増加傾向にあります風疹への対策にも重点的に取り組んでまいります。

98ページをお願いします。

（目）ごみ処理費の中のごみ処理費及び環境センター管理費は、本年４月から本市単独での新たな一般廃棄物処理施設が稼働することに伴い、祝日等におけるごみ収集の実施など、市民の利便性の向上を図りつつ、施設を効率的に運営してまいります。

100ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業は、新規就農者の育成・確保などの支援を初め、農地の効率的な利用、担い手への集積を支援してまいります。

105ページをお願いします。

（款）商工費、（目）商工振興費の中の商業振興対策事業は、経済の活性化のため、商業・観光業者が一体となってにぎわいを創出し、景気の好循環を生むための仕組みづくりを推進するものです。

また、106ページの山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業、（目）観光費の中の

受入態勢充実費は、観光産業の活性化のため、情報発信の強化を初め、２次交通アクセスの整備や宿泊施設の魅力向上に取り組む事業者への支援を通して、受け入れ態勢の充実を図るものです。

112ページをお願いします。

（款）土木費、（目）街路費の歴史的地区環境整備街路事業は、豊前街道沿い及びその周辺の町並みを整備することにより、市民の住環境や安全性の向上はもとより、来訪者が快適に回遊できる空間の創出を目指すものです。

115ページをお願いします。

（款）消防費、（目）消防施設費の中の常備消防施設整備事業は、消防力の維持・強化を図るため、消防車両更新計画に基づき、はしごつき消防ポンプ自動車の更新を行うものです。

また、防災行政無線施設整備事業は、山鹿地区及び鹿本地区における防災行政無線のデジタル化に取り組むものです。

消防庁舎施設整備事業は、昭和49年に建設された鹿北分署につきまして、老朽化、耐震力不足に対応するため、消防庁舎の整備に係る設計を行うものです。

120ページをお願いします。

（款）教育費、（目）小学校の学校建設費の学校規模適正化事業（鹿本小学校）は、来年４月の開校を目指し、引き続き鹿本小学校の整備を推進するものです。

127ページをお願いします。

（目）保健体育総務費の中の女子ハンドボール世界選手権大会は、本年11月から12月にかけて実施される大会について、その成功に向けまして、広報活動、応援態勢の構築、学校観戦の積極的な実施に取り組みます。

以上、歳出予算につきまして、概略説明を申し上げましたが、事業ごとの内容等につきましては、別冊で作成しております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、当初予算のあらましを作成しておりますので、あわせてご参照をお願いします。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第53号　平成31年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を73億638万5000円と定めるものです。

第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

（款）国民健康保険税は、総額11億8667万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

中段の（款）県支出金、（目）保険給付費等交付金54億3487万9000円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う年間の医療費相当額を県から歳入するものです。

12ページをお願いいたします。

（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、５億7986万円を計上しており、全て法定内の繰り入れであります。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院・外来等における療養給付に係るもので、総額44億9251万4000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

下段から19ページにかけての（款）国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業の財政運営主体となる熊本県に支払う納付金でございます。３つの項ごとに合計して18億1040万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導等に係る経費で、5891万9000円を計上しております。

続きまして、議案第54号　平成31年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を７億8245万1000円と定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）後期高齢者医療保険料は、総額４億9941万3000円を計上しております。

３段目の（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は法定内の繰り入れで、事務費繰入金と保険料軽減のための保険基盤安定繰入金を合わせまして２億3511万3000円を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

下段の（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、山鹿市が徴収しました後期高齢者医療保険料を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うもので、７億3578万1000円を計上しております。

次のページの上段、（款）保健事業費は、高齢者健診やその結果に基づく保健指導・保健教育など、後期高齢者の健康増進に資する経費で、3705万9000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額を８億4065万1000円と定めるものであります。

第２条から第３条は、債務負担行為、地方債について定めるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

第３表は、地方債の限度額などを記載のとおり定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

８ページをお願いいたします。

（款）の２使用料及び手数料、（目）の１農業集落排水施設使用料につきましては、１億9580万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

（款）の１農業集落排水事業費、（目）の２処理場管理費２億1426万8000円は、

20カ所の処理場に係る修繕料及び処理場管理委託料、三玉・八幡汚水受入負担金などを計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第56号　平成31年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を64億313万3000円と定めるものです。

第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）保険料、（目）第１号被保険者保険料につきましては、65歳以上の高齢者にご負担いただく保険料として10億6898万1000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金は、法定内の繰り入れで９億4002万8000円を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費は、要介護１から要介護５までの認定を受けられた方に対する自宅や施設での介護サービス給付費に係るものであり、52億3880万円を計上しております。

次の、（目）介護予防サービス給付費は、要支援１及び要支援２の認定を受けられた方に対するサービス給付費で、１億1596万2000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援の認定を受けた方や基本チェックリストにより、介護予防・生活支援が必要と認められる方への介護予防対策に係るもので、１億9477万7000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

（目）包括的支援事業費7962万2000円は、地域包括支援センターを拠点として行う高齢者の総合支援や権利擁護業務などに係る経費でございます。

（目）任意事業費1014万2000円は、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援や認知症対策等に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を２億3988万8000円と定めるものです。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

９ページにかけて、歳入予算を計上いたしております。

（款）使用料及び手数料の簡易水道使用料につきましては、5307万4000円を見込んでおります。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（目）施設管理費の3861万1000円は、簡易水道施設の維持管理経費でございます。

同じく、（目）の施設建設費5882万7000円は、簡易水道施設の施設整備費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

議案第58号から議案第60号までの財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第58号　平成31年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を61万8000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費48万6000円、主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

次に、議案第59号　平成31年度城北財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を756万円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費649万7000円、主なものは委員報酬及び下草刈り、作業道の維持管理に係る経費でございます。

最後に、議案第60号　平成31年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を45万8000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費33万6000円、主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量であります。給水戸数１万2090戸、年間総給水量273万4000立方メートルでございます。１日平均給水量7470立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業等に２億2711万3000円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。（第１款）水道事業収益を４億5011万円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益４億3611万円であります。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費用は、４億3942万5000円を予定してお

ります。内訳は、営業費用３億9024万8000円、企業債利息等の営業外費用4617万6000円であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。（第１款）資本的収入を１億3231万6000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債及び工事負担金等であります。

次に、支出ですが、資本的支出は３億3807万6000円を予定しております。内訳は、水道管の耐震化整備及び水源地の電気設備更新等に係る建設改良費２億3790万8000円と企業債償還金であります。

第５条から第９条につきましては、債務負担行為、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第62号　平成31年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。病床数は、一般病床197床、感染症病床４床、計の201床でございます。年間の延患者数は、入院５万3436人、外来５万6608人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院146人、外来232人を見込んでおるところでございます。主な建設改良事業は、医療機器整備事業に6000万円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第３条は、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）病院事業収益は、37億5898万円を見込んでおります。内訳は、入院・外来収益などの医業収益として33億641万1000円、補助金負担金などの医業外収益４億4956万9000円、特別利益として300万円でございます。

次に、支出です。（第１款）病院事業費用は、37億3976万4000円を予定しております。内訳は、給与費、薬品等の材料費などの医業費用として36億5389万6000円、償還利息などの医業外費用として7586万8000円、特別損失1000万円でございます。

３ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）資本的収入は、6000万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債5730万円、他会計繰入金270万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出は、５億3124万2000円を予定しております。内訳は、建設改良費6000万円、企業債の元金償還に係る企業債償還金４億7124万2000円でございます。

４ページをお願いいたします。

第５条から、５ページの第９条につきましては、企業債、一時借入金、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そして、たな卸資産購入限度額について、それぞれを定めるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。排水件数を１万1013件、年間総排水量を727万3840立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、管渠及び下水処理場整備事業に２億3082万円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益は、13億270万円を見込んでおります。内訳は、営業収益７億2103万2000円、営業外収益５億8166万6000円などであります。

次に、支出ですが、（第１款）下水道事業費用は、12億6760万6000円を予定しております。内訳は、営業費用11億3777万6000円、営業外費用１億2583万円などであります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

収入より、ご説明いたします。（第１款）資本的収入は、２億8867万2000円を見

込んでおります。内訳は、企業債１億6800万円、補助金１億1867万2000円などであります。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は、６億1545万8000円を予定しております。内訳は、山鹿及び鹿本処理区の管渠及び下水処理場の整備に係る建設改良費２億3082万円、企業債償還金３億4463万8000円などであります。

第５条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給及び山鹿浄水センター運転維持管理業務委託について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いいたします。

第６条から第９条は、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第64号　山鹿市定住自立圏形成方針の廃止について、ご説明します。

本案は、まず山鹿市を中心とし、和水町を周辺町として、両市町が相互に役割を分担しつつ連携・協力することで、圏域全体に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力あふれる定住自立圏を形成するため、山鹿市・和水町定住自立圏形成協定を平成30年６月締結しました。さらに、本年４月に圏域の将来像や具体的取り組みを掲げた山鹿市・和水町定住自立圏共生ビジョンがスタートすることを受けて、合併１市圏域による山鹿市定住自立圏形成方針を廃止する必要があるため、規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第65号　財産の譲渡について、ご説明します。

本案は、山鹿市菊鹿町太田にあります畜産センター跡地につきまして、貸し付けを受け、たばこ共同乾燥施設を建設・使用している葉たばこ生産組合に対し、当該地を譲渡し、引き続きたばこ共同乾燥施設用地として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類は土地、所在は山鹿市菊鹿町太田字長谷原61番１ほか２筆、地目は宅地及び雑種地、地積は計4555.94平方メートルです。譲渡価格は97万1564円、契約の相手方は山鹿市菊鹿町太田61番地、菊鹿町葉たばこ生産組合組合長、立花　敬介氏でございます。

以上、ご説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第66号から議案第71号までの財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

これら６案件は、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回譲渡する財産は、山鹿市鹿北町芋生にあります幸ヶ丘第２団地12戸のうち、平成15年度に建設しました８戸のうちの６戸につきまして譲渡を行うものです。

譲渡の理由としましては、幸ヶ丘第２団地は、旧鹿北町におきまして、過疎対策、若者の移住定住を目的に建設された単独市営住宅でございます。入居から15年後に用地を含め払い下げを行うこととして入居決定がなされており、払い下げの期限が本年３月31日となるため、譲渡を行うものです。

まず、議案第66号について、ご説明申し上げます。

譲渡する財産の所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番40、土地の面積は174.91平方メートル、建物の構造は木造２階建て、床面積は83.62平方メートル、以下、建物の構造と床面積は同一ですので省略します。譲渡価格は219万2005円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｂ棟、虎口　明主であります。

続きまして、議案第67号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番41、土地の面積は220.47平方メートル、譲渡価格は244万2585円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｃ棟、伊藤　裕之であります。

続きまして、議案第68号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番５、土地の面積は199.54平方メートル、譲渡価格は142万7470円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｅ棟、梅田　裕紀であります。

続きまして、議案第69号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番47、土地の面積は190.3平方メートル、譲渡価格は47万6650円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｆ棟、草野　洋一であります。

続きまして、議案第70号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番６、土地の面積は196.66平方メートル、譲渡価格は231万1630円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｇ棟、塚本　信夫であります。

続きまして、議案第71号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番50、土地の面積は199.69平方メートル、譲渡価格は232万8295円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１、幸ヶ丘第２団地Ｈ棟、黒田　茂樹であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第72号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、平成29年度事業で建設いたしました石６区公民館を地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図っていただくため、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市石字水洗879番地２、構造は木造平屋建て、床面積は162.43平方メートルです。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市石879番地２、石６区自治会会長、池田　久雄であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第73号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案の市有財産の建物につきましては、利用形態から見まして受益者が限定されるため、地元自治会に譲渡し、引き続き消防団詰所及び消防小型動力ポンプ積載車格納庫として効率的活用を図るため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類につきましては建物、所在は山鹿市石字水洗878番地２、構造は木造平屋建て、床面積は65.67平方メートルであります。譲渡価格につきましてゼロ円、契約の相手方は山鹿市石879番地２、石６区自治会会長、池田　久雄でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第74号　財産の貸付けについて、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市菊鹿町上内田にあります旧内田保育園園舎を農産物の加工品開発をされている地元の団体へ貸し付け、６次産業化推進のための施設として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

貸し付ける財産の種類は建物、所在は山鹿市菊鹿町上内田字小田560番地１、構造は鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積は全体面積360平方メートルのうち136.5平方メートルであります。貸付価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市菊鹿町上内田474番地、菊鹿町干し柿研究会会長、松本　英亮、貸し付けの期間は平成31年４月１日から平成36年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第75号　市道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至った経緯につきましては、地元より要望書の提出を受け、本市道路網の一つとして、一般交通のために使う必要があると判断し、認定をしようとするものです。

路線番号82957号、路線名、日置立石線、起点は山鹿市方保田字日置、終点は山鹿市方保田字立石です。

なお、２ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時53分　休憩

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第76号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、野中　米里氏が、本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでご

ざいます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第77号　公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、中原　正則氏が、本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第78号から議案第84号までの六郷財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の７名の委員が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の六郷財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第78号では、現委員、髙塚　正義氏の任期満了に伴い、新たに田中　和義氏を六郷財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第79号では、現委員、小澄　正晴氏の任期満了に伴い、新たに月足　正信氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第80号では、現委員、一法師　悟氏の任期満了に伴い、新たに山品　森雄氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第81号では、現委員、長迫　隆博氏の任期満了に伴い、新たに丸山　信敏氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第82号では、現委員、池上　賢正氏の任期満了に伴い、新たに田中　正信氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第83号では、現委員、竹下　誠氏の任期満了に伴い、新たに前田　信博氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第84号では、現委員、古閑　孝昭氏の任期満了に伴い、新たに岡　東洋夫氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第85号から議案第91号までの稲田財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の７名の委員が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の稲田財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第85号では、現委員、星子　正章氏の任期満了に伴い、新たに古閑　龍二氏を稲田財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第86号では、現委員、吉海　一誠氏の任期満了に伴い、新たに緒方　孝徳氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第87号では、現委員、前田　吉成氏の任期満了に伴い、新たに高橋　保幸氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第88号では、現委員、酒井　康臣氏の任期満了に伴い、新たに池田　雄一氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第89号では、現委員、津留　洋利氏の任期満了に伴い、新たに前田　春喜氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第90号では、現委員、佐藤　稔氏の任期満了に伴い、新たに星子　千幸氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第91号では、現委員、中川　一夫氏の任期満了に伴い、新たに渡邉　孝氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第５　常任委員会委員の選任

○議長（永田　健君）

日程第５、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

その氏名を職員に朗読させます。

［職員朗読］

総務文教常任委員会委員、寺崎　勇児議員、平井　邦廣議員、芹川　正美議員、冨丸　洋一郎議員、服部　香代議員、勢田　昭一議員、小川　榮二議員。

市民福祉常任委員会委員、永田　紘二議員、堀　茂幸議員、吉本　政幸議員、藤本　峰秀議員、永田　健議員、有働　辰喜議員、芋生　よしや議員。

建設経済常任委員会委員、横手　啓介議員、池田　誠一議員、藤原　豊議員、北原　昭三議員、冨田　弘海議員、立山　大二朗議員。

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による各常任委員会を招集いたします。

直ちに各常任委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は、総務文教委員控室を総務文教常任委員会、市民福祉委員控室を市民福祉常任委員会、建設経済委員控室を建設経済常任委員会といたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後１時24分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時48分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、寺崎　勇児君、副委員長、服部　香代君。

市民福祉常任委員会委員長、堀　茂幸君、副委員長、吉本　政幸君。

建設経済常任委員会委員長、冨田　弘海君、副委員長、北原　昭三君。

以上のとおりであります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第６　議会運営委員会委員の選任

○議長（永田　健君）

日程第６、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員は、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

その氏名を職員に朗読させます。

［職員朗読］

議会運営委員会委員、寺崎　勇児議員、堀　茂幸議員、吉本　政幸議員、北原　昭三議員、冨田　弘海議員、服部　香代議員。

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による議会運営委員会を招集いたします。

直ちに議会運営委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は、第３会議室といたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後１時50分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時55分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長、北原　昭三君、副委員長、服部　香代君。

以上のとおりであります。

ここで、しばらくの間、一身上の都合により退席しますので、副議長と議長を交代いたします。

［議長　永田　健君　退場］

［副議長　藤原　豊君　議長席着席］

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○副議長（藤原　豊君）

しばらくの間、永田　健議長にかわって議長の職務を行います。

議長から、常任委員辞任の申し出がありました。

お諮りします。

議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（藤原　豊君）

ご異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第７　議長の常任委員辞任の件

○副議長（藤原　豊君）

日程第７、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

永田議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（藤原　豊君）

ご異議なしと認めます。したがって、永田議長の常任委員辞任を許可することに決しました。

ここで議長と交代いたします。

［議長　永田　健君　入場］

［議長　永田　健君　議長席着席］

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時58分　散会

～～～

３月６日（水曜日）

平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成31年３月６日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）受動喫煙対策等について

①改正健康増進法

②農業振興の観点

③市役所の対応

（２）バイオマスセンターについて

（３）読書のまち山鹿の取り組み等について

①市民の読書推進の取り組みの状況

②学校における公立図書館の活用

③図書館の役割

２．永田　紘二

一般質問

（１）自主防災組織の活動の現状と今後について

（２）消防団の組織と活動の現状と今後の対策について

（３）教育委員会委員の選定の過程について

３．芋生　よしや

一般質問

（１）国保税の引き下げについて

①協会けんぽと比べて

②子供の均等割り

（２）就学援助について

①受給者数、手続方法、新設増額分の対応

（３）水道民営化についての見解

（４）市民要求実現

①さくら湯の駐車場

４．勢田　昭一

一般質問

（１）経済を支える「農・林・商・工業」の支援について

①菊鹿ワインブドウ生産の今後の体制は

②耕作放棄地の田畑・所有者不明の竹林・雑木林の現状と対策は

③地元高校生の地元企業への就職対策は

（２）子供を支える「子育て・子供・若者」の支援について

①小学校の体育部活動から社会体育への移行は順調か

②スクールバスの乗降に必要なバス停の設置は

③給食費の無償化は

（３）「自然と歴史・観光の魅力を発信する」の支援について

①日本遺産の最終年の活動と次年度からの活動は

②自転車レースの成果と課題は

③山鹿灯籠踊りの団体と踊り手

５．北原　昭三

一般質問

（１）安心・安全な暮らしについて

①Net119 緊急通報システム

②＃7119 救命救急安心システム

（２）防災行政無線の情報伝達手段等について

（３）小児がんの早期発見について

（４）交通弱者対応等について

①あいのりタクシーの利用状況と今後の方向性

②自動車運転免許証自主返納に対する特典は

（５）危険空き家の実態等について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　立　山　大二朗　君

２番　小　川　榮　二　君

３番　芋　生　よしや　君

４番　勢　田　昭　一　君

5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君

防災監理課長	木村隆男	君
地域生活課長	近藤　敏	君
健康増進課長	渡辺研一	君
国保年金課長	徳永謙吾	君
商工観光課長	渡邊義明	君
社会教育課長	園田正尚	君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠	君
局長補佐兼議事係長	中村武志	君
書記	高木善彦	君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

一般質問３件、一問一答にてさせていただきます。

まず１件目、受動喫煙対策等についてお尋ねをしていきます。

喫煙による健康被害とともに、受動喫煙による健康被害が存在するということがもうわかっております。国もその対策を行っており、平成15年５月に健康増進法が制定され、さらに平成30年７月には改正健康増進法が制定されました。たばこの害を減らすための動きは世界的なもので、ＷＨＯ（世界保健機関）において、国ごとの個別の対応では限界があるため、法的拘束力のある国際条約で規制することが決定されました。平成15年５月の世界保健総会において、日本も含め191の加盟国により、たばこ規制枠組条約が全会一致で採択されました。この条約の中に、受動喫煙の防護という項目も盛り込まれております。ただ、たばこ容認国のアメリカ合衆国とドイツ、そして日本の３国は、禁煙を推奨する北欧やオセアニア諸国と激しい論争の末に条約締結に至ったという経緯があるために、禁煙、そして受動喫煙対策がおくれているとの指摘があります。そういう世界情勢を背景に、もうすぐ目の前に迫った東京オリンピックやさまざまな国際スポーツ大会が日本で開催されるに当たり、今、急激に対策が進められているという感も否めません。

そこで、昨年制定されました改正健康増進法の内容とポイントについてお尋ねをいたします。また、あわせて改めて喫煙及び受動喫煙による健康被害についてお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

服部議員の一般質問、受動喫煙対策について、お答えいたします。

初めに、今回の改正健康増進法の内容とポイントについて、ご説明いたします。

平成30年７月25日に、同法の一部を改正する法律が公布され、改正の趣旨としましては、望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設等の区分に応じて喫煙を禁止するとともに、権原を有する者が講ずべき措置をとることとされました。

国の基本的な考え方といたしましては、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康被害が大きい、子供・患者等に特に配慮すること、施設の類型及び場所ごとに対策を実施することの３点となっております。

また、本年１月の政令により、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校、病院、児童福祉施設、地方公共団体の行政機関の庁舎を第一種施設として、先導的に本年７月１日から敷地内禁煙を実施すること、そのほかの多数の者が利用する施設等を第二種施設とし、2020年４月１日から原則屋内禁煙とすることが定められました。そのほかに、国及び地方公共団体の責務について及び喫煙をする際や喫煙場所を設置する際の配慮義務についても定められたところでございます。

次に、喫煙による健康被害及び受動喫煙による健康被害についてでございます。

たばこには5300種類の化学物質が含まれており、さらにその中には約70種類の発がん性物質が含まれております。厚生労働省によりますと、喫煙との関連が確実と判定された病気として代表的なものが悪性新生物（がん）ですが、特に肺がん、胃がん、肝臓がん、膵臓がん、食道がんなどが挙げられております。本市における死亡原因でも、がんによる死亡者数が全死亡者の25％を占め、その中でも肺がんによる死亡者が最も多くなっております。

また、がん以外の病気としては、脳卒中、虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患などが主なものとなっており、近年では妊娠中の喫煙が影響を及ぼす早産や低出生体重児が増加しております。

次に、受動喫煙による健康被害ですが、副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれており、主流煙と同様に発がん性のある化学物質については約70種類含まれていると言われております。

受動喫煙による健康被害として、大人では喫煙者と同様に肺がん、虚血性心疾患及び脳卒中など、子供では乳幼児突然死症候群やぜんそくなどが主なものとされております。たばこは吸っている本人ばかりではなく、周りの人の健康にも大きな影響を与えており、屋外であっても喫煙者の半径７メートル以内では受動喫煙の影響

を受けていると言われております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

要するに、改正健康増進法は、受動喫煙を防止するということに重点を置いた法律ということですね。

では、もう一つ、別の視点から考えてみたいと思います。

たばこの原料となります葉たばこの生産は、熊本県は全国でもトップクラスだと聞いております。さらに、その熊本県内でも山鹿市は有数の生産地であります。山鹿市の基幹産業は、第一次産業の農業でありますが、農業従事者の高齢化とともに後継者もいないということから、耕作をやめてしまうということもよく耳にすることです。しかし、山鹿たばこ耕作組合にお尋ねしましたところ、葉たばこの生産は収益性も高く、若い世代の後継者も多いということでした。先ほど、農業生産者が高齢化などにより耕作をやめてしまわれると言いましたけれども、何もつくらなければ耕作放棄地となり、それが今、各地で問題になっているわけですが、葉たばこ生産には耕作面積が広く必要だということで、その解消の一翼を担っているということはないのでしょうか。山鹿市における葉たばこ生産の現状についての詳細をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、受動喫煙対策等における農業振興の観点について、お答えいたします。

葉たばこ生産につきましては、議員からお話がございましたとおり、熊本県は契約面積、生産量ともに全国一の産地であり、その中で本市はあさぎり町に次ぐ県内第２位の生産量でございます。

葉たばこは、夏場の暑い時期に収穫を行うなど大変な面はございますが、土地利用型作物として10アール当たり約50万円の収入が見込まれ、本市における主要農産物の一つであります。

しかし、近年においては、生産者の減少に伴い、作付面積も減少傾向にあり、５年前の平成26年度と本年度を比較してみますと、平成26年度に生産農家70世帯、作

付面積133ヘクタールであったものが、本年度は生産農家60世帯、作付面積114ヘクタールと、生産農家が10世帯、作付面積が19ヘクタールと、いずれも減少いたしております。

また、生産量につきましても、天候等の影響により、年度ごとに増減はございますが、生産農家の減少による作付面積の減少に伴い、平成26年度371トンだった生産量が、本年度は283トンと、88トン減少しております。

次に、担い手の状況につきましては、本市の葉たばこ生産農家60世帯のうち、26世帯の経営主が65歳以上の高齢者であり、葉たばこ生産者の高齢化が進んでいるのも現状でございます。

しかしながら、その26世帯のうち13世帯には後継者がおられ、経営主が65歳未満の34世帯の中には50歳未満の方が18名おられるなど、今後の葉たばこ生産を担っていく生産者も育成されている状況でございます。

また、農地の利用についても、葉たばこは連作が難しく、２倍以上の農地を必要とするため、農地集積の面からも農業振興に寄与いただいているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ただいまのご答弁から、まず１点目は、契約面積、生産量とも、全国一の熊本県の中で２番目に位置する生産地であるということ。そして２点目は、本市の主要農産物の一つであり、収益性も高いということ。当然、所得税も収入に応じて納税されているということです。３点目、多くの後継者がおられ、生産を担っていく生産者も育成されているということ。そして４点目に、農地集積の面から農業振興に寄与しているという、そういったことを確認をいたしました。

最初にご答弁いただきましたように、改正健康増進法によりますと、第一種施設、いわゆる行政機関の庁舎等は敷地内禁煙とするということです。本年の７月１日から施行ということになっています。山鹿市役所も敷地内禁煙ということになっていくのでしょうが、ただし注釈では敷地内でも屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合には、喫煙場所を設置することができるということも示されております。

ここで、この法律の解釈ですけれども、行政機関の庁舎等とはどこを指すのか、また注釈には例えば喫煙場所を設置するには必要な面積とか、例えばアクリルボー

ドのようなもので仕切るとか、排煙装置のついた換気扇を設置するなど、そういった条件はどこにも示されておりません。必要な措置がとられた場所とありますが、どういうものが必要な措置なのか、そういった省令はまだ出されていないのです。日常的に一般の人が往来しない場所にあって、かつ喫煙場所ということを標示すれば、敷地内であっても屋外に設置することは可能です。目的は望まない受動喫煙をいかにして防ぐかということですので、完全な分煙の措置を講じればいいのではないかなと思います。全国的には、市役所のような公用施設は、全面禁煙の措置をとられることになっていくと思われますけれども、今確認しましたような山鹿市の葉たばこ生産の現状を鑑みて、それを有する自治体の市役所なのですから、屋外の喫煙場所の設置をお考えになってはいかがでしょうか。

また、最初に言いました世界での条約、たばこ規制枠組条約、この中には受動喫煙の防止のほかに、たばこの価格を上げる、つまり税制政策やたばこ広告の禁止、そして禁煙支援の充実、そういったものとともに、たばこ農家や小売業者の転業支援もしなければならないということが盛り込んであります。国は、そういったことには、まだほとんど何も対策は打ってないと思われます。一度、この転業の支援があったのは福島県における大震災の後に、そこでできなくなったものを支援するというものはありましたけれども、こういった禁煙を目的にした転業支援ということは、まだ対策は出されていないというのが現状ではないでしょうか。たばこが法律違反なら即刻禁煙ですけれども、そうではない以上、生産者等の保護も重要な観点ではないでしょうか。全国に先駆けて、転業支援策を山鹿市で考えますか。なかなかそういったことは難しいのかもしれませんけれども、そういったことも必要ではないかなと思っています。市庁舎を敷地内禁煙にしたからといって、葉たばこの生産には影響はないと思っておられるのかもしれませんけれども、片や主要農産物と位置づけながら、その自治体の象徴でもある市庁舎は禁煙、それでいいのでしょうか。

東京都は、改正健康増進法より１カ月早く、東京都受動喫煙防止条例を策定されましたけれども、東京都における葉たばこ生産はゼロです。そういう自治体もまだあります。そういった自治体とは、山鹿市は背景が違うと言っているんです。受動喫煙による健康被害は、絶対にあってはなりませんけれども、そういった側面もあるということを踏まえて、山鹿市役所庁舎における敷地内禁煙については、どのような見解をお持ちでしょうか。市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの服部議員の一般質問、市庁舎における受動喫煙対策について、お答えいたします。

改正されました健康増進法におきまして、国及び地方公共団体は、国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課せられ、行政機関の庁舎につきましては、学校や病院と同様に受動喫煙対策がより一層徹底された第一種施設に分類されており、原則敷地内禁煙、施行日も他の施設に先立ち本年７月１日と定められています。

しかしながら、この第一種施設につきましては、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所、いわゆる特定屋外喫煙場所を設置することも例外的に認められているものであります。

これまでの本市庁舎の受動喫煙対策につきましては、旧庁舎において屋内・屋外合わせて数カ所の喫煙場所を設けていたものを、平成26年の新庁舎建設にあわせ、屋外に１カ所設置するだけとし、建物内完全禁煙への取り組みとしては、他市等と比べ先進的なものでありました。

一方、たばこ生産・販売に目を向けますと、先ほどありましたように、本市農業の中核を担う作物であるとともに、市たばこ税においては、毎年３億円を超え、市財政に大きく貢献していることも事実であります。

これらさまざまな方面から検証した上で総合的に判断した結果、本庁舎におきましては、法改正の趣旨、望まない受動喫煙をなくすという観点をより一層重く捉え、７月１日においては敷地内全面禁煙したいと考えております。また、その時まで４カ月弱ございますので、今後市民への周知など、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、本庁舎以外の施設につきましては、法律による位置づけと、本庁舎と同様の基本的な考え方を踏まえた上で、それぞれの施設の構造、利用者、利用形態などの性質から判断してまいりたいと思います。

先ほど質問の中に、農業振興、たばこ耕作者への支援という、そういった話もございましたけれども、この健康問題と農業振興は別に考えていきたい、そしてしっかりと禁煙は禁煙として取り組みながら、かつ農業振興はしっかりとやっていく、そういった考えでございます。

以上です。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

そうですか。今、健康問題と農業問題は別の問題として考えていくと言われましたけれども、そうではないんじゃないかということを、今まで私は言ってきたわけです。そういった背景にあるからこそ、もちろん健康問題、先ほども言いましたように、法律で喫煙が法律違反というならば、もちろん即刻禁煙ですけれども、受動喫煙、そういったものを防ぐということなので、そこをもうちょっと考えていただきたかったなと思います。

国内有数の生産地ということは考慮しないのかなということは、大変残念に思いますし、生産者への配慮ももう少しあっていいのではないかなと思います。まだはっきりとはわかりませんけれども、県庁を初め、県内の行政機関の庁舎も敷地内の屋外に喫煙場所を設けて、受動喫煙の防止対策をするという自治体が複数あるということを聞いております。それなのに、生産量が日本でもトップクラスの山鹿市が敷地内全面禁煙でいくというのが、山鹿市としての方針ということなんでしょうか。

繰り返しになりますけれども、改正健康増進法は受動喫煙防止が目的なので、きちんと分煙をすればどうでしょうか。禁煙を率先して勧めるのであれば、これも先ほど言いましたけれども、生産者がほかの耕作物で収益を上げられるような、転業も含めた支援と両輪でやっていかなければならないというようなことではないでしょうか。こういった理由から、７月１日の施行までには、ぜひとも再考をお願いしたいと思います。

ご答弁の最後に言われていましたけれども、目前に迫った女子ハンドボール世界大会が行われるカルチャースポーツセンターでは、そういった問題はどうするのか、そしてまた、各市民センターやさまざまな公共施設、体育施設などもきちんと市としての方針を示して決定していかなければならない時期に来ています。市民の理解を得られるような判断を強く要望をしておきます。

それでは、２件目の質問に移りたいと思います。

山鹿市バイオマスセンターについて、お尋ねいたします。

このことについては平成29年３月定例会で今後の運営について一般質問をしております。そのときのご答弁では、畜産農家に個別に処理施設を整備していただくのか、また民間活力の導入という形で存続させていくのかなど、平成28年から約１年間をかけて検討を行ったけれども、明確な方向性を示すには至っていない、できるだけ早い時期に市の方向性を示すというものでした。その後、平成29年12月に市議会全員協議会において、検討していた民間活力の導入による運営は、維持管理費の増大や採算性が低いという理由などで断念し、個別処理方式への移行が適切だと判

断し、その方針で進めていくという報告を受けています。環境保全型農業の推進という面では、すばらしく理想ではあったものの、現実は大きな赤字負担を続けていたわけですから、私もその方針でいくという判断は大変よかったのではないかなと思っています。来年度の予算に、畜産糞尿処理施設等整備事業3566万1000円が計上されておりますので、個別処理方式へと着実に進んでいるものと思います。

そこで、２点について質問をいたします。

まず１点目、先ほど言いました平成29年12月の全員協議会での報告以降、どのような取り組みを行ってこられましたでしょうか。

２点目、今後、バイオマスセンターは廃止、ただし一部は利用するという、そういった理解をしておりますけれども、その施設及び用地はどうするのかということと、廃止に伴う手続、そして補助金返還等はどうなるのか、そういったことのタイムスケジュールもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、バイオマスセンターについての１点目、平成29年12月の全員協議会での報告以降の取り組みについて、お答えいたします。

バイオマスセンターの運営方針につきましては、平成29年12月の市議会全員協議会において、平成32年度末までに個別処理方式へ移行し、現在の施設については基本解体とするが、堆肥舎については畜産農家が立ち上げ予定の利用組合に貸し付ける旨の報告をいたしております。

お尋ねの報告以降の取り組みにつきましては、畜産農家に対し個別処理方式移行に伴い、必要となる機械設備等の導入や堆肥舎利用に関する意向調査及び協議を行うとともに、先進地視察や悪臭対策、ふん尿処理の勉強会等を開催し、個別処理への移行に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりました。

次に２点目、廃止後の施設や用地及び廃止に伴う手続や補助金返還等のスケジュールについて、お答えいたします。

施設及び用地につきましては、堆肥舎利用に係る部分の施設は利用組合に対し無償貸し付け、用地につきましては有償貸し付け、それ以外の部分の施設につきましては解体し、更地となった用地につきましては、今後地元とも協議を行いながら、売却も含め有効な利活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、廃止に伴う手続や補助金返還等の今後のスケジュールにつきましては、個別処理方式へのスムーズな移行を行うため、貸し付けを行う堆肥舎の修繕や畜産農

家がふん尿処理を円滑に行うために必要な施設、設備、機械の導入についての支援を平成31年度及び平成32年度の２年間において実施してまいります。

なお、個別処理移行完了後、平成33年３月31日をもって、バイオマスセンターへの受け入れを終了いたしますが、それまでに搬入されたふん尿を処理し、液肥タンクを空にするための散布作業は継続する必要がございます。なお、散布作業の期間として、おおむね１年間を見込んでおります。

また、廃止に伴う手続や補助金返還につきましては、平成32年度中に国や県との協議を終え、関係条例を廃止し、平成33年度には補助金返還を完了したいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

いろいろな面で危惧しておりましたバイオマスセンターではありましたが、やっと方針が定まり、利用されていた畜産農家の理解も得られて、個別処理方式への移行ができるようになったということでよかったと思いました。今後は、利用組合を設立されるということで、いい形で決着することができたのではないかなと思っています。しかしまだ廃止をして解体をするまでには数年間の時間を要するようですので、これは着実に進めていかれますようお願いをしておきたいと思います。

それでは、３件目の一般質問に移ります。

読書のまち山鹿の取り組みについてお尋ねをしていきます。

読書のまち山鹿の実現は、平成29年７月に出されました山鹿市教育大綱の基本方針の中の一つに位置づけられています。教育大綱とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものとあります。幼少期からの読書推進はもちろんのことですけれども、大人への推進はどうなっているでしょうか。

もう10年以上前になりますけれども、読書推進の取り組みとして、さまざまな著名な作家による講演会等が毎年開催されておりました。第１回目は、「国家の品格」を書かれた藤原　正彦さんの講演の後、認知症をテーマにした本をリレートーク、小学生がリレーで読んで、フルート、ピアノ、ソプラノ独唱のコンサートなどもありました。旧山鹿小学校の体育館は、多くの市民でいっぱいになったことを覚えております。その後は、八千代座に五木　寛之さん、落合　恵子さん、家田　荘子さん、井浦　新さんなど、多くの方にお出でいただいておりますけれども、私は

全て聞かせていただいております。どの講演も大変好評で、配布される整理券もすぐになくなって、毎回満席状態でした。市が読書のまちにしようという意気込みが感じられるイベントだったと思います。

当時に比べると、山鹿市の図書館はハード面もソフト面も格段に充実しています。さまざまな年代の市民が利用しておられると聞きますけれども、一方で図書館の利用の仕方がわからないという高校生や敷居が高くて利用しづらいという中高年の方もおられます。現在は、先ほど言いましたようなイベントは開催されておりませんけれども、市民への読書推進のアプローチは具体的にどのようなことをされているのでしょうか。その取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、読書のまち山鹿の取り組みについての１回目、市民の読書推進の取り組みの状況について、お答えいたします。

山鹿市の読書活動を推進する上で、市民の皆様に向けた啓発活動は最も基本となる取り組みと考えております。そのため、広報やまがには、毎月、ひだまり図書館、こもれび図書館の新着本や「おはなし会」などの催し物を紹介しており、情報提供だけでなく、図書館の利用を広く呼びかける手段としての活用も行っております。

また、子供たちへのアプローチといたしまして、移動図書館車のおれんじ号が市内の幼稚園・保育園等を巡回しており、一方で、ぐるりん号が市内の地区公民館や福祉施設などで本の貸し出しを行い、普段図書館を利用できない方へ図書館を届ける館外活動サービスに努めております。

次に、市民の皆様の読書活動の取り組みでございますが、まずは個人の読書への取り組み状況といたしまして、本市の公立図書館、図書室の個人の利用状況を見てみますと、２館３室体制となりました平成26年度の個人利用者は６万3902人であったものが、平成29年度は８万1969人となり、１万8067人、約28％の増、個人貸し出し冊数では平成26年度は26万5886冊であったものが、平成29年度には32万4816冊となり、５万8930冊、約22％の増と、順調な伸びを示しております。

一方、市民の読書活動団体の取り組みといたしましては、山鹿市には読み聞かせのボランティア団体がございますが、ひだまり図書館、こもれび図書館で開催いたしております「おはなし会」の語り手として、一月に３回から４回ご出演いただいており、子供たちに人気のある催しであるとともに、ボランティアの方も読み聞かせを通して子供たちとの触れ合いを楽しんでおられ、団体の活性化にもつながって

おります。

また、２図書館は図書館まつりを開催するなど、地域に親しまれる図書館運営に努めており、多くの市民の協力を得ながら、広く市民の読書活動推進を実施しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

大がかりなイベントは行わなくても、図書館まつりなど地域に密着した活動が推進になっているということですね。これまで図書館を利用したことがない市民に関心を持っていただくために、いわゆるアウトリーチサービス、こういったことに努めているとのご答弁でしたけれども、今後はさらなる工夫も必要ではないかなと思います。

では、学校教育現場での読書推進、図書館の利用についてはどうなっているでしょうか。

私は以前から、小中学校における読書活動推進員について増員を訴えてまいりました。現在は、４名の推進員さんで18校を回っておられますので、各学校での活動はおよそ週に１日と聞いております。平成29年３月議会一般質問の中でも言っておりますけれども、読書活動推進員の仕事は、本の貸し出し、返却、調べ学習のサポート、先生方への授業教材のサポート、テーマに沿ったディスプレー、本を紹介するブックトーク、読み聞かせ、統計、購入時の選書、配架、分類など多岐にわたるのですけれども、実際には本の貸し出しや書棚の整理、本の修理という限られた作業しかできないのが現状です。しかし、今の活動水準を維持し、増員はしないというご答弁をされています。活動水準と言われるものがどんなものかと問いましたが、そのときは明確なお答えはありませんでした。とにかく現状のままでは調べ学習のサポートや授業教材のサポートなどは到底できないままであります。しかしまた、そのときのご答弁では、図書館やＰＴＡ、地域との連携をさらに進め、幅広い児童生徒の読書活動の推進に努めるということも言われております。

学校には、学校図書館法の規定により、学校図書館は全ての学校に置かなければならないものとされています。その法律の目的に沿った活用をするには、司書教諭や学校司書及び読書活動推進員の積極的なかかわりが必要です。ただし、司書教諭は全ての学校に置かれているというものではなく、12学級以上の学校に設置するという義務になっているということです。法律に規定された学校図書館の供用方法の

例としては、ほかの学校の学校図書館や公共図書館、博物館等と緊密に連絡し、及び協力することと明記してあります。山鹿市における読書活動推進員でできる業務内容は、先ほども言いましたように、限られたものであるために、公立図書館との協力関係をしっかりと構築することが必要不可欠であると思われます。図書館司書も司書教諭も資料の整備やレファレンスサービスといった業務に変わりはありません。求められる業務の違いは当然ありますけれども、ここでは協力関係という点について例を挙げたいと思います。

先ほどの学校図書館法には、教科書指導のための研究文献や教師向け指導事務書、教材として使える図書などを集めて、教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割の一つであるとうたってあります。しかし、少なくともこれまでの学校図書館については、このような機能が十分に発揮されてきたとは言いがたい実態があります。それは、限られた予算の中で思うように書籍や資料を収集できなかったり、また司書教諭は担任を持っていることも多いので、レファレンスするための時間的余裕がないことなど、そういったことが理由に挙げられると思います。

そこで、公立図書館の司書の協力を得て、学校図書館の図書・資料のみならず、公立図書館の図書・資料を授業教材に必要なものをレファレンスしてもらい、利用するといったことを考えてはどうでしょうか。学校側から積極的に公立図書館も利用するんです。授業教材に必要な図書や資料を、公立図書館の司書がセットしておいて、学校からの依頼で必要に応じて貸し出しをするというようなイメージです。例えば、この単元では宮沢　賢治のことを学習するといったら、そういった関係の書籍や資料を、例えば40冊とか、そういうふうな単位でセットをしておく、これをＡセットとするとかですね。そして、違う授業の単元では、理科の教材、実験に必要なさまざまなそういった資料を、また30、40点セットして、これをＢセットとするとか、そういうものをつくっておいて、そして学校側からは図書館に、来週何々で使うのでＡセットの資料をお願いしますとか、そういうふうにすると簡単にできるのではないかなと、そういったイメージを持っています。

それから、児童生徒の調べ学習のサポートも同じように、そうやってできていくのではないかなと思います。ぜひそういった形での、学校から公立図書館をうまく利用する体制を構築していってほしいと思いますけれども、その点については教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、学校における公立図書館の活用について、お答えいたします。

学校と公立図書館においては、日ごろから定期的に読書活動推進員と図書館司書が協議の場を持ち、お互いの情報交換を行うとともに、学校の要望等も伝えているところでございます。

そうした中で、小学校低学年から読書に親しむきっかけを提供するために、昨年度から実施しておりますぶっくぼっくす事業は、学校からも高い評価をいただいているところでございます。

また、学校からの要望に応じた図書の貸し出しや先ほど服部議員からもご提案いただいた、学校のカリキュラムに沿った各教科ごとにまとめて貸し出す図書のセットリストも作成を行っているところでございます。

一方で、学校での読書活動を推進し、学習活動の支援を一層図っていくためには、公立図書館とのさらなる連携が必要であると認識しており、学校図書館で不足している図書を公立図書館から円滑に貸し出しできる体制づくりや公立図書館が作成したセットリストの学校への周知及び活用、児童生徒向け図書の選書や資料、図書情報の提供を行うレファレンスサービスの提供拡大等、さまざまな手法を考えているところでございます。

昨年度末に作成いたしました第３次山鹿市読書活動推進計画におきましても、子供たちの読書活動推進のため、公立図書館は子育て支援事業や幼稚園・保育園、学校等との連携を進める旨を規定しており、学校図書館と公立図書館が積極的に連携・協力することで、双方の活性化を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

学校も積極的に公立図書館を利用するということですね。既に授業に合わせた図書を選定して貸し出す図書のセットリストは作成を行っているということでしたので、これは早急に学校へ周知されますように、そしてその活用につきましては、図書館と司書教諭、もしくは学校司書との連携で行っていただければ、スムーズではないかと思います。いずれにしても、学校図書館と公立図書館の図書や資料を用いた授業ができれば、子供たちの興味・関心も高まり、学習意欲の向上が期待されま

す。私もこういった連携には大いに期待したいと思います。

では、公立図書館の役割といったことについてお尋ねをしていきます。

公立図書館というと、大きく２つのイメージがあります。１つは小説や実用書や子供の本があり、地域の読書好きな市民が本を借りるというところ、もう１つは先ほどのそういった本に加えて、専門書、雑誌記事、新聞記事やインターネットが利用でき、多様な市民の課題解決のための資料や情報が得られるところということであります。

２つ目の課題解決とは、行政支援、学校教育支援、子育て支援、ビジネス支援のほか、医療、健康情報や法律情報の提供もあります。行政支援とは、自治体職員や地方議会議員、私たちのような議員ですけど、行政運営や政策立案を行う際に必要となる資料などを、図書館がレファレンスするもので、これには私も利用をさせていただいております。学校教育支援は、先ほどの質問の内容になりますけれども、児童生徒たちはこういう図書館の利用により、課題解決のヒントや糸口が図書館にあるということを学びます。また、ボランティアによる読み聞かせが行われていない学校からの要請で、館内業務に支障がないというところで、司書が学校に出向いて読み聞かせを行っておられます。

また、先ほどのご答弁の中でも紹介されましたけれども、小学校の高学年に読み聞かせのワークショップといったものを行って、低学年に読み聞かせをしてあげられるように指導をしていくといったことやほかにもパネルシアターの作成指導などもされております。それらは全て図書館への興味・関心を持ってもらい、来館することへと確実につながっています。子供のうちから本に親しむことの工夫は、山鹿市でも本当にいろいろと取り組んでおられると感じているところです。

先ほどご案内のあったぶっくぼっくす、これは多くの小学校で１年生の教室に同じテーマで選書された40冊ほどの図書を置いて、定期的に違うテーマの図書と交換をしていくというものです。これは公立図書館と学校が既に連携して読書推進に取り組んでいる事業の１つです。

そこで、このような取り組みや可能な限り図書館のほうから学校や地域に出向いていって、読み聞かせなどの活動を通して、図書館をＰＲするといったことがもっとできないかということをお尋ねしたいと思います。現在実施されている読み聞かせは効果があったのか、そういう検証はもちろんされるでしょうけれども、来年度の継続はしていかれるでしょうか。最初のご答弁の中で、アウトリーチサービスに努めていると言われました。方法はいろいろあるでしょうけれども、アウトリーチ活動、つまり図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまで図書館サービスが及ばなかった市民に対してサービスを広げていく活動、これにどう取り組ん

でいくのかということについてもお尋ねをいたします。

こもれび図書館は、開館したときから、こんな特色を持った図書館ですと示されていました。ひだまり図書館も、また違った独自性があります。山鹿市には２つの図書館と、さらには３つの図書室があるというメリットを最大限に活用してもらいたいと思います。

まとめますと、図書館から積極的に学校や地域に出向いて活動することは継続して行うのかということと、アウトリーチ活動をどう実行していかれるのか、以上２点を踏まえた上で、今後の図書館の役割・運営はどのような方針でいかれるのかをお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の３回目、公立図書館の役割について、お答えいたします。

２つの図書館では、図書の貸し出しだけでなく、絵本が持つ癒やしの力を得ながら、本の内容から親としての心の準備をしていただくことを目的として、母子健康手帳交付時に出産・子育てに関する絵本の配布を行っており、また３～４カ月児健診時には絵本の配布と読み聞かせを行うブックスタートを実施するなど、さまざまな方法で本に親しむ機会の提供を行っております。

また、学校や地域に向けたアウトリーチの取り組みといたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、移動図書館車による図書の貸し出しを行っておりますが、そのほかにも小学校への取り組みといたしまして、希望された２校に対しまして小学校５年生を対象とした読み聞かせ講座を開催しております。この講座を受講した５年生が語り手となって、低学年に読み聞かせを行っており、受講した子供たちも、また聞き手となる低学年の児童にも読書に親しむよい経験になっているものと考えます。なお、議員お尋ねの読み聞かせにつきましても、来年度以降も継続してまいりたいと考えております。

また、図書館では、大型連休中は休館日を設けず開館対応を行い、さらに、こもれび図書館では平日の開館時間を延長するなど、利便性の向上を図っており、先に答弁いたしましたとおり、利用者数及び貸し出し冊数も順調に増加しております。

２つの図書館の位置づけといたしましては、ひだまり図書館は本市で最大の蔵書をそろえ、子供から大人まで幅広い利用者に対応しており、こもれび図書館は中高生向けの図書を充実させた青春コーナーを設置しております。それぞれの特色を持つ図書館の情報を発信しながら、気軽に読書ができる場として、また市民が課題解

決のための資料や情報を収集する拠点として、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

いろいろな角度からお尋ねをしまして、それぞれにご答弁いただいたところですけれども、それらを見ましても、図書館の役割は大変大きいと思っています。本の貸し出しなどはもちろん主たる役割ですけれども、図書館は地域社会の現状や課題を把握して確認しておくことが必要です。図書館は、地域の人々にとって生活や仕事の上でどのように役立つのかを示していくことも大事だと思っています。また、今ご答弁の中にありましたように、課題解決の拠点となるといったところは大変重要なことだと思っています。さらに、地域の課題解決や調査・研究、情報提供を支援できるようなサービスや運営が求められていきます。こういったことができるのが図書館なのだということをＰＲを行っていただき、予算も人員も充実していくことが求められていくのではないでしょうか。

図書館・図書室を中心に据えて、読書のまち山鹿が実現できますように期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時55分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

おはようございます。

議席番号18番、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を３点行いたいと思います。

１つ目は自主防災関係について、２つ目には消防団の組織、活動等について、３

つ目は教育委員会委員の選定についてをお伺いをしていきます。一問一答でお願いをしたいと思います。

まず、１点目の自主防災組織の活動の現状と今後についてお伺いをしていきますが、これにつきましては前回、勢田議員のほうから詳しくご質問もあっておりましたし、ご答弁もあっております。しかしながら、関連性がありますので、改めまして活動の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

永田議員の一般質問、自主防災組織の現状について、お答えいたします。

まず、自主防災組織の結成状況につきましては世帯カバー率であらわされており、これは、その年度当初の全世帯数における結成済み世帯の世帯数の割合でございます。

平成30年４月１日現在の結成状況は、市内258の行政区のうち206の行政区において組織化がなされ、世帯カバー率で79.6％でございました。平成31年２月末現在の結成状況は、本年度新たに22の行政区で組織化がなされ、合計で228行政区となり、世帯カバー率90.4％と、年度当初から10.8ポイント上昇しており、年度当初の県の平均83.6％、国の平均83.2％を上回り、組織化が着実に進んでいる状況であります。今後も平成31年度末までの組織化100％を目指し、さらに未結成行政区への働きかけを加速させ、組織率の向上を図ってまいります。

次に、自主防災組織の活動の状況について申し上げます。

組織の活動につきましては、多くの方の参加が好ましいため、各行政区で開催されます行事等の開催に合わせ、防災訓練を実施する組織が年々増加傾向にございます。しかしながら、結成後、活動が行われていない自主防災組織もあることから、今後は活動を行っていない組織への働きかけを行い、活動率の向上を図りたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

自主防災組織は、平成31年度100％にしたいということで、しっかり推進をされているようであります。防災訓練も自治会それぞれでやっておられるようでありま

すけれども、具体的にどこでどういう訓練をされているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

永田議員のご質問にお答えいたします。

本年度においては、現在まで31の組織で、炊き出し訓練や避難訓練のほか、消防本部職員を指導者とした初期消火訓練や心肺蘇生訓練などの活動が行われております。

特に代表的な活動といたしましては、鹿本町川北区自主防災会では、校区内を調査し、危険箇所等を地図にしたマイハザードマップづくりや炊き出し訓練が実施されております。山鹿市蒲生自主防災会では、防災士を招いて非常食に関する防災講演会が行われております。また、山鹿市上吉田地区自主防災組織では、避難訓練や地元の防災士の防災講話と炊き出し訓練もあわせて実施されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

自主防災組織の活動と今後について、３回目の質問をいたしたいと思います。

先ほど、各自治会でそれぞれいろんな訓練をやってこられたということでご報告をいただきました。先日、鹿央で防災の集いがありました。僕も参加したんですけれども、役所がかんどるとかいという話をしましたら、社会福祉協議会の主催で、役所としては応援をしていますよという話でありました。私どもの区でも、あしたと話を聞いていますけれども、区長さんが全部集まりまして、公民館運営の事業の中で防災に対する非常食とか、そういうやつの研修会をしたいというお話があっております。

そこで、ご質問したいのは、自治会ごとに別々にやるんじゃなくて、総合的な横断的な連携等も必要だと思いますが、その辺の横断的指導、活動等についてのお考えをお願いしたいと思います。それから、必要性とか目的については、もう十二分わかっていると思いますけれども、再度改めて確認をさせてください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

永田議員の３回目のご質問にお答えいたします。

まず、災害による被害を最小限に抑えるために、自分の命は自分で守るという自助、自分たちの地域は自分たちで守るという共助、また県市町村などの行政や防災関係機関による救助・救援などの公助がうまく連携することが大変重要だと言われております。

しかしながら、実際に大規模な災害が発生した場合は、公助を行う公的機関の職員が被災することも想定され、市を含む防災関係機関の活動能力が著しく低下することも予想されます。

そのような場合、住民一人一人の防災活動が大切であるということは言うまでもありませんが、個人ではかえって難しく危険な場合もあります。このため、地域のつながりで結成された自主防災組織の共助の活動が、被害を軽減するためにも極めて重要ものとなります。

ご質問の自主防災組織の結成につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことだと考えております。

今後につきましては、災害発生時に真に活動できる自主防災組織の育成を目指し、消防職員を初め、山鹿市に現在57名おられる防災士や防災関係機関を退職された方々とも連携しながら、訓練等に対する支援を積極的に行ってまいります。また、先進的な取り組みを行っている自主防災組織の事例の紹介や自主防災組織リーダー研修の開催等、情報の共有と組織間の交流の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

自主防災のことにつきましてお話を聞きましたけれども、災害というのはしょっちゅう来るわけでもありませんし、大きなことが来た場合は一自治会での対策はとれないわけでありますので、当然、横断的に全体的な対応等も必要になると思いますが、そこら辺をひっくるめての指導等もお願いをしておきたいなと思います。

２点目の消防団の組織と活動の現状と今後の対策について、お伺いをいたします。

消防団組織に関しましては、何回も質問をしております。人間は減るでしょうが、

幽霊団員もいるんじゃないですかと、それを精査してしっかと踏まえるならば、１億円かかっている費用ももうちょっと減るとじゃないかとか。それから、機能別消防団を設置されまして、その充実等についても何度もご質問しましたけれども、あえてもう１回質問をさせていただきます。

平成26年度に消防団の出動状況・活動状況について、調査を行われたという報告がありました。団員の４分の１しか平日は、昼間の火災についての活動はできないというような現状調査の結果が出ましたということで受けております。その後、全くどうなっているかわかりませんが、まず平成31年度になります。これからどういう変化があったのか、あるのか、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田議員の一般質問、消防団の組織と活動の現状と今後の対策についての、消防団員の活動状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、山鹿市消防団の組織は、平成31年４月に新体制となりますが、平成30年度時点での組織は、前に議会で答弁したとおり、条例定数2200名の実員数2037名です。内訳といたしまして、基本団員数1958名、機能別団員79名で変化はございません。

ただ、山鹿市の現状といたしましては、平成31年度の集計はまだ終了しておりませんが、退団数と新入団員数を比べますと、明らかに退団数が多いと予測されますので、平成31年度の団員数は減少が見込まれます。

これから消防団員数が減少することで消防力の低下につながらないよう、新しい施策を消防団本部と協議を重ねていく必要があると考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

消防団組織の活動の現状と今後の対策について、２回目の質問をします。

今報告がございました。平成30年度現在ですけれども、条例定数が2200名、団員が2037名という報告でありました。平成31年度は、今報告中でありますけれども、とにかく減少が見込まれるという報告でございました。私は、現状分析はしっかりしてくださいよ、調査をしてくださいよというお願いをしておきました。それから、機能別消防団も設置したので、分団につけるんじゃなくて、部落につけたほうがい

いんじゃないかというようなお話をしました。

これは参考までに、先日、私どもの地元で火災がありました。ひとり暮らしの人が全焼をしました。消防署員の皆さん方、それから消防団の皆さん方、一斉に駆けつけて一生懸命消火活動に取り組まれました。最後の解散するまでの活動に、本当に僕は感動しました。感謝もしましたし、敬意を表したいと思いました。

ここで一つだけ問題がありましたのは、その地区の消防団員が昼、１人しかおらんだった。十何人の消防団員の中に１人しか活動できんだった。そうすると、その地元の消防車すら出せないんですね。消防車を出そうとしても、鍵を持たん人が残っとった。そして、消防団ＯＢあたりがしっかり地域にはおりますから、いつでも応援はできる。しかし、応援体制ができない、今、機能別消防団の割り振りの話です。そこら辺の問題が発生をしました。前回、もう１年ぐらいになるんじゃないですかね、消防団の現状調査をしてくれよと、それから機能別消防団は、先ほど言いましたけれども、分団につけとってもこれは活用できんよと。部落につけるような要望をしたらどうかというような話で、区長さんを通じてアンケートなり調査をしてくれないかという提言をしておりました。その調査等についての内容、もう１年ぐらいになると思う、内容なり、その進捗状況、それから分析調査等についてお伺いをしたいと思います。特に団員数の減少や昼間活動が非常に手薄になってきている、機能別消防団員の拡充が今後必要だと思いますが、この対策もあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田議員の２回目のご質問、消防団員の分析と今後の対策について、お答えいたします。

地域の実態をよく知る区長さんを通して、山鹿市消防団員の今置かれている実態、状況の調査をすべきとご指摘をいただいているところであります。山鹿市消防団本部としましては、消防団員の現状を把握することは、今後の運営方針や対応を決める上でも重要であると認識されております。アンケートの内容についても有効な回答やデータ分析で、よりよい実態把握につながるものにするため、山鹿市消防団本部と検討を重ねてまいりました。

今の進捗状況につきましては、ことしの２月下旬に各区長さん宛てにアンケートを発送した段階であり、回収後、回答内容を分析し、結果の報告を行いますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。また、平成31年度の全団員に対して、

就業形態等の調査も並行して行っております。アンケート調査には、現状だけではなく、将来において消防団が地域にどうかかわっていくのか、また地域が抱える課題等も見えるのではないかと期待しているところです。

機能別団員につきましても、随時募集をしておりますので、基本団員で消防力が不足する地域があれば、分団を通して増員の働きかけをお願いしているところです。

今後のアンケート結果を踏まえまして、消防団員の現状と実態や地域が抱える課題等を精査し、山鹿市の消防力低下につながらないように、常備・非常備消防のあり方、適正な人員配置、連携等のあらゆる施策を消防団本部と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今ご答弁いただきましたけれども、平成31年度の事業計画が今度出てくるわけであります。平成30年度末ぐらいには、ちゃんとそこら辺の分析はできとかないかんとです。今ごろ調査をしよるということ自体が、議会に対する答弁の責任を回避しているという理解をされてもしょんなかつかなと。私が何でこういう質問をするかと、うちの区長さん方がそれだけ真剣に考えてるのに、調査にいっちょんこんぞと、議員は何しよるとかという話であります。当然、そういう形の中で一生懸命協力していこうという地域の皆さん方に対してのそういう行動というのは早くしてもらいたい。ましてや、もう１年ぐらいになるとじゃないかなという気がしますけれども、本来は平成31年度の事業に向けて、団員数がこれだけですよ、機能別消防団はこれだけ集めたいですよというぐらいの提案をしてほしかったと思います。

それで、先ほど自主防災等の話をしましたけれども、防災と消防というのは関連性が非常にあるわけでありますから、消防として防災の活動に対しての連携というか、支援というか、かかわりというか、そういうものについて少しお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田議員の３回目の質問、自主防災組織に対する消防としてのかかわりについて、お答えいたします。

自主防災組織は各行政区で結成された組織であり、地域に一番身近で共助の根幹である組織であると考えております。

山鹿市消防本部としましては、現在、各地で結成された自主防災組織の各種訓練に対し、要請があったところに指導を行っております。組織として自分たちの地域が被災したときに、円滑な活動ができるような指導ができればと考えております。また、地域の消防団も地域に根差した組織であり、自主防災組織にとって一番近くて頼りになる組織であると考えております。

行く行くは、この２つの組織が連携を図り、地域の防災にどう貢献できるかを消防団本部と検討を重ねていく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

答弁の中で、一つちょっと、僕も勉強せないかんなと思います。後ほど勉強に行きたいと思います。消防団本部と消防本部という名称が出てきます。非常備消防団と常備消防団の組織の流れだと思いますけれども、どういうかかわり合いをしているのかというので、ちょっと勉強してみたい。消防本部が消防団本部のほうにいろんな提案をするのか、消防団本部からの提案を受けて消防署が動くのか、それは改めてまた勉強に行きます。

３点目の教育委員会委員の選定の過程について、お伺いをします。

今会議でも教育委員会委員の任命についての人事案件が提案されております。この提案でありますけど、提案理由を見ますと、○○委員の任期満了に伴い、○○氏を任命しようとするものであるとありますが、ここで私がお伺いしたいのは、教育委員会委員の任命の人事案件として、議会に提案されるまでの人選、過程についてお尋ねします。どういう形でこの人を教育委員会の委員に任命したいという提案をされるのか、その過程についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

永田議員のご質問、教育委員会委員の選定の過程について、お答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３条では、教育委員会は教育長及び４人の委員をもって組織する。また、同法第４条第２項で、委員は、当該地方公共

団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。さらに、同条第５項では、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようしなければならないと規定されております。

このため、教育委員会委員の任期満了に伴う次期の委員の人選につきましては、これらの規定を踏まえ、教育問題への関心や課題解決への意欲等、委員としての適格性を備えた方の中から、任命権者である市長が最適任と思われる方にお願いしてご提案するものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

教育委員会の委員の選定の過程についての２回目の質問をしたいと思います。

先ほど答弁の中で、総務部長のお話がありました。委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を持つ者、地元の者であるということであります。人格が高潔で教育、学術及び文化に識見を有する者、委員のうちに保護者を１人含めないかんということ、全員で５人だということで人選をされるということでありますけれども、その中にはやっぱり地域性の問題とか、今までの経歴であるとか、今非常に複雑になっている教育委員会の活動の中での複合性というか、そういうものをいろんな形の中で人選されてきているんだと思うんですが、本当はそこら辺を聞きたかったんですが、今そういう形の中で人選はやっているということでありますから、今後出てくる中で市長のほうからいろんな話で考慮していかれると思いますので、お願いをしておきたいなと思います。

教育委員会では、非常に教育行政をしっかり頑張っておられます。敬意もし、感謝も申し上げたいと思うわけでありますけれども、本件におきましては教育行政の中で学校再編という大きな事業が絡んできております。今までの基本的な事業と違って、本当に大事な事業だと思います。教育委員会の皆さん方の活動、それからどういう権限で動かれているのか、そこら辺を今回市長に少しお尋ねしたいと思います。ただ、何でこれを質問するかという背景を少し話させてください。

まず、教育行政の範囲が多岐にわたり、非常に複雑化してきています。地方行政の組織及び運営に関する法律、教育委員会の職務権限、第21条、もう何回も僕は報告しますけれども、19項目の権限が明記をされております。特に山鹿市では、学校

規模適正化事業の学校建設事業が含まれて進んでいるわけでありまして、平成31年度は日本遺産の対応、それから世界ハンドボールに対する開催の対応、市長部局との連携をしっかり強化をしてくださいというお話をしております。また、前回も有働議員からも質問がありました。これの第22条、第23条、第24条において、19項目から外せる事業が提案されました。ということは、組織の再編なり、その事業の中身を少し減らしてやっていいんじゃないかというような提案がありまして、組織の見直し等についてもお尋ねをいたしました。

２つ目は、教育行政の最終判断者、教育委員会での決定権は教育委員の５人にあると。特に教育長はその代弁をされるわけですけれども、決めるのは４人で決めて、それに教育長がかかわってくるというような高度な判断が必要となります。ということは、やっぱりいろんな多様な人材が教育委員の中に入っとかないかんということであります。

平成27年度から新しい教育委員会制度が始まりました。ご案内のとおりでありますけれども、その変えなきゃいかん原因の課題、一番に出てきたのはセミナーのとき出してありますけども、こういう部分です。教育委員が学校関係のＯＢが多くて、会議が閉鎖的になり、情報伝達等が非常におくれるというのを提案がされてありました。その時点では、全国的には30％が学校ＯＢだと、山鹿では80％でありました。これは今後改善をされてきております。今、５名の委員の中にそういう形の方もされておりますけども、これは自治体の条例を制定すれば増員が可能であるということであります。結局、必要であるならば、６人にしてもいいんだよということでありまして、これについてもお願いをしました。特に本市では、学校規模適正化事業に取り組まれております。これをちょっと振り返ります。平成17年に合併しまして、学校規模適正化が提案されました。これには合併特例債を使おうという話でありまして、当初、合併特例債は165億円事業に使おうという話でありました。その中で110億円は学校再編に使おうという提案がされました。本来であれば、10年間で終わってないといけない。たまたま合併特例債が延びましたので、まだ使えますし、一番有利な起債でもあります。その中で115億円使いたいと。平成26年度で終わらせないかんということで始まったと思います。特に学校再編につきましては、小学校を走り出しました。４町の中学校区単位で、小学校は一つずつにしたいということで進められてきたわけでありまして、ちょうど10年目のときに堀田教育長が新しく就任されたころだと思いますけども、学校規模適正化委員会が、その年、１回もやっていない。ましてや、第１次計画がほとんど進んでいない。中身は10年間で96億円、合併特例債は発行した。しかし、学校再編には６億円しか使っていないというのが現実でありました。極端に言うと、10年間、ほとんど前に進んでないなと、

ただ山鹿小学校とか川辺小学校が来たとか、そういうもろもろは少しありましたけども、進んでないのかなということで、第２次基本計画の見直しをその時されたと思います。作成されて、提案をされて、事業に取り組んでこられたというのがあります。まず最初に走り出したのは米野岳中校区であります。米田と鹿央３校が一緒になって、めのだけ小学校が開校をいたしました。これは皆さん方ご案内のとおりでありまして、この件に関しましては、議員団20名全員、執行部の説明に基づき、それで行こうという決断をしました。その内容は、地域説明会も全部終わりましたと、全部納得していただきましたという形の中で走り出しました。ところが、現在、裁判が係争中であります。住民監査請求も受けました。これは非常に残念なことだと、山鹿市にとって、そういう事業で住民監査請求を受けて、裁判まで打たれたと。予算執行の停止だったんですけど、何か市長のほうに的が変わっているようです。３月27日に結審するということでありますけども、非常に残念なことだったと思います。

次に、鹿本地区の統合、来民小学校に開校したいということであります。当初、これは間違っていたらすみませんけど、私は３校で大体20億円、１校７億円から８億円というような話の中で事業計画は進みたいという話があったような気がします。今、鹿本小学校は21億4000万円の事業計画が組まれている。その中で特に、僕はもう非常に質問もしましたけども、事業計画で18億円を組んで１年もたたないうちに３億8000万円追加補正を出したと。これも非常に計画の甘さを感じるわけです。

それからもう一つ、12月定例会で最終日に提案されました。これは委員会審査もされていませんけども、当然、上程に当たっては説明はあっていたものと思いますけども、５億2000万円の契約に対する追加議案が出されました。そのとき説明に来られましたけども、提案理由の説明にしても、５億2000万円で体育館をつくるとかいという話をすると、いやそれは体育館プラス解体費用、外構工事の費用も足してですという話をしました。何で提案理由の説明の中にそういうものが入っていなかったのか。そしてましてや最終日ですから、教育委員の先生方にはこの内容はしっかりつないであったのか、知らんだった人もおるとじゃないかなと。５億2000万円で契約をしました、議会に提案しましたという報告があっているかどうかもよくわかりませんが、そういう決定権のある行政の職員と教育委員の先生方とのギャップというんですかね、溝というのが非常に何かあるとじゃなかかなという気がします。

それから、３つ目は、先日、熊日に掲載されました。八幡・平小城・三岳の統合校の開校に向けての記事が出されました。僕はこれは２回ぐらい質問したと思いますけども、１年ぐらいかかったけども、最初に質問したときと、２回目にこの前質問したときと、答弁が一緒だった。全然前に進んでいなかったというのが現状でし

た。そして、特に開校日がいつになるかわからないと。ということは、事業計画というのは方向性が決まって初めて事業計画を組んでいくのが普通だろうと。いつ開校できるかわからんようなやつを提案して、こういうことで行きます、いつに開校できるかわかりません、こういう提案の仕方というのは非常に疑問を感じるわけでありまして、そういった特に今回、山鹿の場合はこの規模適正化というのが重点事業であって、市長が教育大綱もつくられました。教育総合会議も招集をして検討されております。これが新しい委員会制度が変わった内容でありますけれども、独立行政委員会、結局、教育委員会でなければできない重要権限を与えてあった分が、市長がそれに介入して指導というか、そういう形がとれるようになったわけでありまして、私はもう独立行政委員会じゃなくて、山鹿市の教育委員会としての指導力の中で動いてもらって、教育委員の先生方の責任感をしっかり充実し、計画を立てたら事業を確実に達成できるような、地震があったけん延びたとか、極端に言えば、これだけ事業が延びたことによって、持ち出し資金は何十億円とオーバーしたと思います。そのオーバーした分は全部市民の負託に応える事業が減らされているということでありますから、そこら辺もひっくるめて今後の教育委員会の活動、ましてや有働議員がまた質問しなるでしょうけど、またためのだけ小はという話になると思いますけど、ただ有働議員が言っているのは、その内容が教育委員会の制度をもう少し見直さなんとじゃないかと、もう少し役割をちゃんとせないかんとじゃないかということの発言だと思います。そういうもろもろからして、市長の今の段階での見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問にお答えいたします。

たくさんのご提案等々をいただいたところでございますけども、それにつきましてはまたしっかりと教育委員会のほうで受けとめながら、またともに受けとめながら対処してまいりたいと思います。

当初、ご質問にあった点につきまして、お答えをいたしたいと思います。

私は、教育委員会委員の人選に当たっては、その重要性を十分に認識し、任命権者としての職責の重大さを自覚しつつ、取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、教育行政はその所掌分野が多岐にわたっていることから、これまでの人選におきましても、学校教育とりわけ教育現場の実情をよく理解され

ている方、子育て、生涯学習、文化、スポーツ振興等に造詣がある方、保護者として教育に対する熱い思いを持たれている方等を教育委員会委員にお願いしてきたところでございます。

また、平成29年３月定例会において、職種のバランスと委員の定数増のご意見をいただきましたが、その後の任用に際しまして、自治体職員として豊富な行政経験を有しておられる方を新たに任命したところでございます。

今後におきましても、多様な人材の中で活発な議論が行われ、本市の教育行政の課題解決に当たっていただきたいと考えております。

なお、委員の増員につきましては、現行の定員数を基本としつつ、今後も教育委員会と市長部局間の連携を強化し、教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今、市長からご答弁がありました。

私は、教育行政の教育大綱にしても、総合教育会議にしても、どうしても教育主導型、結局、事業という絡みが教育委員会から論議が外れていると思います。だから、教育に関してはしっかりされている、もう確かにそうだと思います。しかし、今のような再編の事業、金が絡むこと、設計、そういう問題についてがどうしても論議がちょっと少ないのかなという気がしましたので、そこら辺をお聞きしました。

とりあえず学校再編は大変でありますけども、しっかりご努力いただきますようにお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時55分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後１時13分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○３番（芋生　よしや君）

私は、公約を掲げ、市民の皆さんに議員として送り出していただいています。その公約実現を目指し、これまでも何度も取り上げてきましたが、今回も公約実現を目指し、一般質問を行いたいと思います。一問一答にてお願いします。

まず、１番目は国保税引き下げについてです。

国保税の引き下げは多くの市民の皆さんの願いで、大変大きな関心が寄せられています。これまでの一般質問で国保税に関しては４回取り上げてきました。ちょうど国保の都道府県化への移行と相まって、山鹿市では値上げになる世帯は高所得者世帯以外ありませんでした。それでもやはり国保世帯にとっては重い負担であることは変わりません。そもそも国民健康保険は公的医療保険の一つです。公的医療保険は加入者が支払う保険料や国の国庫負担を主な財源として、運営に当たる保険者が加入者に医療サービスを提供する仕組みです。

１つ、中小企業の労働者が加入する協会けんぽ、２つ、大企業の労働者が加入の組合健康保険、３つ、公務員や私学教職員らが加入の共済組合、４つ、特定の職業従事者が加入の組合健康保険、そして75歳になると後期高齢者医療制度があります。その５つの保険に入らない方が入るのが国民健康保険となります。日本では、全国民が原則として６つのいずれかに加入します。これが1961年に実現した国民皆保険です。

資料を配らせていただいておりますが、資料の２を先に見ていただきたいと思います。

国民健康保険は国民には人間らしく生存する権利があり、国には生存権をひとしく保障する義務があると定めた憲法第25条に基づくものです。国民健康保険は、自営業や無職者など、他の公的医療保険に加入できない人たちを対象にしており、国民皆保険を支える重要な支柱となっています。

現在の国保は、1958年に国民健康保険法が全面改正されました。この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする、法第１条、国民皆保険を実現するために、国保が加入者の助け合いの制度から社会保障制度として大きく見直されたのです。1960年代の国保加入世帯の世帯主の約７割が農林水産業者と自営業者でした。しかし、その後、農林水産人口の減少や少子高齢化、非正規労働者の増大といった社会構造の大きな変化の中で、現在では心身の機能低下で病気やけがをする危険性が高い高齢者や収入が低く不安定な非正規労働者の健康と命を守る大切な公的医療保険となっています。

それでは、山鹿市の現状はどうなっているでしょうか。７点、お聞きしたいと思います。１点目、国保世帯の割合、２点目、世帯主の年齢層、３点目、滞納額や差し押さえ額、４点目、国保が払えなかった方に交付される短期証・資格証明書の数は、５点目、国保世帯における子供の人数、その世帯のうち最多の子供数は、６点目、国保保有の財政調整基金は幾らか、７点目、年収400万円４人世帯と240万円単身世帯の国保税は幾らかについてお答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の一般質問、山鹿市の国保の現状について、平成29年度実績にてお答えいたします。

本市の国保世帯数は平均で8552世帯であり、市全体における国保世帯の割合は約39％であります。

２点目、世帯主の年齢層は、擬制世帯主を含めて70歳以上が39％、60歳代が37％、50歳代が11％、40歳代が８％といった割合でございます。

３点目、国保税の滞納世帯数は1446世帯で、滞納額は１億5445万6535円であります。

また、国保税滞納者に対しては、地方税法に基づく滞納処分を執行し、差し押さえ世帯数は167世帯、差し押さえ額は1258万9651円でございます。この差し押さえ額は、市税の滞納に対して差し押さえられたものから国保税に振り分けられた金額であり、最高額は103万4200円で、最低額は181円であります。

次に、４点目、国民健康保険法第９条第10項に規定する有効期間を定めた被保険者証、いわゆる短期証の交付世帯数は714世帯、また同法第９条第６項に規定する資格証明書は87世帯です。ただし、資格証明世帯でも18歳未満の子供に対しては短期証を交付しております。

次に、５点目、国保世帯における子供の数は1466人で、１世帯での最多の子供数は８人でございます。

次に、６点目、国保で保有する財政調整基金は、平成30年度当初時点で５億5475万8000円であります。

最後に、年収400万円の父母、子供２人の４人世帯での国保税の年額は47万6100円、年収240万円の単身世帯は22万8700円でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

まず初めに、資料１に、今答弁をいただきましたものを、私が表を作成しておりましたが、５番の国保世帯の子供数を間違えて記載しておりますので、すみません。1566人としておりましたが、1466人の間違いでした。

山鹿市でも国保の世帯は、70歳以上、60歳代というのが76％にもなります。加入世帯は、それであれば所得水準が低くなっていることは一目瞭然ではないかと思います。私の身近にも暮らしが成り立たず、70歳を超えて働き口を探し、また仕事に行き始めた、70歳を過ぎたが夜勤をしているという声をあちこちから聞いています。本当に働かないと大変になっている状況が見えております。健康で働ける方はいいでしょう。生きがいを持って働いている方ももちろんいると思いますし、それは大変いいことだと私も思います。しかし、今の暮らしはとても大変です。そして、国保料は重い負担になっていると思います。払いたくても払えない、滞納する世帯も見ていただくと1446世帯という世帯数、こちらも多いのではないでしょうか。

さて、山鹿市の国保の現状を聞いた上で、改めて国民健康保険は負担の限界を超えていると思います。市長、この国保税の負担はどう認識されているのか、これまでもお答えはいただいていましたが、一言でお答えをお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員の予告なしの質問でございますけれども、示されております負担については、しっかりと検証されながら、制度にのっとって適切にされていると認識をいたしております。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長にお伺いしたかったのは、現在の国保の負担は市民にとって重いものになっていないかということをお尋ねしたかったのですが、適正にやられているというのはもちろんそうだと思いますが、市民にとっては国保税というのは重い負担ではないかどうかということに、ぜひお答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員ご存じのように、国保税の課税に対しましては、所得に応じてその軽減策がなされておりますので、所得の低い方については、非常にその負担額も少ない、税も少ないということでございますので、それ相応の負担になっていると、そのように認識をいたしております。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市民にとっては負担能力に応じた額で、ふさわしい額だと、決して重いものではないという市長の答弁だと思います。本当にそうなのでしょうか。国保の保険税額は、１、所得に保険料率を掛けて求める所得割、２、世帯の加入者数で算定する均等割、３、各世帯に定額負担を求める平等割があります。さらに、資産割もありますが、山鹿市でも資産割は廃止になりました。

では、他の保険にはない均等割や平等割というのはどういうものでしょうか。また、国保世帯と同じくらいの方たちが加入しております協会けんぽとの保険料の差はどんなところにあるのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の一般質問、国保にしかない均等割・平等割について、お答えいたします。

国民健康保険は、保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力と受益者の程度

に応じて負担する保険税と国庫支出金等によって賄うことを基本としております。市町村においては、国民健康保険法や地方税法に基づき、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割・資産割と受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割・世帯平等割との合計によって保険税を算定することと決められております。本市におきましては、所得割・均等割・平等割の３方式を基本に、税額を算定しております。芋生議員お話のとおりでございます。

均等割につきましては、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税の負担をお願いするのが合理的な考え方と捉えております。

次に、協会けんぽとの差につきましては、協会けんぽ等の被用者保険の場合の保険料算定は、被保険者の標準報酬月額等に応じた負担となっており、被扶養者に関する加算、いわゆる国保税における均等割はございません。被用者保険では、必要な保険料の２分の１を事業主が負担することとなっておりますので、被保険者の立場では協会けんぽの保険料の方が国保税よりも安い場合が多いと言えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

保険税の負担が重くなっているのは、加入世帯の平均所得が大きく低下しているのに、保険料額がほぼ横ばいであるためなんですが、その大きな要因の一つに、国が1984年に国保負担を減らし、国庫負担を減らし続けてきたことにあります。

資料の２を開けてみてください。

国民健康保険と国保の総収入に占める国庫支出金の割合という折れ線グラフがあると思いますが、国庫負担の割合が減っている状況をグラフで示しています。もう一つの大きな要因が国保にしかない均等割・平等割という仕組みです。この資産割・平等割は、所得のありなし、高い低いに関係なく、負担額が算定されます。

資料４の一番下には、山鹿の算定額表を載せています。すみません、表をあちこちに行かせまして。答弁で、世帯の負担能力に応じた所得割と受益の程度に応じた均等割と平等割と述べられました。

資料３のグラフを見てください。これには均等割や平等割のその制度があるために、大変重くなっているというのが一目でわかるようなグラフとしました。

国が、この均等割と平等割の仕組みを組み入れているのは、加入者が多い世帯は、少ない世帯に比べて、国保で医療保障の利益を多く受ける受益者だから、それに見

合う負担を求めるのが適当だとの考えだからです。国は、1995年の国保法改正以降、国保料の応能割と応益割の比率について、当時70対30だったものから50対50になるよう、応益割の拡大を誘導してきました。2017年度には、60対40となっています。応益割は、加入世帯の負担能力が考慮されないため、低所得者世帯ほど重い負担になる仕組みです。特に古代にとられていた人頭税だと批判が出ている均等割は、家族が多いほど負担額が引き上がります。

山鹿市では、一番子供の多い国保世帯は８人とのことだったので、単純に計算すると子供の数だけで16万8000円、夫婦の分も入れれば均等割だけで21万円にもなる計算になります。子供がふえれば、それだけでふえるのは子育て支援に逆行するものです。子供の均等割減額に取り組んでいる自治体が全国に広がっているようですが、子の均等割減額を行っている自治体はどういった状況でしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員のご質問、均等割減額自治体の取り組みについて、お答えいたします。

現時点で把握できた範囲では、全国で８つの自治体において、子供の均等割額減免を実施しております。その内容は、自治体でそれぞれ異なっておりますが、18歳以下の子供３人目以降を全額免除、18歳未満の子供がいる世帯で３割減免、高校生までの子供３人以上の世帯で３人目は２分の１減免、４人目以降は全額免除などとなっております。

それぞれの減免に対しての財源につきましては把握できておりませんが、減免をするためには、それに対する財源が必要になってまいります。均等割を減免するのであれば、その分を補塡するため、所得割もしくは平等割に上乗せする、または一般財源より繰り入れる必要があります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の１つとして、国民全体の相互扶助によって医療費を支える仕組みであり、現在も所得の低い方への国保税の軽減や患者の一部負担金の軽減等の財政措置がなされております。

医療保険制度の安定的、持続可能な制度の運営の観点から、負担能力と受益の公平性による負担は、一定程度必要であると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

先ほどの資料４をご覧になってください。

今、福祉部長のほうから答弁をいただきました、８つの自治体とおっしゃいましたが、2019年度から岩手県宮古市が加わり、９自治体でこの均等割などの減免について取り組まれています。

仙台市は、均等割の部分について、18歳未満を３割減額、１万1000世帯で１万円値下げになる。ふじみ野市は、第３子以降の均等割を全額免除、１人当たり最大３万6000円の減額。宮崎市では、年間所得250万円の40代夫と主婦、子供２人の家族は、市の基金活用で７万6000円の減。愛知県春日井市では、軽減世帯以外で前年度所得が300万円以下の寡婦で18歳未満の扶養親族がいる世帯、所得に応じて世帯の所得割・均等割を３割から５割減らすというようなものです。

今年度から始まる宮古市では、均等割を免除、501世帯の高校生まで836人、子育て世帯の経済的支援が目的で、システム改修費を含む1833万円計上しているということで、財源はふるさと基金、そしてその中の市長お任せ活用というのを活用されるようです。

さて、こんなふうに全国では均等割、また平等割などの減免を行ってきている自治体がふえています。高すぎる国保問題の解決は、住民の暮らしと健康を守るためにも、また国保の維持のためにも、国政と地方政治の重要な課題です。この危機的状況に全国知事会などは、被保険者の負担が限界に近づいていると警鐘を鳴らし続けてきました。2014年には、知事会が国保税を協会けんぽ並みに値下げするため、国に公費１兆円を投じるよう求めています。一方、国の動きを待ってはいられないと、自治体でさまざまな知恵をめぐらせ、支援を始めてきているのではないでしょうか。

市長、山鹿市には、８人も子育てをしている世帯があるとのこと、何てすばらしいことだ、安心して子育てをしてくださいと応援することが、本当の意味での子どもはやまがの宝だ宣言をなさっている市長の実践ではないでしょうか。全国知事会と同様に、全国市長会も、国に向け提言を行っていますよね。均等割保険税の軽減支援制度創設、国庫負担割合引き上げなど、そういった全国市長会も全国知事会も取り組もうとする、その均等割などの減免、山鹿市も取り組んでみてはどうかと思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の質問、均等割減額についての考え方をお答えいたします。

国保税における均等割減額については、受益と負担の関係や市民全体の負担の公平性を考慮する必要があり、現在のところ考えておりません。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

私は、自分も先ほど選挙のときに公約をしたことを実現したいと頑張っているということをお伝えしましたが、市長、ご存じだと思います。市長が出されたものですね。子どもはやまがの宝だということで、ここにしっかり述べられてありますし、この中の幾つも実践をされているのは、本当にすごいことだと私は思っています。

この中に、やはり住み続けたいまちをつくる、住みやすく子育てしやすい環境づくり、子供を生み育て、暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めます。健やかで安心して暮らせる地域づくり、誰もが生涯を通じて健やかさを保ち、安心して暮らせる山鹿を実現しますとも書いてあります。表紙の一番真ん中は、子どもはやまがの宝だということです。

この市長のお考えであれば、先ほど福祉部長と同じお答えで、大変残念に思いましたが、ぜひこういう子供を応援する。子供がいれば、負担が重くなるような制度を何とか減免にしていく。そういったことをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

日本共産党は、高すぎる国保税の引き下げプランを発表しています。高すぎる国保を協会けんぽ並みに引き下げる、これは全国知事会の意見と一緒です。日本共産党もそれに賛成しています。

１つ目、全国知事会なども強く要望している公費の投入で保険税を引き下げます。国保の構造的な危機打開に国庫負担をふやす以外にありません。

２つ目、人頭税と同じ均等割・平等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げていきます。各自治体の均等割・平等割として徴収されている保険料は、およそ１兆円になります。公費を１兆円投入すれば、なくすことができます。各自治体の負担軽減の取り組みも進め、所得に応じた国保税への改革を進めます。

３つ目、国による保険料の免除制度をつくります。困ったときに困った人を助ける国保制度にします。

４つ目、無慈悲な保険証取り上げや強権的な差し押さえをやめます。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめさせます。

５つ目、安倍政権による国保都道府県化を利用した、さらなる保険料値上げを許しません。全国知事会、全国市長会と一緒に、国に国庫負担増額などを求めるとともに、地方自治の原則を貫いて一般会計繰り入れは自治体の判断でできるとの厚生労働省の答弁を生かす取り組みをしていこうではありませんか。

市長も入っていらっしゃいます全国市長会同様に、やはり均等割の減免などを求めていくという提言を国に行っているのは市長もご存じのことだと思います。そういった意味でも、ぜひ山鹿市でも取り組みを考えていっていただきたいと思いますが、市長、今後考えていくというお気持ちにはなりませんか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の再度のご質問にお答えいたします。

市長会におきましては、全体的なこととしてともに一緒に行動しながら、国の負担をお願いしてまいりたいと思っております。しかしながら、山鹿市におきましての状況は、全ての行政に対してしっかりと目配りしながら、総合的に展開していくという視点の中で、この国保税に関しましては、ただいま申し上げたような状況で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

２度目のお答えも大変残念なことです。

私は、山鹿市の子供たちが本当に宝だと思えるような、そして保護者の皆さんが、この国保税についても苦労して、払いたくても払えない状況を持っていらっしゃる、そんな世帯がなくなるように、これからも市民の声を上げながら、市長に検討をお願いしていきたい、質問でまた取り上げていきたいと思っています。

さて、次の質問に移ります。就学援助についてです。

子供たちにとっては、卒業・入学・進学と、慌ただしくもうれしい季節がやってきます。希望に胸を膨らませる子供たちの成長を喜び合いたいものですが、昨今の子供たちを取り巻く環境は、少子化の中にあっても、一つの命として大切に扱われない状況も生み出しています。また、保護者の皆さんは、子供たちの成長を喜ぶ一方で、制服や就学用品など、教育負担の大きさに悩む家庭もあるのではないでしょ

うか。

文部科学省2015年調査では、146万人を超える児童生徒が、就学援助の支給を受けており、６人に１人に上ります。山鹿市でも、子供たちが安心して学校で学び過ごせるよう、憲法第26条、義務教育の無償化によってつくられた就学援助制度をもっと活用してほしいです。

では、就学援助の現在の受給状況、そして手続の方法はどうなっているでしょうか。新学期だけでなく、年度途中の申請受け入れもできているのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問の２番目、就学援助に関する受給者の状況、手続方法について、お答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条の経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとする規定に基づくもので、本市におきましても山鹿市就学援助に関する規則において規定をし、援助を行っているところです。

受給者数につきましては、平成30年度認定者数が要保護者、準要保護者を合わせて778名で、これは全児童生徒の約20％、前年度と比較いたしますと、人数で78人、割合で2.1％の増加となっております。その手続方法につきましては、毎年度、保護者に対して学校から制度についての説明を行い、あわせて新入学者に対しては就学時健診の時に説明を行うなど、積極的に周知を行った上で、申請書及び必要な添付書類を学校に提出していただき、その後、教育委員会にて審査を行い、認定の可否を判断しております。なお、申請につきましては、年度途中でも随時可能となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市では、昨年から入学前支給が実施されました。文部科学省の昨年の７月調査でも、新小学１年生に対する入学準備金の入学前支給を2017年度実施、2018年度から実施など、予定した市町村は72.8％に上り、2019年度から実施検討を加えると、小学校で85％、中学校では86.6％にもなるそうです。

それでは、山鹿市でも行っていただいております前倒し支給は、制服や学用品などを買いそろえる時期、お金を支出する前に間に合っているのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の２回目のご質問、入学前の支給につきましては、入学前に必要となる準備物に係る経済的負担を軽減する目的で、昨年度より３月上旬に支給しているところです。入学までに約１カ月の期間を設けており、必要な用品等をそろえるためには十分な期間であるものと考えております。また、各小中学校に確認をいたしましたところ、必要な時期に間に合っているとの回答をいただいているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

子供たちが喜んで進学に向かえるよう、前倒し支給はきちんと間に合っているようで、大変うれしいことです。

さて、各地の女性団体が改善を求めてきたことが、大きな成果となっています。新日本婦人の会調査に基づく国会での質問によって、文部科学省は2019年度予算に就学援助制度（要保護も含む）の一部単価の引き上げを計上しました。対象は、制服代やランドセル代を支援する入学準備金（小学校・中学校とも）、修学旅行費（中学生のみ）の単価引き上げのほか、新規に卒業アルバム代など（小中とも）が対象です。山鹿市は、この増額・新設については、どう対応するのでしょうか。お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の３回目のご質問にお答えいたします。

就学援助項目の増額及び新設につきましては、平成30年12月27日付で、文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム名において、要保護者への学用品代等の補助予算単価の引き上げと卒業アルバム代等の補助項目の新設を行う予定であ

るとの通知がまいりました。

本市におきましては、昨年度から新入学児童生徒学用品費の増額や前倒し支給を行っており、かつランドセルの支給等も実施していることから、経済的に厳しいご家庭への援助については、積極的に行っているものと考えております。

一方で、制度の周知を積極的に実施したことによる受給者の増加に伴う費用の増大や文部科学省からの通知が現時点では正式に決定されたものではないことから、平成31年度からの増額及び新設につきましては、予定をしていないところです。

今後は、県内各市の対応状況を鑑みながら、援助項目の増額及び新設について、精査をしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今後は、県内各市の対応状況を鑑みながらとおっしゃいましたが、ぜひ山鹿市の子供たちに少しでも増額をしていただくことをお願いしたいと思います。

また、申請書のマイナンバー記載については、日本共産党の国会議員が確認したところ、文部科学省は記載がないからといって受け付けないということはあってはならないと回答しています。さらに、個人番号が記載された申請書を学校に提出することは、管理の上で課題があるとの認識も示しています。また、受給者へ配慮し、学校ではなく、直接、教育委員会に着払いで送るよう準備している自治体もあります。子供たちのプライバシーを守り、より多くの人が活用できる制度にするため、個人番号を記入しなくても申請ができることも、あわせて周知していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

山鹿市の上水道の現状と今後の課題、水道民営化についての見解です。

質問を２回に分けてすることにしておりましたが、その後の質問もありますので、一括でお願いしたいと思います。

１つ目は、山鹿市の上水道の現状、今後の課題はどうなのか。

２つ目は、国会で水道法改正後、市民の方からは、山鹿市は民営化についてどう考えているんだろうかと不安な声が寄せられました。水道民営化について、市はどういう見解をお持ちかお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

芋生議員の一般質問、山鹿市の上水道の現状、今後の課題についてお答えいたします。

本市の水道事業は、上水道と簡易水道で公共水道を運営しております。上水道事業はその収益で経費を賄うことができておりますが、簡易水道事業については使用料のみでの独立採算は厳しい状態でございます。

水道事業を取り巻く環境としましては、本格的な人口減少に伴う給水人口の減少と節水型機器の普及に伴い、水需要が減少し、それによる料金収入の減収は避けられない状況でございます。特に、中山間地域で展開しております簡易水道につきましては、今後さらに厳しくなるものと考えております。

本市の上水道及び簡易水道は、供用開始後も施設整備が着実に進められ、安定した供給体制が確立しており、今後は両事業とも適切な施設の維持管理と計画的な更新、特に老朽管の更新と耐震化を進めていく段階にあります。

課題としましては、これら高度経済成長期に整備した施設が大量に更新時期を迎えるため、更新に要する費用についての収益不足が懸念されるところでございます。

このようなことから、今後の水道事業の運営につきましては、将来にわたって持続可能な経営とするために、整備計画や財政計画などを盛り込んだ経営戦略、いわゆる水道ビジョンを平成31年度に策定し、これに基づく事業展開を図ることとしております。

以上のとおり、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されますが、安全で安心できる水を次世代へ引き継ぐことが公共水道の使命と考えておりますので、今後も引き続き経営の効率化を図りながら、水道事業の健全経営に努めてまいります。

続きまして、水道民営化の見解について、お答えいたします。

水道民営化の見解につきましては、水道法改正が昨年12月に国会で可決・成立しました。これは全国的な人口減少や高齢化、節水型社会への移行などで水需要が縮小し、各自治体の水道事業が財政的に厳しい状況に置かれていることが理由と考えられます。

このままでは十分な収益を確保できず、施設の老朽化、耐震化、人材不足に対応できないといった問題に対して、水道事業の経営基盤の強化を図るものであり、民営化はその手法の一つとして、選択肢をさらに広げるものであると認識しております。

本市においては、これまでの県下の自治体に先駆けて、料金徴収事務や施設の維

持管理及び管路システム構築などの業務を民間委託し、業務の効率化・スリム化を図りながら、独立採算制の原則を維持してまいりました。今後も引き続き、経営の効率化に努め、将来にわたって持続可能な水道経営を行ってまいりたいと考えております。

このようなことから、今回の水道法改正に伴う民営化につきましては、地域事情や経営状況、十分な将来予想などを踏まえて、慎重に検討する必要がありますが、本市としましては、住民の利益を第一に考え、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図り、安全安心な水を安定的に供給する責務がございますので、現時点では公営による運営を維持することが望ましいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

まさしく命の水、なくてはならないものです。しかし、山鹿市でもやはり水を取り巻くさまざまな課題は今後も続いていくと思いますが、今の答弁では安全安心な水を安定的に供給する責任主体として自覚を持っているとのことですので、大変安心しましたし、私に不安の声を寄せられた方にもきちんとお伝えをしたいと思います。

さて、もう一つ、次の項目に移らせていただきます。

市民要求実現ということで、さくら湯のお風呂に入られる方の駐車場についてです。

私は、よくあし湯の広場のところから、さくら湯の建物、またのぼりが立っているその風景を写真に取り込んで、ＳＮＳ発信などもしています。八千代座とともに、山鹿らしさを発信できる大きな場所だと思っています。

さくら湯について、市民や利用者の皆さんから、さまざまな声が私のところにも寄せられています。これまでは、なかなか入りづらくて階段があって困る、洗い場が広くて寒い、いろんな声があっていました。今回、さくら湯に入ると温まり方が違うから、仕事が終わり遅くなっても入って温まる。さくら湯のお湯はとてもいい、そういった声でした。大変うれしく聞きました。

ところが、その方たちが夜間にお風呂の中でこんな会話があるとのことでした。駐車場に困っている、薬師堂裏の駐車場はめったに空きがなく、とめられない。プラザの駐車場を利用すると、通行口も屋上も午後10時を過ぎると明かりが消えてしまう。さくら湯の時間まで明かりをつけられないのか。プラザ店内のエスカレータ

一前は、シャッターがおりてしまう。屋上にどこから行けばいいかわからず、ぐるっと回って山鹿タクシー側から坂を上って行ったと、そういった話だったそうです。午前０時までのさくら湯利用者のために、プラザの階段や屋上は照明をつけておいてほしいとの要望が寄せられました。早速、プラザの管理組合に問い合わせに行ったところ、プラザの閉店時間で消灯もシャッターもおろされるとのことでした。

では、現在、さくら湯の利用者数、また夜間午後10時以降の利用状況はどうなっているでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

芋生議員の一般質問、さくら湯年間利用者数の推移及び夜間利用者数について、お答えいたします。

さくら湯につきましては、平成24年11月のオープン以降、多くの市民や観光客の皆様方にご利用いただいております。年間の利用者数につきましては、平成25年度から平成29年度までの５年間のうち、最も少ない年で約16万1000人、最も多い年が約17万3000人でございます。

次に、22時以降の利用者数につきましては、１日当たり利用者総数約450名に対し、約30名、７％程度でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

さくら湯には、早朝入浴の習慣を持っていらっしゃる方もいるし、先ほどのように、仕事の後、疲れを癒やして、心身ともに温まるという方もいるようで、これは山鹿市温泉町ならではの光景だと思います。

それでは、そんな方たちやたくさんの方たちに、午前０時まで安心して入浴をしていただくために、さくら湯の駐車場の確保、また夜間利用される方のために、明かりの確保は、山鹿市が責任を持ってできないでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

芋生議員の一般質問、さくら湯駐車場の利用実態及び改善策について、お答えいたします。

さくら湯に隣接する専用駐車場につきましては、20台という限られた台数で運営しており、満車の場合には温泉プラザ山鹿の駐車場を２時間無料ということでご利用いただいております。

専用駐車場が限られた中、さくら湯以外の利用者の駐車が頻繁に見受けられ、利用者の方に大変ご迷惑をかけており、定期的な巡回や長時間の駐車車両には、違反を警告する張り紙を行ってはおりますが、違反駐車が後を絶たない状況でございます。

つきましては、今後、関係機関との協議を進め、巡回の強化はもとより、専用駐車場に新たな案内板を設置し、さらには周辺の飲食店など、事業者に対して駐車マナーの向上に向けた周知・協力を求めてまいります。

また、温泉プラザ山鹿屋上駐車場の照明の時間延長につきましては、安全面・防犯面からも配慮すべき必要がございますので、既に温泉プラザ管理組合に協力を求めているところでございます。しっかりと市のほうも対応してまいりたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今度、さくら湯に入られた方が、今度は駐車場もしっかり明るくなり、また確保できてよかった、そういう会話がさくら湯の中で交わされたらいいなと。今答弁を聞いて思いました。山鹿市の責任として、また観光客の皆さんもさくら湯に来てよかった、そう言ってもらえるように、ぜひ駐車場整備をしていただきたくお願いして、きょうの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時12分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時24分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号４番、勢田　昭一です。

私は、議員となり５つの公約を掲げて、その実現に向け日々活動をしております。今回は、その公約の中で３つ、１つ目に経済を支える農業、林業、商業、工業の支援をする。２つ目に子供を支える、子育て、子供、若者の支援をする。３つ目に自然と歴史、観光の魅力を発信する支援をするについて、質問いたします。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

まず、１つ目の経済を支える支援について、質問をいたします。

昨年の11月菊鹿ワイナリーは開業いたしました。県内はもちろん、国内あるいは外国でも情報が発信され、その注目度は目をみはるものがありました。これまで開業にご尽力された皆様に敬意を表します。反面、ワイナリーに行っても、菊鹿ワインが買えんだったなど、不満の声がたくさん聞こえてきました。ご案内のとおり、菊鹿ワインは世界的にも人気があることが、この開業で証明されたものだと思います。

そこで、心配するのは、ワインブドウの生産量です。この菊鹿ワインの人気を継続するには、もっとワインブドウの生産量をふやす必要があると考えます。しかしながら、山鹿市も少子高齢化の影響により、今後の生産体制にも不安があります。そこで、ワインブドウ生産の今後の体制はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、菊鹿ワインの原料となるブドウ生産の今後の体制について、お答えいたします。

菊鹿ワイン用のブドウの生産体制につきましては、菊鹿ワイナリー構想の実現に向けて、平成26年に山鹿市、熊本ワイン株式会社及び菊鹿町葡萄生産振興会の３者で、菊鹿ワイナリー構想推進協議会を設立し、ブドウ畑の増反に取り組んでまいりました。この間、農家数は19戸から31戸に、栽培面積も4.5ヘクタールから、熊本ワインファーム株式会社の自社農園1.5ヘクタールも含めますと、当初予定の10ヘクタールを上回る11ヘクタールまでに拡大したところでございます。

その結果、ワイナリー開業から３カ月足らずで、年間製造予定本数３万本に対し

て、約２万本を販売するなど、予想を上回る好調な状況にあります。今後ともお客様の要望に応えるべく、良質なブドウの安定生産が求められます。

しかしながら、一方では高齢化や後継者不足などの課題もあります。これらのことから、今般、熊本ワインファーム株式会社と菊鹿町葡萄生産振興会の２者により、新たに菊鹿ワイン生産振興協議会が設立されました。当協議会は、ブドウ栽培の技術向上、栽培作業の共同化に向けた検討及び経営委譲等に関する助言、高等学校や大学との連携を目的とするものであります。山鹿市といたしましても、ブドウの一大産地を目指して、しっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、開業して３カ月でございますけれども、２万本の本数が売れているということにびっくりしております。そこには、必然的に良質なブドウがあって、それを栽培される方の愛情、そしてワインを製造される方の愛情があるものだと確信いたしました。今後もワインブドウの一大産地を目指して、しっかりとした支援をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次は、平成29年９月の定例議会で、荒れた山林、農地対策について質問をいたしました。私の同級生も農業委員をやっております。調査に行くと、放棄地が年々ふえているばいということで、よく話をします。また、私自身も中山間地の集落協定の役員をしておりますが、その耕作放棄地等はかなりの量にふえてきております。また、ご案内のように、平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が施行され、法務省関連の制度が施行されました。

そこで、質問です。山鹿市における耕作放棄地の田畑、それから所有者不明の竹林、雑木林の現状と今後の対策はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田委員の一般質問、耕作放棄地の田畑、所有者不明の竹林、雑木林の現状と対策について、お答えいたします。

まず、耕作放棄地の田畑の現状につきましては、農業委員会におきまして、毎年

８月を基準として、農地の利用状況調査を行っております。この調査により、平成30年12月現在、田で20ヘクタール、250筆、畑で38ヘクタール、404筆、合計の58ヘクタール、654筆の農地を耕作放棄地として把握しているところでございます。

対策につきましては、所有者に対し、今後の利用についての意向調査を行い、それをもとに農地のあっせん及び農地中間管理機構等を通じた、担い手への貸し借り等の結びつけを行っております。

また、営農を再開するための解消事業としましては、これまで国の荒廃農地等利活用交付金や県の耕作放棄地解消対策事業及び市の耕作放棄地解消事業により、農地の再生を行う農業者に対して支援を行ってまいりました。しかし、国の事業が平成30年度をもちまして終了いたしますので、今後につきましては、県及び市の事業により、引き続き解消に努めてまいります。

次に、所有者不明の竹林、雑木林の現状と対策について、お答えいたします。

お尋ねの所有者不明の竹林、雑木林の面積につきましては、現在のところ把握できておりませんが、山鹿市の森林面積のうち、竹林、雑木林の面積は3744.47ヘクタールで、全体の27.8％を占めている状況でございます。

対策につきましては、平成31年度から新たに始まる森林環境譲与税事業において、市町村の判断により、竹林、雑木林の整備は可能であるとされてはおりますが、山鹿市におきましては、杉、ヒノキ等の人工林を優先し、所有者の意向調査や森林整備を実施することとしており、長期間を要する見込みでございます。そのようなことから、所有者不明の竹林、雑木林の整備については、まだ現在のところ、見通しが立たない状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありますように、今後、少子高齢化が進む中で、国の事業あるいは県の事業、市の事業とあわせて対策をお願いしたいと存じます。

では、次の質問に移ります。

私は、平成30年６月の定例会で、地元高校生の地元企業への就職対策について質問をいたしました。私は、地元の子供は地元の学校で、卒業したら地元で働くことが、これからの時代に一番合っていると思います。

そこで、昨年６月以降の取り組みと、地元高校生の地元企業への就職対策はどのようになっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、地元高校生の地元企業への就職対策について、お答えいたします。

昨年の６月議会終了後におきまして、山鹿市企業連絡協議会会員企業14社の採用担当者と県鹿本地域振興局及び山鹿市、市内高校等の進路担当者を交え、８月に意見交換会を実施いたしております。

意見交換会では、山鹿市内の企業を紹介する企業ガイダンスの開催に向け、協議していくことが確認され、その後、各高校との個別の協議を緊密に重ね、本年２月に市内高校等５校のうち、城北高校の２年生とその保護者を対象とした企業ガイダンスを開催し、会員企業17社が参加され、企業概要などについてご説明を申し上げたところございます。

なお、ほかの高校につきましては、日程調整の関係上、本年４月以降に行う予定としております。そのほかの取り組みとしましては、県と市の一体的取り組みの事業の一環として、会員企業43社を掲載した鹿本地域企業ガイドブックを作成しております。

次に、今後の地元高校生を中心とした就職対策としましては、熊本県の有効求人倍率が依然高い状況で、山鹿市においても製造業を中心に人手不足が深刻な状況となっているという課題や新たな企業を誘致する際も、優遇措置と並んで人材確保ができるかが進出の条件となっていることから、引き続き、市内高校への訪問等を行い、情報の共有及び連携を強化し、企業ガイドブックを有効的に活用し、地元企業の周知と浸透を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、具体的な対策を講じておられることに感謝を申し上げます。

先ほど、部長のほうからご答弁もいただいた中に、鹿本地域における企業ガイドブックというのが出されておりました。これを見ますと、高校生にもわかりやすく、鹿本地域、山鹿市内に関する企業の位置、あるいはどういった企業があるのかとい

うことで、わかりやすいということで、手にとって見たところでございます。今後とも、地元の子供たちが地元で就職できるように、高校あるいは企業と連携をとりながら、さらに地元への就職率を高めていただければ幸いです。

では、次の質問に移ります。

大きな２つ目です。子供を支える「子育て・子供・若者」の支援です。

中嶋市長は、子供は山鹿の宝だ、子供は地域の宝だと、よく言われます。私も、そのとおりだと思います。子供は地域の宝だとあらわす行事がございましたので、紹介をさせていただきます。今月の３日、菊鹿地区公民館において、第１回菊鹿町ちっちゃな落語会が開かれております。地域の方が来られたのは、約200名でございます。子供たちの落語を聞きに来られている方は、先ほど言いました200名でございます。この会は、菊鹿中学校、菊鹿小学校の児童生徒が実行委員会を結成して開いたものであります。落語を披露したのは、菊鹿小の女子児童２名、菊鹿中の男子生徒２名であります。少子高齢化、人口減少が進む中で、子供たちを大切に育てることの大切さを実感したところでございます。

さて、熊本県教育委員会は、平成27年３月、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針というのを出しました。その中で平成30年度末には、社会体育移行が達成できるようにするという方針を通知しております。これまで一般質問で何度か上がっておりますが、平成30年度末が近づいておりますので、小学校体育部活動から社会体育への移行は、順調に行っているのかということをお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員のご質問、小学校体育部活動から社会体育への移行は順調かについて、お答えいたします。

本市では、平成27年度から、スポーツ団体の代表や学校関係者などから成る運営委員会を立ち上げ、小学校体育部活動から社会体育への移行に向けた協議や検討を行ってまいりました。また、保護者への説明会の開催や広報等における周知を図り、社会体育移行への準備も行ってまいりました。

現在、市内12の小学校中、鹿北小学校が平成29年度から社会体育に移行を完了しており、山鹿、三玉、菊鹿、めのだけ、稲田の５小学校が、新たなスポーツクラブ、10クラブを立ち上げる予定でございます。残りの小学校につきましては、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、民間のスポーツクラブへの参加を促して

いくことになります。

また、放課後時間を活用して、児童が遊びながら基礎体力の向上を図れる運動教室アクティブ・チャイルド・プログラムを来年度以降、各小学校単位で導入できるよう平成31年度からモデル校による実施を呼びかけていくことといたしております。

一方で、各小学校においては、児童の基礎体力の低下も懸念されているため、授業以外の時間などを有効活用しながら、学校独自で体力向上を図る取り組みを積極的に実施されているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、子供たちの基礎体力の向上、これが一番関係してくると思います。そういった意味でも、学校と社会体育との連携を切にお願いをいたします。また、平成30年３月に質問をいたしました、山鹿市における生涯スポーツの振興とスポーツ推進計画の策定を切にお願いを申し上げます。そういった部分での小学生の基礎的な体力向上もあわせての社会体育への移行をよろしくお願いをしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

本市は、第２次学校規模適正化計画により、各学校で統廃合が進んでいます。その関係で、通学距離が長くなり、スクールバスの運行がなされております。運行当初は、学校も保護者も地域の方も、どこにスクールバスの停留所があるかということで、わかっておられたかと存じますが、年数がたつと曖昧になってきていることがわかります。ですから、必要になるのはスクールバスの乗降場所がわかる標識、こういったのを設けていただけるならばと考えております。

また、そこのスクールバスでおりたときに、天候の急変があった場合、子供たちは右往左往するんじゃないかなと考えております。そういった意味でも、子供たちの安心安全を考えると、バス停の設置が必要と感じます。そこで、スクールバスの乗降バス停の設置について、どのようにお考えか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員のご質問の２点目、スクールバスの乗降に必要なバス停の設置について、

お答えいたします。

スクールバスの乗降場所は、学校総合準備委員会の通学部会において、ＰＴＡ、学校関係者等の意見を交えながら、コース上の安全な乗降場所について、現地調査を実施し、十分な検討を行った後に設置しており、現在、スクールバス・スクールタクシーを合わせますと、合計で78カ所に設置をいたしているところでございます。

スクールバスは、不特定多数の人が乗降する路線バスなどと異なり、遠距離通学対策として該当の児童生徒のみが対象になるとともに、児童生徒の状況に応じて乗降場所が変動する場合もあること、また乗降所の位置や乗降時間など、運行に係る基本的な情報は該当児童生徒の保護者や地域に対して説明を行っていることから、標識柱等は設置せずに運行を行っているところでございます。

今後も、地域、保護者、学校、運行バス会社への周知と情報共有を図りながら、児童生徒がより安全にバスに乗降できるよう努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今、部長の答弁では、それぞれの関係者で周知、それから情報共有を図ることということでご答弁をいただきました。

隣の和水町では、バス停のマーク、スクールバスのバス停という表示と、それから停留所の小屋が設置してあると聞いております。78カ所もあるということで、大変な予算的な措置も必要かと思いますが、子供たちの安心安全を考えた場合、そういった設置も必要じゃないかなと思っておりますので、再度考慮をお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、ことしの２月12日、幼児教育・保育費を無償化する子ども・子育て支援法改正案が閣議決定をされました。そういった幼児教育費・保育費は、無償化するということでございますけれども、もう一つあるのが給食費ではないかと思います。給食費の無償化については、山鹿市としてどのような考えか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員のご質問の３点目、給食費の無償化について、お答えいたします。

現在、本市におきましては、２カ所の給食センター及び10校の給食室で給食を提

供しており、１日の配食数は約4400食、これに必要な経費につきましては、学校給食法に従い、施設費や人件費などは設置者である山鹿市が負担し、食材費を保護者にご負担いただいているところでございます。

議員ご指摘の給食の無償化につきましては、平成30年７月に文部科学省が平成29年度分の調査結果を報告しており、1740自治体の中、小中ともに無償化をしているのは76自治体、4.4％、小学校のみの無償化は４自治体、0.2％、中学校のみの無償化は２自治体、0.1％となっております。

仮に、本市で無償化を実施した場合、食材に係る費用のみで１年間におおよそ１億8000万円の財源が必要であると推計されます。山鹿市におきましては、幅広い子育ての支援として、医療費の18歳までの無料化やランドセルの支給を行っております。

一方、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者には、就学援助制度により、給食費を含めた費用の助成を行っていることから、全児童生徒に対する給食の無償化については、現在のところ検討いたしておりません。しかしながら、少子化対策や保護者の経済的負担軽減といった観点から、今後も国の動向や他自治体の対応を注視してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、全国の自治体の中で4.4％という数字が出てきました。これもちょっと知りたかった部分でしたので、よかったと思います。いろんなこともありますけども、やはり少子化対策として、山鹿市として進んでいる行政、あるいはおくれている行政があるかと思いますけども、できるだけこの子育て支援、あるいは少子化対策を考えた場合は、できるだけよその市町村よりも有利な施策をお願いしておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

大きな３つ目は、自然と歴史・観光の魅力を発信する支援であります。

ご案内のとおり、山鹿市はいろいろな名所や観光地や文化がたくさんあります。その魅力を発信して、山鹿をもっと有名にという願いがあります。２月９日、文化庁主催のニッポンたからものプロジェクト公演がありまして、私も参加させていただきました。菊池川流域のよさを本当に実感したところであります。ご案内のとおり、日本遺産の認定を受け３年目です。

そこで、文化庁からの補助金も最後の年となります。最後の１年の活動をどのようにされるのか、また４年目以降の活動をどのように進められるのか伺います。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員のご質問、菊池川流域日本遺産協議会の平成31年度の取り組みと４年目以降の取り組みについて、お答えいたします。

議員ご指摘のように、日本遺産の事業につきましては、文化庁からの補助金を３年間受けることができ、平成31年度はその最終年度に当たります。そこで、平成31年度はこれまでの取り組みの１つの集大成の年と位置づけ、コンセプトに基づく地域の新たな魅力づくり、来客者の受け入れ態勢の整備、ツアーの商品化を大きな３本柱として事業を進める予定でございます。

平成30年度に、菊池川流域日本遺産のコンセプトを作成いたしました。それは、「菊池川・ミネラルウォーターランド」というものです。このコンセプトに基づいた新たな魅力づくりとして、絶景スポット発信のほか、お米を初めとする流域の食材を使ったメニューづくりや商品開発を進めます。また、平成30年度に実施したガイド育成事業により、約40名の方にガイド講座を受講していただきました。平成31年度はこの方々のスキルアップを図って、ガイドの育成を進め、受け入れ態勢の整備をしてまいります。

さらに、日本遺産の文化財や食、温泉、景観などの流域の魅力を楽しめるツアールートを造成して商品化し、旅行会社等へのＰＲを進めていくことを計画いたしております。このほか、これまでに引き続いた流域の住民や小中学生への啓発活動として、出前講座、出前事業授業を行ってまいります。

次に、文化庁からの補助金がなくなります平成32年度以降の活動についてですが、まずは補助金がなくなったとしても、菊池川流域日本遺産の事業は続けていくことを申し上げたいと思います。ただ、その体制や財源につきましては、まだ確実なことは決まっておりませんので、具体的な活動内容は、今後、菊池川流域日本遺産協議会の中で、参加自治体や団体と協議をしながら決めていくことになるかと存じます。

文化庁の補助金がなくなるとは申しましても、文化財を活用したほかの補助金もございますし、観光庁の補助金も活用できる可能性がございます。しかしながら、最も大事なことは、補助金に頼ることなく自走化、つまりは協議会がみずからお金

を生み出して、地域を活性化することですので、４年目以降はその理想の形に近づけていく取り組みを行うことが重要と考えております。その自走化、そして継続化のためには、菊池川流域日本遺産協議会が民間主体の体制になることが理想と考えますので、これまで官と民が培ってきた関係性をさらに高めながら、互いに連携しつつ、理想の形に近づけていけるよう進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

日本遺産が最終年度になるということで、それぞれの活動も計画をされているようでございます。やはり、先ほど心配しますように、認定が終わった後の４年目からの活動をどのようにするかが、やっぱり課題だというふうに私も感じております。自走化、継続化という言葉を使われましたけども、やはり官と民が、今後は民のほうに頼る部分が多いかと思いますけども、ぜひ日本遺産のこれからの継続を、やはり民を主体にしながら、行政の応援もぜひお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

山鹿市菊鹿町は、起伏に富んだコースで、颯爽と風を切る自転車レースが、これまで何回も開催をされてきました。自転車ロードレースが始まったときは、そのすごさにびっくりしたことを今でも覚えております。その後、各種大会が開かれております。その関係で、ふだんでも自転車を愛する人々が、このコースを走られている姿をたびたび見かけます。

ところで、ことしの大会はあるのか。それとあわせて、自転車ロードレースのこれまでの成果と課題、そして再び開催計画があるかどうかを伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

ご質問の自転車レースの成果と課題について、お答えいたします。

議員ご指摘の自転車レース大会は、昨年まで菊鹿地域で開催されておりました全国高等学校選抜自転車競技大会でございます。本大会は、ロード競技とトラック競技に分かれており、平成23年度第35回大会からロード競技が山鹿市菊鹿地域一帯で開催されることとなりました。

菊鹿におけるロード競技のコースは、それまで地形的に平らなコースでの開催が

多かった中、起伏に富んだすばらしい自然景観の中を疾走できるということで、大会関係者からも非常に高評価を得ており、平成29年度の第41回大会まで７年連続して、本市での開催となったところです。

大会の成果といたしましては、参加選手は毎回、平均して約200名に上り、毎年、大会期間中には市内に延べ約500人の宿泊者があっておりました。

一方で、大会開催に伴うコースでの車両通行どめの時間が４、５時間に及ぶことで、地元住民の皆様には大きなご負担をおかけしたことや開催時期が官庁などの異動時期と重なることもあり、交通警備のかなめとなる警察官や警備員の確保に苦慮すること。また地元交通指導隊やスポーツ推進委員など、警備や大会運営スタッフへの動員要請が、あんずの丘マラソン大会も合わせて２週間続き、大きな負担になっていることなど、課題も多くあったことは否めません。

トラック競技の開催地でありました熊本市が、熊本地震の影響により、平成29年度をもって開催地を返上されたため、山鹿市でも同年度をもって、ロード競技の開催を終了しており、本年度の第42回大会から、ロード競技は球磨郡五木村で、トラック競技は北九州市で開催されることとなっております。

今後の山鹿市における競技開催につきましては、2021年以降に熊本競輪場が再開された後に、熊本市との協議を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

これまで、７回のロードレースが開催をされたということでございます。僕もそのコースのところに住んでおりますけど、もう７回もあったんだなというのを今つくづくと感じております。やはり一つのこの行事、イベントが終わったときには、必ず成果と課題、やっぱりこの検証が必要だと思いますので、そういった部分で質問をさせていただきました。今後ともそういった自転車ロードレースの成果と課題については、きちんとなされたと安心しております。また、2021年度以降についての開催地となった場合には、早目の告知もお願いをしておきます。

では、最後の質問に移ります。

今回、山鹿市の郵便局では、山鹿灯籠の記念切手、鶴田　一郎先生が描かれたものが発行されております。僕も、すぐに買いに行きました。遠方にいる友達に送りました。友達からは、「懐かしかあ。灯籠踊りが切手になるなんてすごい。」という手紙をいただきました。そういった部分でも、このインパクトは大変よかったと思

っております。また、これまでジャパンブランド構想ということで、山本　寛斎氏のいろんな発想を手がけた部分でも、山鹿灯籠踊りを盛り上げていただきました。いろんな部分で山本　寛斎氏につきましては、この構想については賛否両論あったかと思いますが、僕はよかったと思っております。というのは、山本　寛斎氏のこれまでのいろんな活躍ぶりを、本を読んだり、あるいはラジオで講演会を聞いたりすると、非常にすばらしい方ということを確信しております。だから、僕らにはない発想を常に出されるという部分では、かなり山鹿灯籠の効果もあったんじゃないかと考えております。

また、私は山鹿灯籠の日に、高校の先生方を集めて勉強会をして、夜に千人灯籠踊りを見学するツアーを２回開催をしました。毎回、県下の高校の先生方が十数名来られますけども、非常に感心して帰られます。というのは、地元の人が案内をするものだから、そして少数、10名ぐらい、そういった部分ではもう非常に感激をされておりますので、そういった意味でも山鹿灯籠というのは、やっぱりすばらしい伝統行事だなということを感じております。

そこで、質問です。山鹿灯籠踊りをする団体が幾つかございますけども、その実績と交流、また踊り手の確保について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、山鹿灯籠踊りの団体と踊り手について、お答えいたします。

山鹿灯籠踊りにつきましては、山鹿灯籠踊り保存会、鹿本農業高校郷土芸能伝承部、城北高校ダンス部などの団体が、県内はもとより、県内外へのイベント等に多数出演し、高い評価を受けております。各団体の昨年の出演実績につきましては、山鹿灯籠踊り保存会は、国内外の出演や八千代座での定期公演などを含め、400回を超える出演回数を数え、鹿本農業高校郷土芸能伝承部は、国内外29回の出演実績であります。また、城北高校ダンス部においても、卒業生を中心に、県内の祭り、イベントに幅広く出演されております。このような各団体の長年の活動によって、山鹿灯籠まつりは全国的に知名度が向上しております。

次に、踊り手の確保につきましては、急速に進展する少子高齢化の影響は、伝統芸能の継承に大きな影を落としており、毎年、区長さん方を初め、多くの方々にご苦労をおかけしております。このことから、今後10年、20年という長期的視点から、踊り手確保を図る上で、登録制による新しい組織の設立に向けて、現在準備を進めております。この新組織の活動の中で、お尋ねの３団体を初めとする他の団体や会

員全てによる交流・連携を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

長く続く山鹿灯籠踊りであります。３つの団体がそれぞれに幅広い活動をされているということがわかりました。新しい踊り手の確保は、今後の課題でもあり、早急に取り組む必要があります。少子高齢化の中で、この山鹿灯籠踊りを継続・発展させるため、知恵を絞り、頑張っていきたいものであります。

さて、今回の一般質問は、経済を支える支援、２番目に子供を支える支援、３つ目に観光などを支える支援ということで、一般質問をさせていただきました。これらの３つの支援を総合的に考えてみますと、少子高齢化、人口減少問題があります。このことを踏まえ、市政のより積極的な施策をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後３時09分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後３時20分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回５件の質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

１件目、安心・安全な暮らしについて、Net119緊急通報システムの導入について、お聞きをいたします。

この件につきましては、平成30年３月定例会にて、障害者支援について（障害者用119番導入）についてという内容で質問をいたしております。スマートフォンな

どから通報用ウェブサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急・火事の区別と通報者の位置情報を入力しますと、即座に消防本部に通報がつながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。衛星利用測位システム（ＧＰＳ）の位置情報に基づき、管轄する消防本部に転送され、消防隊や救急隊が現場に出動します。システムは、多数の民間事業者が提供しているため、仕様の統一も事業者へ働きかけております。全国どこから通報しても、即時に対応できる体制づくりが必要でございます。

前回の質問から約１年が経過をいたしました。その後の進捗状況についてお聞きをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の一般質問、Net119緊急通報システム進捗状況について、お答えいたします。

Net119緊急通報システムとは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者の方々が、消防への通報を円滑に行うことができる重要なシステムであります。

総務省消防庁から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、全国の消防本部にNet119緊急通報システムの導入が図られているところでございます。

北原議員に、昨年３月議会でご指摘いただいた後、国の動向並びに近隣消防本部の整備状況を踏まえ、また社会公共の福祉の増進に資する観点から、平成31年度予算に計上しており、平成32年４月１日の運用を目指しております。想定される利用者は、説明会や講習会を開催し、利用者の登録につなげようと考えております。

熊本県のNet119緊急通報システムの導入状況につきましては、平成30年度現在は１消防本部のみでしたが、平成32年度までには当消防本部も含め４消防本部が導入予定となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

平成31年度の当初予算に、この必要経費等を要望してあり、平成32年４月からの

運用とのことで期待をいたしたいと思います。

続きまして、安心安全な暮らしについて、２点目の質問をいたします。

＃7119救命救急安心システムについて、お聞きをいたします。

急な病気やけがをしたときに、すぐに病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきか迷うことがあります。その際、専門家から電話でアドバイスを受けることができるサービスが＃7119であります。相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、緊急性の有無、応急手当ての方法、受診手段のほか、適切な医療機関を案内するというものです。全国的に救急車の出動件数は年々増加傾向を示しているとお聞きをいたしております。深夜であれば、自宅で静養し、翌朝、かかりつけ医で受診することが望ましいケースや緊急性が低く、タクシーなどで病院に向かうことが望ましいケースもあります。横浜市では、＃7119を早期に導入され、未受診に終わったケースや時間外から通常の診療時間に受診するシフト効果による医療費の削減、救急車の未出動による経費削減効果が、導入にかかる事業費をはるかに超え、およそ５億円の効果を生み出しているという試算もあります。総務大臣の国会答弁や平成30年度日本医師会からの予算要望書にも、救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、早急に救急対応が必要な患者の掘り起こしにつながるなど、大きな効果が期待できると言われております。平成29年４月１日現在、７地域で導入されており、全国への拡大を要望されております。

山鹿市におきましても、この＃7119救急安心センター事業の導入を実現すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の一般質問、＃7119救急安心センター事業について、お答えいたします。

＃7119救急安心センター事業につきましては、原則実施地域の単位が都道府県となっております。これまで県全体の消防としての取り組みは、平成29年度熊本県メディカルコントロール協議会会議と熊本県救急担当者会議で協議されておりますが、現時点では実施に至っておりません。熊本県では、以前、救急医療情報センターが開設されておりましたが、利用が少ないことから廃止された経緯もあります。また、逆に小児救急医療サービス（＃8000）は、ニーズが拡大していることで、相談業務の重要性が確認されております。

北原議員ご指摘のとおり、＃7119が導入されている県は、全国に７地域で運用され、経費削減につながっているとの情報もあります。しかし、看護師または相談員、

医師の365日24時間体制での運営となり、福岡県では事業開設に数億円かかった情報もあり、国から導入に当たり補助金もありますが、ランニングコストを考えますと、市町村の負担が増加することから、熊本県としては今のところ＃7119の開設は効率性に不足があり、導入には至っておりません。

当消防本部としましては、将来的には県単位の協議の場で意見していきたいと考えているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

先ほどの答弁で、実務の中で、まだその課題等もあるようでございますけども、平成28年度における全国の救急出動件数は約621万件と過去最高を記録、前年度と比較しましても約16万件増加をしている状況にございます。

救急車の適正利用推進の観点から、救急安心センター事業、この＃7119の普及事業が極めて有効であるとの報告がございます。将来的には、先ほども申しましたけども、この救急車の適正利用の観点から導入に結びつくと思っております。

それでは、２件目、防災行政無線の情報伝達手段等についてお聞きをいたします。

これまで防災行政無線の情報伝達手段等につきましては、各議員からさまざまな質問があっております。その中で一番の課題は、聞き取りづらい、あるいは聞こえないなど、市民の声にどのように対応するかということです。地域防災無線の現在の問題点を挙げますと、まずは屋外スピーカー近辺世帯の騒音問題、家屋の気密性が増したため屋外スピーカーの声が聞き取りにくくなっている一方で、音量を上げると気密性の低い住宅の住民には騒音被害となります。音量を上げれば解決する問題ではありません。さまざまな問題が重なっていると思われます。

私も以前、市民の方より防災行政無線の聞こえが悪いとの相談がありまして、スピーカーの位置を変えていただいた経緯がございます。現在、区長さん、また個人の方より、この防災行政無線が聞こえないなどに対する要望はありますでしょうか。また、難聴地域への戸別受信機を貸与されている世帯はどのくらいあるか、また地域別にお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の２件目のご質問、防災行政無線の情報伝達手段等について、お答えします。

現在、山鹿市が運用しております防災行政無線は、合併前に整備を終えていた旧山鹿、鹿本地区のアナログ方式と、合併後に整備を行いました旧鹿北、菊鹿、鹿央地区のデジタル方式の２つの方式を併用し運用しております。

このうち、旧山鹿、鹿本地区につきましては、整備後、長期間使用しているため、設備が老朽化していたり、住宅の防音性能が向上したことなどにより、情報が伝わりにくい場所も出てきております。特に、旧山鹿地域の方から、聞き取りづらいとの苦情が多いため、現在計画を進めております旧山鹿地区と鹿本地区のデジタル方式による再整備を、できるだけ早い時期に終え、聞き取りづらい地域の解消に努めてまいります。

次に、難聴地域への戸別受信機の貸与状況につきましては、山鹿地域16戸、鹿北地域72戸、菊鹿地域55戸、鹿央地域14戸、合計で157戸に貸与している状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

聞きづらい地域の解消に向けて、デジタル方式による再整備をよろしくお願いをいたしたいと思います。

２回目は、ポケベルの導入について、お聞きをいたしたいと思います。

やまがメイトなど、災害情報の受信ツールはありますけども、高齢者の方はこの利用が難しい面も多々あると思います。防災行政無線では、出力が抑えられておりますけども、このポケベル波は高い出力での送信が認められているため、送信設備が少なくても広いエリアをカバーできるようになっております。こうしたことが避難情報などを伝える戸別受信機として重宝されている要因となっております。７月に発生しました西日本豪雨災害につきましても、大活躍をしたとのお話を聞いているわけであります。現状、約30自治体が採用をいたしております。このポケベル導入についての市の見解をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、ポケベル波を利用した防災情報伝達機器の導入について、お答えいたします。

本市の防災情報の伝達につきましては、先ほど説明いたしました防災行政無線のほか、やまがメイト、デタポン、ホームページを使っております。特に、やまがメイトにつきましては、携帯電話やスマートフォン、タブレットやパソコンでも利用ができること、音声情報のほか、文字や画像による情報伝達も行えること、行政情報や地域のお知らせなどにも使えることに加えて、受け取った情報は30日間繰り返し確認することができるなど、手軽さや機能面ですぐれたシステムでございます。

ご案内のポケベル波を利用したシステムにつきましては、近年普及し始めているシステムのため、今後はそれらの開発状況を踏まえまして、コスト面や機能面などについて、適宜、調査研究していく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

いずれにしましても、この聞こえのよい環境に改善をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

続きまして、３件目、小児がんの早期発見について、お聞きをいたします。

我が国では、小児の死亡原因の第１位はがんとなっております。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は、年間に2000人から2500人となっておりますけども、小児がんを扱う医療施設は全国に200施設程度で、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、小児がん患者は発見のおくれなどで、適切な医療を受けられないことが懸念をされております。国では、昨年より、全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、北海道では北海道大学病院で、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っておられます。

また、小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は、出生児約１万5000人に１人と少ないのでございますけども、このがんは５歳までに95％が診断されており、その多くは家族が子供の目の異常に気づき、受診に至っているとのことで、素人でも病状に気づきやすい小児がんとのことです。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多く、そのためにも早期発見が非常に重要と言われております。

山鹿市として、網膜芽細胞腫を含む、この小児がんの早期発見のために、市の取

り組みはどのようになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、網膜芽細胞種を含む小児がんの発見のための市の取り組みについて、お答えいたします。

初めに、小児がんとは小児がかかるさまざまながんの総称のことで、種類は成人と異なり、白血病、脳腫瘍、脊髄腫瘍、神経芽細胞腫、網膜芽細胞腫などがあります。各小児がんの割合は、白血病が約40％を占め、脳腫瘍、脊髄腫瘍が約20％、神経芽細胞腫が約6.5％と続いております。

小児がんは、風邪のような症状や体の痛みの訴えが続くなどの理由で、かかりつけ医等に受診した結果、がんと診断されるケースも少なくありません。また、小児特有のこととして、乳幼児は自分の症状を親に訴える適切な表現手段や方法が少ないこと、年長児になると自分が感じている全ての症状を、あえて両親に相談しない傾向があることなどの特徴があり、小児がんは実際の症状を把握するのが難しいと言われております。

本市の小児がんの罹患状況につきましては、現時点で把握することはできておりませんが、市の人口動態統計では、平成21年から平成30年までの間に、小児がんにより死亡された方はおられません。

本市での早期発見の取り組みとしましては、３・４カ月児、７・８カ月児、１歳６カ月児、３歳児の各健診の際に、小児科医及び内科医による診察を行うとともに、１歳６カ月児、３歳児健診時には、あわせて尿検査を実施しております。検診の結果、精密検査が必要な場合には、専門医療機関を紹介いたしております。

また、網膜芽細胞腫の早期発見につきましては、出生後おおむね２カ月以内に実施しております乳幼児訪問及び１歳６カ月児健診時に、目の健康チェックシートを配付し、目の異常の早期発見について啓発を行っております。

また、制度上は３歳児健診の視野検査は、視力検査のみとなっておりますが、本市では独自に視力検査とは別に山鹿市内眼科医と契約を行い、その他の検査を含めた無料３歳児眼科健診を実施し、目の異常の早期発見・早期治療に努めております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

本市では、独自に視力調査とは別に、山鹿市内眼科医との契約を行い、無料３歳児眼科健診を実施し、目の異常の早期発見・早期治療に努められておられるということで、大変ありがたく思います。

それでは、２回目の質問に入ります。

小児がん診断ハンドブックを催事で展示、また紹介したりなど、山鹿市のホームページ上にリンク先を紹介してはどうかと思いますけども、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、小児がん判断ハンドブックを催事での展示紹介や山鹿市のホームページ上にリンク先の紹介はできないかについて、お答えいたします。

初めに、小児がん判断ハンドブックとは、小児がん患者さんが一般の診療所や病院で受診した場合でも、正確に診断され、適切な治療に早くつながるようにしてもらいたいとの東京都議会での提案を受け、平成27年に東京都が作成したものでございます。

同ハンドブックは、小児がんの初期症状や特徴などをわかりやすくまとめ、子供たちを日常的に診療する医師が、早期に患者を発見し、速やかに専門医に紹介、適切な治療につなぐことができるよう、小児医療にかかわる医師向けに配付されました。平成28年には、厚生労働省が日本医師会へ周知依頼を行い、全国の病院や診療所に配布されています。

議員ご質問の同ハンドブックの展示や市のホームページ上での紹介についてでございますが、作成元の東京都医療政策課に使用許可をいただく必要がありますので確認しましたところ、ハンドブックには実際の患者さんの症例写真等が掲載されており、患者さんや家族に不安を与えることが考えられるため、広く一般向けに配布することは想定していないとのことでございました。あくまでも医師向けの資料であることを注意書きし、本市のホームページ上にリンク先の紹介のみを行う許可は得たところでございます。

催事等での展示につきましては、ハンドブック自体の展示は行いませんが、６月に１カ月間、ひだまり図書館とこもれび図書館において、特定健診とがん検診の特設コーナーを設ける中で、小児がん全般についても周知を行っていく予定でござい

ます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ホームページ上にリンク先の紹介のみ、また図書館並びに特設コーナーでの周知をしていただくということで、よろしくお願いをいたします。

それでは、４件目、交通弱者対応について、お聞きをいたします。

１点目は、あいのりタクシーの利用状況と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

久しぶりにあいのりタクシーの利用状況などについてお聞きをします。公共交通空白地域を対象に、平成20年より菊鹿あんず号から、順次、市内４地域でのあいのりタクシーの運行が開始をされております。車の免許証を返納された高齢者の方、障害をお持ちの方など、多くの方が利用され、大変助かっていますとの声を聞くわけでございます。

それでは、４件について質問をいたします。

まず、このあいのりタクシーの４便の利用状況についてお知らせをいただきます。平成27年実施されましたアンケートの結果、チヨマツ号についてですけども、１日の運行回数を減らしてでも、運行日数をふやしてほしい方が38.1％、そのほかに運行日の拡大を要望される方が同じく38.1％と、合わせて運行便の拡充を要望されている方が76％となっています。この要望に対し、現行はどのようになっておりますでしょうか。チヨマツ号におきましては、山鹿・鹿本市街地指定乗車場として、現在49カ所の乗車場が設置してありますけども、今後この乗車場をふやすことについての考えをお伺いをいたします。

そして、前々から言っておりますけども、このバス停から500メートル離れた方が、あいのりタクシーの利用が可能となっておりますけども、距離がなくてもバス停までの移動も大変な方も多くいらっしゃいます。以前から申しておりますけども、このような方への救済方法は何かありますか。４点について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

北原議員のご質問、あいのりタクシーの利用状況と今後の方向性について、お答えいたします。

現在、４つの区域で運行しております、あいのりタクシーの利用状況でございますが、平成29年度の延べ利用者数は、山鹿チヨマツ号3890人、鹿北たけんこ号5082人、菊鹿あんず号１万3802人、鹿央キンカン号5867人、合計２万8641人となっております。平成29年度の実績は、制度導入後初めて前年度に比べ減少しましたが、利用者の多くが高齢者であることから、今後しばらく高齢者の増加に伴い、利用者数は微増していくものと予測しております。

次に、山鹿チヨマツ号の運行日の拡充についてでございますが、議員ご指摘のとおり、市民、利用者において、運行日をふやしてほしいとのご要望については承知しており、これまで路線バスの利用状況の把握や適正な運行日数の検証などを行い、従来の週２日の運行を精査しているところでございます。

また、山鹿・鹿本市街地指定乗車場の増設についてでございますが、現在、利用目的に対応するため、市街地区域内に49カ所の乗車場を設置しております。新設の医療機関等から設置の要望を受ける一方、狭い範囲に複数の乗車場があるなど課題もございますので、あいのりタクシーの運行区域全域での適正配置を進める中で、市街地指定乗車場の増設を含め、課題の解消に努めてまいります。

次に、バス停から500メートル以内の利用制限区域内の移動困難な方への対応についてでございますが、あいのりタクシーの運行に関し、路線バスとの競合を避けるため、バス停から一定の距離で利用制限を設ける必要があると判断しております。しかしながら、移動困難な方の負担軽減については、本年３月末に策定を予定しております山鹿市地域公共交通網形成計画、地域公共交通の基本計画で、基本理念と考えております、市民が地域で生きがいを持って住み続けられる持続可能な地域公共交通の構築を目指す上で重要な課題でございますので、網形成計画の策定作業においては基本的な対応策を協議し、今後策定する実施計画で具体的な施策、事業を選定し、この課題に対する着実な取り組みを進めたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

先ほど紹介がありました山鹿地域公共交通活性化協議会で、早急に全体的な考えを捉え、そして市民の方が地域で生きがいを持って住み続けられる持続可能な地域公共交通の構築をよろしくお願いをいたします。

続きまして、２点目、自動車運転免許自主返納に対する特典について、お聞きをいたします。

平成30年３月定例会におきまして、自動車運転免許証を返納された方への特典はありますかとお聞きをしております。答弁では、平成30年度におきまして、関係する市民部、福祉部との合同の会議を開催し、本市の実情に適した優遇制度のあり方について、論議を深めてまいりたいと考えておりますとのことでございます。

まず、自動車運転免許証自主返納者の人数、状況について、また平成30年度はどのような議論がありましたでしょうか。お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問の自動車運転免許証の自主返納についてお答えします。

まず、山鹿地域の運転免許証自主返納の状況につきましては、平成25年46名、平成26年50名、平成27年77名、平成28年106名、平成29年131名、平成30年は180名と、年々増加傾向にございます。

現在、山鹿市独自の運転免許証自主返納者への優遇制度ございませんが、県内にお住まいの65歳以上の自主返納者が受けられます特典としましては、九州産交バスを初め、県内のバス事業者５社が運行する路線バス及び熊本市交通局が運行する電車について、普通旅客運賃の半額の割引があり、また熊本市の３業者と玉名郡市の３業者及び鹿本町に営業所があります肥後第一交通について、運賃の１割を割引しております。

次に、平成30年度の取り組み状況につきましては、関係する市民部、福祉部、総務部が合同で会議を開催し、本市の実情に適した優遇制度のあり方について議論したところでございます。９月から12月にかけて、地域生活課が主体となり、福祉援護課、長寿支援課と２回、防災監理課と２回、４課全体で１回の計５回の協議を行っております。

その協議での論点として、自主返納者を取り巻く交通環境や家族構成などは多様でありますが、返納者間の支援は平等・公平でなければならず、返納後の支援の内容につきましても十分検討する必要があるとの意見集約に至ったところでございます。

そのため、自主返納を奨励するような優遇制度の創設を議論する前に、全ての自主返納者が平等に利用できる公共交通網が整備されていることが重要であり、特に

そのかなめとなっているあいのりタクシーの充実が欠かせないと考えております。

このため、今後につきましても、引き続き関係部署で協議を深めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

難しい課題かと思いますけども、山鹿市として免許証自主返納者に対する手厚い特典を何かお願いをいたしたいと思います。

５件目、危険空き家の実態等について、お聞きをいたします。

空き家は、景観上の見ばえ並びに危険の可能性、また環境上の問題などがあります。平成26年11月に、空家等対策特別措置法が施行され、管理不全な空き家の場合、自治体が敷地内への立入調査が可能になり、所有者の確認をするために、住民票や戸籍、固定資産税台帳の個人情報を利用できるほか、水道や電気の使用状況のインフラ情報を請求できるとされ、所有者の情報を取得しやすくなりました。この制度を利用し、山鹿市も問題解決に取り組んでおられると思いますけども、現在の空き家数並びに危険空き家の状況をどのように把握されておりますか。地域ごとの件数をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

５点目のご質問、危険空き家等の実態等につきまして、お答えいたします。

まず、現在把握しております空き家の数並びに危険空き家の状況につきましては、平成28年度に地域生活課が実施いたしました空き家の実態調査の数値となりますが、市内に1012軒の空き家を確認しており、そのうち102軒の空き家が現状での使用は不可能な空き家であるとの調査結果となっております。このため、危険な状態にあると思われる空き家も相当数含まれているものと考えております。

また、地域ごとの件数につきましては、まず山鹿地区が総数606軒中47軒が現状での利用は不可能な空き家でございます。次に鹿北地区が総数95軒中19軒、次に菊鹿地区が108軒中12軒、鹿本地区が115軒中15軒、最後に鹿央地区が88軒中９軒との調査結果となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

山鹿市のホームページに、倒壊等の事故、火災及び犯罪の発生の可能性がある不特定空き家等の除去を促進し、市民の安全かつ良好な生活環境の保全を図ることを目的として、危険な空き家などの解体を行うものに、その費用の一部を補助します。補助対象工事に要する２分の１以内の額で、60万円を上限とされております。この制度の利用状況についてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ご質問の山鹿市特定空家等除却促進事業補助制度の利用状況について、お答えいたします。

本補助制度は、ご案内のとおり、特定空き家等の除却を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、平成28年度から施行したもので、補助金の交付を受けようとする希望者の方から物件を募集し、応募のあった物件の現地調査を行った後、補助の対象として該当する物件の解体に対し補助を行うものです。

利用状況は、平成28年度が１件、平成29年度が９件、そして平成30年度が８件の解体に対し補助を行っており、年々増加傾向にあります。このため、平成30年度において予備調査を行いまして、平成31年度につきましては17件が該当する見込みでございます。

このため、今後につきましても、生活環境の保全のため、危険空き家等の除却を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時03分　散会

～～～

３月７日（木曜日）

平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成31年３月７日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．有働　辰喜

一般質問

（１）学校規模適正化事業について

２．芹川　正美

一般質問

（１）出入国管理及び難民認定法の改正について

①出入国管理及び難民認定法の改正に伴う市の対応

②在留外国人と地域とのかかわり

３．立山　大二朗

一般質問

（１）市内事業者へのキャッシュレス決済導入への支援について

（２）市指定のごみ袋の安定供給について

（３）市役所や中心市街地の駐車場問題解消について

（４）本市におけるＳＤＧｓへの見解と展望について

４．冨田　弘海

質　　疑

（１）議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算

①P77（目）諸費　防犯対策費

一般質問

（１）市長説明要旨について

①市政運営方針に掲げる「第２次山鹿市総合計画前期基本計画」、「山鹿市総合戦略」に基づく施策の取り組み状況及び平成31年度以降の展開

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（19名）

1番	立山大二朗	君
2番	小川榮二	君
3番	芋生よしや	君
4番	勢田昭一	君
5番	有働辰喜	君
6番	服部香代	君
7番	冨田弘海	君
8番	永田健	君
9番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀茂幸	君
18番	永田紘二	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（１名）

19番	横手啓介	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	阿蘇品貴司	君
消防本部消防長	中山恒弘	君
市民部長	宮崎錦也	君
福祉部長	野田勝年	君
経済部長	早田順二	君

建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
秘書政策課長	森田英美君
環境課長	樺　浩介君
福祉課長	山下　陽君
長寿支援課長	小川浩伸君
農業振興課長	石井耕一郎君
商工観光課長	渡邊義明君
都市計画課審議員	竹熊博文君
子ども課長	村上　武君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。有働　辰喜君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

おはようございます。

議席番号５番、有働　辰喜です。

本日は、小中学校規模適正化事業関連について、質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたく思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○５番（有働　辰喜君）

それでは、配付をさせていただきました資料は、表題に書いてありますとおり、米野岳中学校区４小学校統合協議と説明会の経過一覧表でございます。

適正化事業のうち、米野岳中学校区再編事業は、資料記載のとおり、平成19年７月の市内単Ｐ会長及び母親部長会への説明からスタートいたしました。その後、平成21年１月に規模適正化の第１次計画が策定され、平成21年６月、４校校長・ＰＴＡ役員意見交換会への説明後、平成21年11月から12月の４小学校ＰＴＡ説明で、統合小学校を米野岳中学校に併設・共用案を提示、平成22年８月に鹿央の３校、9月に米田小ＰＴＡ保護者説明会を開き、米野岳中隣接地で平成26年開校の目標を提示し、千田は了承、米野岳、山内は理解を得たが、米田は統合について再度意見集約することとなった。平成23年２月の４校区地域説明会でも、米野岳中隣接地に共用で平成26年度開校予定と説明、その後、動きがない教育委員会に対し、ＰＴＡ側から申し入れを行い、10月に４校ＰＴＡ役員意見交換会を行い、12月の会合で鹿央３校による統合案で検討するとし、翌月の平成24年１月の平成23年度山鹿市教育委員

会会議で継続審議となり、平成24年５月開催の平成24年度山鹿市教育委員会会議で当初計画の４校での再編と判断をされましたが、平成24年11月の４校ＰＴＡ役員説明会まで報告もされていません。なぜこのような経緯を説明するかと言いますと、山鹿市は米野岳中学校隣接地を統合予定地とは決めていないと裁判で述べ、地域説明は十分に行ったとしていますが、資料でおわかりのように、平成21年11月から平成23年２月の４校区地域説明会まで、統合の必要性と統合小学校を米野岳中学校隣接地に併設・共用案を提示し、平成26年度開校との説明を繰り返しているだけです。平成23年11月の４校ＰＴＡ役員意見交換会で現地視察を行い、中学校隣接地案は生きている。ここで行けと言われれば買収するが、順調にいって平成28年から平成29年と説明をしています。その後の平成25年12月２日の第２回小中学校規模適正化協議会で第２次計画が承認、米野岳中学校隣接地が見直しされ、既存校活用となりました。

お伺いをいたします。

１点目として、この経緯を見ても、山鹿市は中学校隣接地が統合校予定地ではなかったと言われるのでしょうか。

２点目として、中学校隣接地案は施設共用を前提としており実現は難しく、用地不足、農振解除、建設工事で10年かかるので、文科省が進める既存施設活用であれば早期合併が可能として方針を変えたのであり、米田校区の動向は関係ないということでよろしいでしょうか。

３点目として、平成23年11月18日の４小ＰＴＡ役員意見交換会では、隣接地を買収して全ての施設を建設しても、平成28年から平成29年度の開校と説明をしています。すなわち約５年です。それが平成25年12月５日の鹿央地区嘱託員会議では10年かかると説明をされました。同一事業で約５年と10年の説明、なぜこうも違うのかお答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の１点目と２点目、米野岳中学校区再編事業の中学校隣接地が統合予定地ではなかったのかと、隣接地案の方針を変えたのは米田校区の動向は関係ないのかにつきましては、現在、損害賠償請求の係争にかかわる内容でありますため、大変申し訳ございませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、３点目、隣接地案の用地買収から施設建設までの期間の説明として、約５年と10年の違いについて、お答えいたします。

平成23年の４小学校ＰＴＡ意見交換会におきましては、当初計画の候補地として、グラウンドなどの共用を視野に入れて検討をしていたところであり、その時点においてスムーズに進んだ場合の最短の想定をお示ししているものです。

一方、平成25年12月の鹿央嘱託員会議説明の時点では、全ての施設を新たに整備する場合、２万平方メートルを超える用地の取得が予想され、その用地買収や面積要件に伴う国県の手続、測量設計及び造成を含む建築・設備工事等を考慮すると、完成に至るまでは相当の期間を要するという説明をいたしたところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

１点目と２点目は、お答えをいただけませんでした。

３点目の答弁は、矛盾しているのではないでしょうか。10月４日の説明会で共用は鹿北で失敗し、今の場所では整備が十分にできないとわかっていたと説明しています。裁判でも、見直しの理由として共用ができず、買収面積がふえるからと説明をしています。つまり、現状では学校としての必要な施設をつくれないことがわかっていて、いつまでにとは答えないと思います。今の答弁だと、使えない学校をつくるとしての期間ということであります。

また、面積についても２万平方メートル以上との説明ですが、別の答弁で中学校とグラウンド共用の場合、１万5000平方メートル必要と説明していますが、現めのだけ小学校の全保有敷地面積は１万5157平方メートルでグラウンドの単独使用ですし、グラウンド敷地内には増設校舎、プールとプールの附属施設、駐車場も確保されています。結局、10年発言は地域住民に中学校隣接地を諦めさせるための発言であります。

平成25年11月25日開催の米野岳中学校ＰＴＡ会長会議において、黒塗りですので発言者は不詳ですが、「新しい土地を見つけたら10年間は無理です。」とか、「そういうことをはっきり言いなされば何ももめないと思うんですがね。」と発言。事実、10日後開催の鹿央地区嘱託員会議では、中学校隣接地は10年かかるので、既存施設利用に方針変更したいとの説明がなされました。つまり、具体的に検討された期間ではないのです。

平成24年５月10日開催の山鹿市教育委員会会議において、第１次計画で進めていた適正化事業は、鹿北地区の建設予定地変更や山鹿・川辺の統合準備委員会の協議などに予想以上に時間を要したため、そのしわ寄せにより菊鹿地区の再編成取り組

みがおくれている状況です。限られた人員で川辺、山鹿及び鹿北地区の工事や準備委員会の準備や菊鹿地区、米野岳中学校校区等の関係者への説明や耐震工事も処理しなければならず、また再編へ向けて地域を取りまとめていくところが６カ所ございまして、これだけの事務量を今の体制で処理することは無理が生じ、一度約束したことを再度変更することになり、結果として事業に支障を来すことになります。耐震の工事を幾つも抱えながら、再編も同時進行で進めていくことは不可能でございますので、再編の時期を少しおくらせる計画に変更したいと思っていますと、黒塗りのため発言者は不詳ですが、現状説明をしています。すなわち人員不足、体制の不備から先送りをされたのです。

委員からの発言で、米野岳中学校区の統合に関しましては、記載されているように難航していることはお聞きしていたので、おくれることは仕方がないとの発言がありますし、教育委員会側からも、米田小学校のＰＴＡの一部の方が事業に対する懸念や不安を抱いておられ、統合に対するご理解に時間を要しており、開校予定時期がおくれることになりますと説明しています。委員からの米田の反対の本当の理由は何ですかとの問いに、本当のところはわかりませんが、米田小学校は複式学級も発生しないので、統合する必要性を感じておられないからだと思うと答えています。この議事録から、教育委員会は、他の再編事業で多忙をきわめ、統合に合意しない米田校区のために再編がおくれることを容認し、未合意だとして土地買収事業も放置していたのは明白であり、菊鹿地区も軌道に乗り、米野岳中校区５ＰＴＡ代表からの早期統合の要望に乗じて、既存施設利用なら早期統合可能と説明し、方針変更をしたのです。これが鹿央の議会報告会で、米田校区の反対があったから中学校隣接地が見直されたとの発言の本当の理由だと考えます。ご見解をお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問、米田校区の反対があったから中学校隣接地案が見直されたのではないかにつきましても、先ほどのご質問と同様に、係争にかかわる内容であるため、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁をいただけませんが、米田校区は統合の賛否が当時半々で、事業が停滞しております。このことが結果的に、市が掲げていた第１次計画の頓挫を招きかねない事態となり、中学校隣接地案が見直された要因であることから、米田の反対が原因だと、私は考えます。

次に、ＰＴＡ統合検討会についてお伺いをいたします。

平成24年度にＰＴＡを対象に唯一開催をされました11月27日の４校ＰＴＡ役員会議で、３校案から４校案に戻した市側の説明を聞き、対応に不信感を持ったＰＴＡ役員が、中学校の再編を先行すれば、小学校の統合位置は中学校跡地で問題ないと考え、平成27年度からの第２次計画で米野岳中学校をどう考えているかと質問したところ、中学校も米野岳、鶴城、山鹿中の統合計画の考えもあるという答えに、中学校のＰＴＡ役員を加えて小中学校の再編を同じ立場で検討する目的で、平成25年４月24日に第１回の米野岳中学校校区再編に関する検討会が開かれ、この検討会は以後、全７回開催をされました。私は、この検討会が今回の統合で最も重要な組織だったと思っています。実は、この検討会は自主的な組織ということで、会議録の開示請求に山鹿市は応じてくれませんでしたが、裁判所からの指示で開示をされました。この会議録を読むと、この検討会の果たした役割の大きさがわかります。時間もありませんので、ポイントを押さえて説明をいたします。

まず、会の目的は、さきに述べたように、中学校の再編を先行して、中学校跡地を統合小学校位置として早期統合を目指すというもので、事務局として教育委員会が加わり、４小学校と中学校のＰＴＡ会長、副会長で組織されました。

第２回では、この検討会は皆さんの合意を得るための検討会と説明をし、保護者から同意書をとることを中心に話し合いが行われ、委員の一人がこの同意書をとることで、市や教育委員会はやりやすい形ができると思いますと発言。黒塗りで相手不詳ですが、鹿央町だけ平成25年度から中学校の統合の話し合いに入りたいとお願いをしたら、中学校が先でも全然オーケーですと言われたと説明をし、３月までに合意のサインを出したいというスケジュールも伝えております。

３回目も前回に続き、同意書の文言や趣旨の話題となり、同意書に消極的な米田小も市役所との協議のスタートに立つための同意書と説明をされ、教育委員会が同意書を作成、印刷し、各学校に届け、10月中に実施することに決定。

第４回では、各小学校の同意書回収結果報告後、教育委員会より、統合校の場所まで検討をお願いしますと要請があったことを伝えています。なぜかというと、中学校が統合し、中学校跡地ならどこも反対意見はないだろうという話でしたが、中学校の再編は地域重視でいくので、旧山鹿と旧鹿央が一緒になることはできない。そうなれば、４校の中で既存の小学校のどこかにしなければならないということで、

検討委員会に投げられたと説明。さらに、山鹿市の教育委員会は、この学校をという方針を示すということだそうです。場所まで自分たちで決めるのは責任が重いし、難しい、よければ、山鹿市でここにしたいと示してもらいたいと話したと説明をしています。驚きました。中学校再編を先行し、そこに小学校を入れるという目的で、協議再開のためとした同意書を保護者から徴収した途端、中学校の再編はできない、今から土地探しはできない、既存校利用で位置は教育委員会が決めるという流れができ上がりました。

第５回では、教育委員会が46項目の比較表を配付し説明、どの学校を使うかは教育委員会が決めると改めて発言。委員会側より、統合準備委員会の規定も見直して、土地の選定も準備委員会の中でやれるように、市の上の方にお願いをしているそうですと説明。さらに、統合準備委員会の委員選定まで言及し始めたので、教育委員会から法令審査会という内部組織があるので、事務局の腹案を提案し、了解がないと先に進めないと制していますが、うちが案をつくって了解が得られれば例規として認められますので、案的にはいいと思うと発言。閉会時には、比較表を絶対に外に出さないよう指示をしています。

第６回では、委員会から翌月開催予定の規模適正化協議会に市が２校案を出すことや統合準備委員会に検討委員会から何人か参画の依頼があることを報告。また、教育委員会より、統合準備委員会は場所を決めるための委員会と開校に向けた委員会に分けることを説明。場所を決める委員会に地域の代表者を入れ、書面で承認をもらいます、そして残す。委員会には、最終的に山鹿市から１校を示すなど、具体的な説明をしています。

第７回では、統合準備委員会の設置について説明をしています。準備委員会に検討会から参加させるために、検討会の規定改正をすること、同意書の取り扱いなどを決めて終了をしております。余談でございますが、この同意書は統合校位置問題が発生後、保護者に対して同意書に記名・捺印をしているから何も言うなという使い方もされたと伺っております。この会議の中に、とても重要な説明があります。前段は省きますが、代表者による協議を行い、統合校の位置選定を行い、地域やＰＴＡに説明を行い、ご理解を得たならば地域の状況を踏まえたところで統合準備委員会での承認を書面でいただきたいと思っていますと説明をしている部分です。

なぜかと言いますと、平成26年９月12日開催の市議会総務文教委員会において、教育委員会の答弁として、これも前段は省きますが、準備委員会で最終的な位置の了解をいただいたので、地域の方々にも最終的な方向性を説明するために、今月末、来週から予定をしているところです。ただ、チラシにつきましては、説明の内容の部分が決定をしたんじゃないかというような、ちょっと不安な部分も与えたかもし

れませんけれども、基本的には市の方針をぜひ多くの方に来ていただいて、ご理解をしていただきたいということで作成をしたと説明をしています。その後、暫時休憩が入り、10分後に再開、冒頭、先ほどの説明でチラシの中身について、まだ決まっていないようなことでお答えをしたということでした。統合校の位置については、最終的には米田小学校の位置に決定したということで進めておりますので、訂正させていただきたいと発言されています。本来の進め方は、位置選定後、地域説明会で理解を得た後に、委員会から承認の書類をもらって、正式な決定だったのではありませんか。だからこそ、常任委員会での説明にずれが生じたのであります。

お伺いをいたします。

１点目、この説明は間違っていたのでしょうか。

２点目は、統合準備委員会が平成26年８月14日提出した協議結果報告は、米田小学校を統合校の位置として選定したという文言で、どこにも承認の文字はありません。この書類を受けて地域説明会が開催されるのではないのでしょうか。

３点目として、教育委員会は事務局としてＰＴＡ会長・副会長で組織された検討会の委員と綿密に打ち合わせをし、検討会の規定や委員会に送り込むための規定改正、同意書の文面作成、印刷、学校からの配布などで支援し、統合校の位置選定まで依頼する、この検討会を自主的に組織された検討会だという認識ですか。報酬が支払われていない、委嘱していないから自主的という答えではなく、お答えをください。

４点目、検討委員会規定の改正は、現ＰＴＡ役員を開校準備委員会、統合準備委員会に参画させるためでしょうか。あわせて、平成26年１月20日改正の統合準備委員会規定の委員数の増員５名は、検討委員会の各小ＰＴＡ会長４名と検討会代表枠ですか、お答えください。

５点目、第１回会議で、教育委員会の発言で、子供たちのために何が最善かと決めたら進みます。統合してだめになったら責任をとりますとの発言がありますが、統合してだめになるという事例と、どのような責任のとり方なのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の３回目のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の統合校の位置につきましては、地域やＰＴＡに計画案での位置をご説明し、ご理解を得た上で、地域の代表者で構成される統合準備委員会において

協議・承認をいただくこととしております。統合準備委員会で承認をいただき、その協議結果となる選定結果を書面で教育委員会へ報告しているところでございます。最終的には、統合準備委員会の協議結果を受けて、教育委員会の承認をもって決定となります。

なお、米野岳中学校区での統合におきましては、当初計画案の２カ所、米田小学校と千田小学校を候補地として説明会を開催し、統合準備委員会で米田小学校に絞り込んだ上、教育委員会で決定をいたしております。

次に２点目、統合校位置選定を受けての地域説明会の開催についてお答えいたします。

平成26年８月21日開催の教育委員会においての統合校の位置決定を受け、翌月の９月16日から９月26日にかけて、ＰＴＡや各校区の地域説明会を開催しているところでございます。

次に３点目、ＰＴＡ検討会は、自主的に組織された検討会だという認識か、についてお答えいたします。

検討会は、ＰＴＡ代表の方々が自分たちの子供のことや地域の学校の将来について真剣に考えるために、自主的に立ち上げられた検討組織でございます。

次に４点目、統合準備委員会の改正による委員増加の理由についてお答えいたします。

改正前の統合準備委員会規定につきましては、統合の対象となる学校ごとに10人以内としていたところでございますが、米野岳中学校区に限らず、全ての統合地区で中学校や保育園の保護者連携・関与も重視し、学校ごとの定数を見直し、より多くの参画をもって、広い見知から協議をいただくために改正したものでございます。

次に５点目、統合してだめになったらという事例及びどんな責任のとり方なのかについてお答えいたします。

学校の統合は、子供たちのよりよい教育環境を整えるための手段の１つとして計画し、最善の努力をもって進めているところであり、統合してだめになるということは想定いたしておりません。そのため、常日ごろから子供を守り育てるため、教員や保護者、地域の皆様と連携・協力しながら、教育委員会全体で教育環境を向上すべく取り組むことが責任であると認識いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

位置は、地域やＰＴＡに説明をし、理解を得てとの答弁ですが、確かに優位性のある千田、米田で準備委員会を組織して検討するとの説明を、私は区長会で受けました。しかし、判断基準とされる46項目の評価表の存在や配付も説明も受けていないのに、理解は示せませんし、示してもいません。だから、裁判になっているのです。決定後、米田に決めたとのチラシで知ったのであります。

また、決定後の説明会は何のために行うのですか。決定後にどんな説明をされようとも、それは事後報告でしかないのであります。場所を決める委員会に、地域の代表者を入れ、書面で承認をもらい、残す。位置は、山鹿市が示すと、委員会立ち上げ前から宣言をしているではないですか。統合準備委員会会議録のどこにきちんとした協議の場面が残されていますか。決定をした４回目の会議で、ある委員の方が、市議会議員の方々の意見としては、市が決めて発表するのじゃなくて、委員会が結論を出して、こうこうするというのが考えですよという意見をいただいたので、その辺の見解を聞きたいと発言。教育委員会からは、市から提案し、検討・協議していただき、最終的には教育委員会に報告をしていただき、最後は市が決めるが、規定により決定事項については報告をしていただくと説明。すると、前述の委員が、この委員会はどちらにも決めれないという答えを出してもいいわけですね。そしたら、あなたたちが決めるわけですねと、市側に誘い文句を出し、市が米田に決めた理由を説明し、同意をもらっただけです。市は、準備委員会が協議して決めたと発表し、正当化しているだけであります。

３点目の自主組織と言われる理由が、自主的に立ち上げた検討組織だからということですが、構成員は関連５校のＰＴＡ会長・副会長であります。議事進行を行う委員と教育委員会が毎回入念に打ち合わせを行い、地域審議員や校区長などとも緊密に連絡をとる組織であります。教育委員会にとっては、本当の意味での統合準備委員会であったはずです。委員も従来の各校10人で問題はないが、それでは検討会の代表の枠がないので増員し、保育園を各１名参画させ45人以下とした。そのため、鹿本では保育園を各２名として、５施設10人として41人とした。米野岳校区保育園は、各１名なら鹿本も１名でよいのではないでしょうか。ちなみに、鹿北、菊鹿、山鹿では、保育園は参画をしておりません。それほど規定を改正してまで重要と考えるなら、このときも参画させていたのではないでしょうか。何より参画してもらうため検討会の規定と統合準備委員会の規定を変えると説明をしているのではないですか。

５点目の責任論については、答弁内容は責任ではなくて責務だと考えます。発言は責任を持ちますではなくて責任をとりますであります。だから、どういう責任をとるのか聞いたのであります。

次に、統合準備委員会について伺います。

準備委員会は、位置を選定した８月12日の第４回以降、活動をしていません。平成26年度の統合に関する財務会計決算も、統合準備委員会委員への報酬４回、40名で12万円だけです。他の統合校の状況を見ますと、川辺・山鹿小統合準備委員会の中で、別に総務、通学ＰＴＡの２つの部会を設けて検討。鹿北も統合準備委員会の中で、総務、通学、ＰＴＡの３部会を設けて検討。菊鹿も同様に、統合準備委員会の委員が、総務と通学ＰＴＡの２つの部会を設けて検討。鹿本では、平成27年７月に統合準備委員会を組織し、２回目の８月に位置決定後、委員全員が開校準備委員会委員として委嘱され、11月に第１回会議を開き、平成28年３月に第２回と、継続性があります。米野岳中学校区だけが、統合校の位置を承認したら解散をした組織です。位置を決めるためだけの準備委員会をつくるために、規定を改正すると検討会で説明したとおりです。地域代表が統合校位置を決めたという書類を残すための統合準備委員会を組織したのであります。

先ほど質問をしました統合検討会の委員として参加されていたＰＴＡ役員のうち、何名が統合準備委員会委員として参画されたのか、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問、ＰＴＡ検討会の委員は、統合準備委員会に何名参画されたのかにつきましては、準備委員会委員16名中４名の委員さんが参画されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

16名中４名が検討会の委員で、その委員たちは大変失礼ですが、山鹿市が示す１校を認めるために参画をする委員であります。委員のうち５名の校長先生も立場上、自分の意見は言えません。また、地域審議員、校区長も事前に検討会委員と話し合いをしたことが会議録に残っております。したがいまして、単純に十二、三名は山鹿市が示す位置の案に無条件で同意をします。事前に自分たちが決めるのではなく、山鹿市が１校を提示するので、それを認めるのが役割と認識をしているからです。これだけでも、いかに形骸化した委員会だったことがわかります。

今回の統合で、この検討委員会の果たした役割は大きいと言いましたが、この会

がなかったら、まだ統合はできていなかったかもしれません。米田校区は、同意書徴収を計画していた平成25年９月時点でも、71％の保護者が統合は急ぐ必要はない、統合しなくてもよいとの考えであったので、もし同意書がとれてなければ動かなかったと思います。鹿央は、早期統合を切望、米田にすれば決まります。地域性を無視した物理的理由だけで選定すれば、米田になります。同意書を米田からとれたことが、今回の大きなターニングポイントだと思います。ちなみに、米田65％、千田・米野岳98％、山内100％の回収率です。

さて、この検討会の動きによりまして、平成25年12月24日の山鹿市教育委員会会議では、以下の発言が出てきます。米田が一番適しているという方向で行っているということですね。今までは、中学校横でしたが、既存校を有効活用とあえて表に出したんですけれども、今回は同意を得ています。ちゃんとＰＴＡの方々を取り入れておられるから、この資料が出たら１番が米田になっているから、米田に決まりそうだと思われるから、これじゃありません、準備委員会として２つくらいに絞って協議していくんでしょう。一番大事なのはアクセス道路、ライフライン、水の問題、そういったことも含めて統合準備委員会の事前の段階で話をさせていただいて、都市計画、建設、下水道、水道局へ働きかけて、場所の案としてこれが現実に進むようにお願いをする。本当にすごいですね。これでできれば、道を広くするということもできるんですから。よく考えましたねなどです。どうですか。私には米田ありきにしか思えないのですが。

また、46項目の評価表も検討会や米田区長会には配付をしても、鹿央町区長会には存在すら見せません。教育委員でも見たら、米田に決まりそうだと思うわけですから、鹿央の区長会に見せるわけがありません。裁判では、持っていくのを忘れたと証言をしています。こういうことを恣意的というのではないのでしょうか。現実に道路は広くなりました。都市計画や建設などの部署にどんな働きかけをされたのでしょうか、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問、統合校の整備において、都市計画課や建設課などの部署にどんな働きかけをされたのかについて、お答えいたします。

米野岳中学校区に限らず、これまで進めてまいりました統合校の整備におきましては、施設整備に関しては都市計画課、通学路に関しては建設課、給排水の対応に関しましては水道局、下水道課等との協議や対応をお願いするなど、統合校の子供

たちが安全安心で快適な学校生活が送れるよう、関係各課が一体となって教育環境の向上に努めてきたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

統合校の位置が決定すれば、当然のお話でございます。ですが、この発言があった時点というのは、鹿央区長会が20日ほど前に隣接地案を見直し、既存施設利用として４校で検討すると説明を受けたばかりの時期でございます。文字通り、場所の案、すなわち米田案が実現するよう働きかけるということと私は受け取りをいたしました。

次にお伺いをいたしますのは、最後になりますけれども、児童の体力、運動能力についてでございます。

めのだけ小学校は、九州合唱コンクールでは金賞の受賞、学力テストの結果も特に問題はなく、また山内小学校が長年頑張って成果を上げていた交通安全子供自転車大会も県大会優勝、全国大会出場と伝統を受け継いでおります。

また、ＰＴＡが活発な活動により優良ＰＴＡとして文部科学大臣表彰を受賞と教育活動の成果は大変大きいと言えます。統合校としてスタートして、今月末で丸２年がたちます。それまでそれぞれの小学校へ徒歩で通学をしていた児童は、この約２年間、スクールバス通学となり、児童の１日の運動量は確実に減少していると思います。また、夏休みのプールを利用する児童の数も減少していると聞いております。開校時からスクールバスの下校時運行時間を他の学校と違い、部活の社会体育移行を視野に、部活対応として運行をしておらず、部活動を断念した児童もいます。新年度からは部活動が社会体育へ移行をいたします。老婆心ながら、市民目線から児童の体力の変化が大変気がかりです。本来、小学校で培われるべき基礎体力が不十分なまま進学し、中学レベルの体力や運動量を要求されても大変困ります。

そこで、１点目として、学校における児童の体力面での維持・向上対策をどうされるのかをお答えください。

２点目として、統合前２年間、統合後の２年間の体力テスト、運動能力テストのデータを示して、変化の状況を学校が発行する広報紙めのだけで校区民に知らせていただけますでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

有働議員の一般質問、児童の体力、運動能力について、お答えをいたします。

１点目の学校における児童の体力面での維持・向上対策につきましては、スクールバス通学による児童の体力低下が懸念される中、現在、めのだけ小学校では、１時間１時間の体育の授業の充実はもとより、毎日２時間目の休み時間に５分間のランニングを行ったり、毎月１回は全ての児童が集まり、20分間の全校体育を実施したりしております。全校体育の実施内容は、縄跳び大会や持久走大会等の学校行事と関連させた取り組みを行い、多くの児童が記録を向上するなど、効果を上げております。そのほか、時間割の工夫により生み出した年間約20時間程度を体育の授業時間として活用し、体力向上に努めております。

また、ご質問の２点目、統合前と統合後の体力・運動能力テストのデータを示し、学校便り等で校区民に知らせていただきたいということでございますが、統合前のそれぞれの学校のデータと統合校とのデータの比較につきましては、学校規模の違いから比較ができにくい状況でございます。よって、統合後２年間の体力面での変化を学校便り等で知らせることで、有働議員がご心配いただいておりますめのだけ小学校の児童の体力面の維持・向上対策を、地域や保護者が学校とともに情報を共有しながら取り組んでいけるようなきっかけとしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

学校で実施をしていただいております体力アップのことというのは、従来ですと子供たちが校庭で自分たちで遊びながらやっていた運動だと思いますが、仕方ございませんけれども。児童の体力とか運動能力が十分に培われますように指導をお願いしたいと思います。現在の子供たちは、４年間は徒歩で学校に歩いてきた子供たちでございますので、それなりに下地がございます。今後、１年生から入学した子供たちがスクールバス通学ということで、どのような体力が培われていけるのか、養えるのかということを、データを蓄積していただきまして、地区民の方に十分ご説明をいただきたいと思います。学力面だけでなくて、団体スポーツもやれるということで再編を行ったわけでございます。部活動がなくなった後の支援をよろしくお願いをいたします。

地域の皆様は本当に、スクールバスで通う子供のことを心配しておられます。幸

い中学校に入った途端に、また半年ほどで今の子たちは６年生、１年間だけスクールバスでしたので、すぐに回復したと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、最初からスクールバスで通う子供たちのケアをよろしくお願いいたします。

今回、また係争中を理由ということでご答弁をいただけない質問がございました。裁判は結審をいたしておりまして、３月27日の判決を待つだけですので、私としては答えてもらえると思っておりましたけれども、その先を見据えてのことなのだろうとは思いますが、残念であります。保護者が早期合併を望み、市が決めた米田でも構わないという気持ちは、私にも十分理解ができます。でも、ほかの旧自治体には小中学校が各１校ずつは残ります。地域のことも考えてほしかったなというのは素直な気持ちであります。

小学校がなくなった鹿央地区が数年後にどうなっているか誰にもわかりませんが、過疎化へ拍車がかかる事例は山ほど報告されています。今回、人の目に触れることのない会議の内容を披露するという形で質問いたしましたが、どういう流れで統合位置が決められたのかということを知ってほしいという気持ちで質問をいたしました。行政が行う事業が100％正しいとは言えません。特に、この再編事業では、いろいろな問題が出ておりますが、検証が行われておりません。施設共用で計画した事業ができない、体制の不備による事業のおくれが工事費の増大に直結し、耐震改修も終わり、耐力度もあるとして既存施設でいくとしたものが、耐力度調査で建てかえに変更になるなど、検証項目はめじろ押しであります。多額の公金を投入する再編事業であります。しっかりとした精査をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芹川　正美君の発言を許します。芹川君。

［12番　芹川　正美君　登壇］

○12番（芹川　正美君）

こんにちは。

12番議員の芹川　正美です。

一問一答でお願いをいたします。

議題としまして、出入国管理及び難民認定法の改正を主な議題といたします。

出入国管理並びに難民認定法の改正についてということをお願いします。先日、農林業を考える会で、地元国会議員の先生方、衆参両議院の方にお願いに行ってまいりました。その話の中で、ＪＡ等の農業研修生３年が新たに労働者として２年間、

計５年間に延長できるという法案が４月にできるとのお話がありました。

近年、外国人の受け入れが急速に進んでいるようでございます。私たちの身近な周辺にも多くの外国人の方々が働きに来ておられます。法の内容、改正点、それに伴う市の対応等をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

芹川議員の一般質問、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う市の対応について、お答えします。

まず、この法律は、日本への入国や出国、外国人の在留資格、不法入国などに関して規定するもので、入管法とも呼ばれております。昨年12月、人材確保が困難な分野において、外国人労働者の受け入れを図る目的で改正され、本年４月１日に施行されます。

改正の背景には、都市部への人口集中により地方で過疎化が進み、生産年齢人口のバランスが崩れてきていること、また国全体で高齢化率が高くなり、農林水産業や建設業、介護福祉、飲食サービスの分野を中心に、働き手不足が生じていることなどが挙げられています。

次に、山鹿市における外国人の現状についてご説明します。

住民基本台帳の外国人登録者数は、労働者や国際結婚等を含めて、平成26年３月31日時点で、男性54人、女性148人、計202人でしたが、平成31年３月１日現在では、男性109人、女性253人、計362人となっており、男女ともほぼ倍増しております。この中には、ＪＡで研修生として農業実習中の21人も含まれていますが、国際結婚による在住者を除いても、民間企業や個人経営の農家等で雇用されている外国人労働者の方はかなり多くなっていると考えられます。

本市の職業相談窓口にも、企業から外国人を雇いたいがどうすればよいかなどの相談があっており、その際には、熊本県外国人材支援センターを紹介しておりますが、ここを通じた雇用がふえていることもあるようでございます。

今後の市の対応につきましては、外国人の方が医療や福祉、教育など、行政手続のふなれによる不利益をこうむることがないように、また文化や習慣の違いによる地域の住民との摩擦を生じないようにする支援が必要と考えており、熊本県を初め、関係機関と連携を密にした相談体制の充実が欠かせないと考えております。このため、まずは熊本県が法改正に向けて、初めて今月開催する新たな外国人材受け入れに係る制度説明会に参加し、今後の具体的な対応について関係部署と協議してまい

りたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芹川君。

［12番　芹川　正美君　登壇］

○12番（芹川　正美君）

先日、空き家を借りたいという雇用主の方が下見に来られました。外国人の方々を住ませたいという話でしたけれども、家主さんが外国人には貸さないというような話で終わりました。また、自宅を改造し、自宅から仕事場へ送迎する雇用主もおられるようになり、ただいま改造中でございます。近隣にも多くの研修生、労働者として来られ、40人程度アパートに住まれている地域もあります。地域との交わりにも参加されております。地区の運動会への参加、あるいは区役への参加も行われているようでございます。地域とのコミュニケーションもとられているところもあります。

しかし、反面、慣習の違い、宗教の違いが日ごろ目にしないことで、話題になっていることもあります。実は、小学生が下校時の折に、西の空、沈む太陽に向かって布を敷き、道路で礼拝をしている人を見て、異様に思え、走って帰ったと、そういう話も話題に上っております。神・仏しか知らない子供たちにも、少しずつの変化が出ているのではないかと思います。宗教上の違いによる住民との摩擦等も生じないようしなければなりません。地区内に住めば、区のあり方、決まり事もございます。区として接し方も異なってくると思います。検討する課題も出てくるのではないでしょうか。今後に向けて、在留外国人の方々と友効的に接し、地域とのかかわりになるようしなければなりません。その点、どうお考えであるか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

芹川議員の一般質問、在留外国人と地域とのかかわりについて、お答えします。

これまで、区長さん方から地域にお住まいの外国の方についてのご相談をいただいたことはありませんが、今後、外国人の増加が予想される中、どのように地域で受け入れていくべきか、区長さん方もご心配されていると思います。

区費や区役等、区のあり方について、市として直接言及することではありませんが、地域のトラブルを未然に防止し、地域コミュニティーを維持していくため、区

長さん方の意見交換の場を設け、情報を共有し、地域の実情に即した受け入れが図られるよう努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芹川君。

［12番　芹川　正美君　登壇］

○12番（芹川　正美君）

３回目については、答弁は要りません。実は、熊本県におきましても、外国人労働者が大変急増し、地震後、人手不足にもなり、平成30年10月時点で全国146万463人を受け入れております。最多記録ということだそうです。熊本県におかれましても、１万155人、前年の増加率が31.2％という数字に上っております。全国で最も高かったということでございます。国別におきましては、ベトナムが４割、次に中国、フィリピンになっているようでございます。反面、より収入を求めて失踪する事例も相次いでおります。県警によりますと、県内１年間の失踪者は247人に上り、過去最多になったという記事もございました。

今後、少子高齢化が進む中で、働く場所を求めて多くの人々が本市に来られることでしょう。本市の活性化にも必要となります。県の指導も受けながら、本市窓口の必要性を願いながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時02分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

それでは、発言通告により一般質問を行います。本日は、４項目について質問します。それぞれ一問一答にてお願いします。

まず、１番目です。市内事業者へのキャッシュレス決済導入への支援についてでございます。

昨今はやりのフレーズで言いますならば、今回は平成最後の一般質問となります。平成最後というと、大変大げさな感じがするんですけれども、この平成の30年ほどの間に世界は大きく変化しました。我々の生活スタイルも大変変化したと。とりわけＩＴが我々の身近なところに普及して、いろんな変化が生じたというところが上げられるかと思います。我々はスマートフォンですとか、パソコンとか、タブレット端末、こういったものを30年前には本当に想像もできないような、高性能のコンピューターで、もう日々インターネットに接続して日常生活において活用しているわけでございます。本当に30年前で考えると、今のスマートフォンって結構多くの方がお持ちですけれども、本当に高性能なところで全然想像もできないようなレベルのものでございます。これを日常的に当たり前に使っている、そういう本当に未来を生きているような、そんな30年の進化でございます。また、最近はスマートフォンを使用した送金、お金を送る送金、こういったことも含まれるフィンテックと言われる金融サービスと情報技術を結びつけた動きもございます。

そのような流れの中で、内閣官房日本経済再生総合事務局は、未来投資戦略2017というものにおいて、2017年当時21％ほどだったキャッシュレス決済比率を、2027年、10年後までに、その当時の２倍の40％程度にしようという目標を掲げまして、それは昨年の未来投資戦略2018においても、さらに推進するということが盛り込まれております。

他方で、人口減少にある中で、政府としても観光産業を重視しております。政府目標として、外国人旅行者数を2020年、来年に4000万人、2030年には6000万人というふうに掲げています。海外からの観光客をふやさなければいけないわけですけれども、特に中国を初め、海外ではキャッシュレス決済、現金を使わない、本当にスマートフォンとかで決済するということが非常に普及しておりまして、普段同様にそのキャッシュレス決済ができるような日本の観光地というものは、非常に人気になっているという現状がございます。訪日客にとっては、いちいち両替の必要もないわけですよね、もう普段と同じように決済すればいいわけですから。そういったところも利便性が高いと感じられる点にあると思います。

より多くの観光客をこの山鹿に呼び込むという観点からも、本市内事業者においては、キャッシュレス決済の普及が必要不可欠であるというふうに考えますが、そこでキャッシュレス化に対する市の支援策について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、市内事業者へのキャッシュレス決済導入への支援について、お答えいたします。

キャッシュレス決済については、スマートフォンの普及や決済処理の利便性、さらには2020東京オリンピック・パラリンピックなどで、訪日する多くの外国人への対応を見据え、特に大都市圏において急速に普及をしております。国においても、消費税10％引き上げに伴う消費喚起等を目的として、キャッシュレス決済のための端末導入支援が予定をされています。

本市においても、平成27年に策定した総合戦略の中で、観光入り込み客数500万人、宿泊客数50万人という目標を掲げており、さらに2019女子ハンドボール世界選手権大会等も開催されることから、キャッシュレス決済に向けた環境整備は、インバウンドを含めた観光客のさらなる増加に結びつける１つの有効な手段であると考えます。

このため、本市においては、既にがんばる商店街支援事業において、商店街のＩＴ・情報化推進を支援メニューの１つとしております。さらに、今議会に提案しております宿泊施設魅力向上支援事業においても、宿泊施設が取り組むＩＴ情報化整備を支援メニューに位置づけるなど、市内事業者が取り組むキャッシュレス決済に向けた環境整備を支援してまいります。

そのほか、山鹿市にぎわい創出協議会を市とともに構成する山鹿商工会議所及び山鹿市商工会においても、キャッシュレス決済について、説明会やセミナーを現在開催されております。

キャッシュレス決済の環境整備については、今後も関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

キャッシュレス決済と先ほどから申し上げておりますけれども、なかなかなじみのない方も多いと思いますが、実は銀行の口座振替とか振り込みもキャッシュレス決済だという考え方があるんです。たしかにあれ自体は、現金そのものは触らないわけですよね。また、日常生活においても、例えばコンビニエンスストアで、コン

ビニが発行しているカードにお金をチャージしてお買い物をされるという方は結構いらっしゃるんじゃないかと思うんです。小銭が要らなくて便利ですよね、ポイントもたまるということで。似たところで、実は熊本県内でもバス・電車でくまモンのＩＣカードというものが使えます。こちらは例えば山鹿でいうと、温泉プラザ山鹿の一部店舗ではお買い物も楽しめると、そのくまモンのＩＣカードでですね。もちろんのことですが、クレジットカードやデビットカード、そういったものもキャッシュレス決済なわけですよね。どうしてもそのキャッシュレス決済という言葉がひとり歩きしてしまうんですけれども、我々実は以外と使っているんだよということです。

先ほども申しましたが、インバウンドの観光客対応で、キャッシュレス決済を導入して成功しているというような県もあります。例えば青森県ですね。地銀の青森銀行が率先して、県内全域でOrigami Peyというものと、Alipeyといわれるものを導入を促進しています。あと、We Chat Peyというものも、ペイペイと言っているとなかなかよくわかりにくいんですが、そういうサービスですね。こちらの対応が非常に進んでいると。これらはもちろんスマートフォンで決済するようなシステムで、こちらも先ほど申しましたが、キャッシュレス決済が非常に普及しているということで、アジア各国、特に台湾ですとか中国からの観光客に非常に喜ばれているということだそうです。そういう台湾、中国ですけれども、もう今では屋台の買い物でもキャッシュレスなんだそうです。高齢者の方でも当たり前に使っている。もう本当に現金を持ち歩くよりも、そっちのほうが便利だという時代になってしまっているわけですね。そういったことが一般的になりつつあるということをつけ加えておきます。

ご答弁にもありましたけれども、消費税の増税を控えて、経済産業省も消費税増税に伴うキャッシュレス・消費者還元事業措置などを予定しております。軽減税率の話とかも出てくるわけですけれども、キャッシュレス決済ですると一定の割引があるとか、そういったことも今メディアなんかでも報道されておりますね。特に本市は、ことし、女子ハンドボール世界選手権大会等を控えておりますので、市内事業者の意欲喚起をぜひお願いしたいなと。今、いろいろな施策をされているということですけれども、より一層の意欲喚起をお願いして、１番目の質問を終えたいと思います。

では、２番目の質問に移ります。

昨年の夏ごろのことなんですけれども、市内のスーパーや薬局さんなどの事業者から非常にお声が多かったんですけれども、あとほかの市民の皆様から、市指定の可燃ごみの袋、これの特に中サイズが手に入らないんだというお声をたくさんいた

だいたんです。どこ行っても売ってないんだよとか、なかなか仕入れられないんだよということで、お声をたくさんいただきました。事業者からすれば、その中サイズの入荷がないということなんですね。市民からすれば、どこに行っても売ってないということなんです。

そこで、昨年の夏に、その市指定の燃やすごみ、中袋、こちらが不足した理由についてどのようにお考えかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

立山議員の一般質問、市指定の燃やすごみ中袋が不足した理由について、お答えいたします。

燃やすごみの袋は、サイズごとに大・中・小、３種類を製作しており、例年４月に業者と契約し、需要の高い大から中・小と、順次製作を開始していきます。本年度も、例年どおり製作を開始しましたが、昨年の夏につきましては梅雨入りは平年並みであったものの、梅雨明けは７月９日ごろと、平年より10日ほど早く、また猛暑となったため、生ごみなど腐敗するごみのにおいが気になり、ごみを小まめに出す方が早くからふえ、夏場に限り、中袋が多く使用されたことが考えられます。

また近年、核家族化が進み、世帯数がふえているため、中袋の使用ニーズがふえたことなども考えられ、このようなことが不足した要因と推測されるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

大変よく理解できました。昨年の夏は本当に多くの被害をもたらしました７月の西日本豪雨ですよね。こちらを初め、全国の雨量観測点の１割強に当たる138地点で、その72時間降水量が観測史上１位を更新した。本当に異常気象でしたね。その梅雨明け後の猛暑もひどくて、こちらも観測史上最高気温を塗りかえた地点が全体の１割強の113地点に上っていると。熱中症で緊急搬送された方が全国で５万4220人と、こちらも過去最高とのことでした。７月23日に気象庁が臨時記者会見を開いて、命の危険があるような暑さと、一つの災害と認識しているという内容のコメントを発表して、各種メディアでも災害級の暑さという言葉がたくさん聞かれました。

新語・流行語大賞のトップテンに選ばれたというほどだそうでございます。私も、１期目の議員の皆様と一緒に、山鹿市の友好都市の高梁市、こちらも豪雨災害がありまして、あとそちらと岡山県の真備町、こちらの豪雨被害の視察に伺いまして、そこで被害の大きさに言葉を本当に失ったんですけれども、後日に広島県尾道市に災害復旧支援で伺ったんですが、ボランティア活動中に余りに湿度が高いし、気温も高いということで、本当にふらふらになりながら活動していたことを、本当に思い出します。本当に10分ぐらい作業をすると、それだけでくらっとくるわけですね。そんな異常気象の中でございました。その西日本豪雨からもう８カ月となるわけですけれども、被災地ではまだまだ復旧に時間がかかるそうです。このように、これまで本当に予想もできなかったような異常気象が非常に頻繁に起こるようになってきた。本市においても、もちろん猛暑でございました。ひとり暮らしの私も、確かにごみを出す回数、頻度は高かったように記憶しております。ふだんであれば、大サイズの袋、この中でごみ出しを日々される方がどれぐらいいらっしゃるかわからないんですけど、週２回、ごみを出すときに、もう大サイズでまとめて出しちゃうというのが多いと思うんですけれども、今ご答弁にありましたように、昨年の夏は本当に中サイズで小まめにごみを出さないとと。特に生ごみ当たりは腐敗しちゃう。家の中に置いときたくないということでニーズが多かったんでしょうね。

また、こちらもご答弁にありましたように、人口減少している本市で、世帯数はふえているという、核家族化が進んでいるという現状、つまり１世帯当たりの人数が減ってきていると。そういうところで中サイズのニーズが高まっているという可能性の分析については、もう本当によく理解できるところでございました。

それでは、そのような分析に立った上で、市指定の燃やすごみ袋の今後の供給について、とりわけ安定供給に向けた施策について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

立山議員の一般質問、市指定の燃やすごみ袋の今後の供給について、お答えします。

今後は、燃やすごみ袋が不足しないように、市民ニーズを的確に把握し、年間の製作枚数に反映させるとともに、年度途中におきましても、気候など自然現象に伴う市民のごみの出し方の変化や燃やすごみ袋の購入状況を確認しながら、市民生活に支障を及ぼすことがないよう、サイズごとに製作枚数を確保してまいります。

なお、平成31年度は、本年10月にごみ袋の１枚当たりの金額改定を予定している

ことによる需要増を見込み、燃やすごみ袋の大の製作枚数を前年度より35万枚増の175万枚、中を前年度より５万枚増の35万枚、小は前年度同数の７万5000枚の製作を予定しており、燃やすごみ袋の安定供給に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ごみ袋の安定供給というものは、生活環境の維持にとても重要なことだと考えます。市民ニーズ、また異常気象、そういったものに柔軟に対応できるような、また安定供給に向けた計画策定がなされているということを伺って、大変安心したところでございます。これで、２番目の質問を終えます。

それでは、３番目の質問に移ります。

現代社会において、駐車場というものが経済・文化など、さまざまな活動のインフラとなっております。しかし、本市では、例えば市民交流センターなどで大きなイベントがあると、すぐに駐車場が満杯になってしまう。八千代座での公演や先月に開催された豊前街道の百華百彩のような大きなイベントの際には言うまでもありません。灯籠まつりの際はいわゆるパークアンドライド方式で来訪者の輸送が行われています。カルチャースポーツセンターなどでとめていただいて、そこからバスで運んでということですよね。ただ、これを例えば恒常的に行うというのは非常に難しいかと思います。また、市内の中心市街地の飲食店などの事業者からも、また市民の皆様からも、あと観光客の方々からも、駐車場についていろいろご意見を伺うところが多いわけですね。

そこで、２点、まず１点目として、市が市役所や市街地に保有している駐車場の台数、そして２点目として、今までに駐車場についてどのように検討したか及び今後の方針について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

立山議員の一般質問、市役所や中心市街地の駐車場問題解消について、お答えいたします。

ご質問の１点目、本市が保有しております駐車場の状況につきましては、市役所駐車場に150台、豊前街道駐車場に170台、合計320台程度を無料で開放いたしてお

ります。

続いて、２点目の検討状況及び今後の方針ですが、平成28年４月に立ち上げられました中心市街地賑わいプロジェクト会議におきまして、中心市街地における駐車場確保について検討がなされ、６カ所の候補地を洗い出し、さらに絞り込んだ候補地について、地権者協議など、さまざまな検討が進められておりますものの、事業用地等として利用計画がなされているため、現在のところ確保までには至っておりません。

今後とも、まちづくりの観点から中心市街地等の利便性の向上に向けて、関係機関や団体との駐車場確保等の協議・検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

320台程度の無料駐車場ということでございました。また、きのうの芋生議員の一般質問と、そのご答弁にもありましたように、さくら湯の駐車場が20台分ありますよね。ちなみに、中心市街地の有料の駐車場で言えば、いろいろ個人のところもあるわけですが、例えば温泉プラザ山鹿で言うと、屋上駐車場が114台、北側駐車場、こちらが84台の計198台分、約200台分程度あるそうです。豊前街道駐車場が少し市役所や市民交流センターから、また中心市街地から離れてはおりますが、決して歩けない距離ではありませんので、案内の標識、どこにあるのかちょっとわからないと言われる方が非常に多いんですよ。観光客とかにも、ここにあるから、そうすると豊前街道を歩いてきて町並みもいいですよとなんて説明をするんですけれど、どこから入ったらいいのと、以外とわかりにくいらしいんですよね。やっぱり地元にいると灯台もと暗しでわからない。そういった案内標識、またいろんな各種イベントを行う際のチラシでの駐車場案内ですとか、あと観光案内もそうですよね。あと、市のホームページ、ウェブサイト等での誘導を適切に行っていくということも必要かもしれません。豊前街道周辺でのイベントであれば、先ほど申しましたように、観光客の皆様にとっては、日吉町のほうから豊前街道の町並みを楽しんでいただけるような、そういう仕掛けというものも大事になってくるかもしれませんね。

観光の観点でいけば、例えば豊前街道駐車場から歩いていただいて、例えば千代の園酒造方面へ向かわれたとしまして、そこから戻るルート、駐車場のほうへ、これをどう整備していくか。観光客に楽しんでいただける店舗をどのようにふやして

いくかということも課題なんですけれど、これはさまざまな空き店舗補助などの事業がございますので、これからいろいろ対応ができるかと思います。

今回、駐車場の質問をしているんですけれども、私としては別に単純に駐車場をふやせと、もっともっとつくれという話をしているわけじゃないんです。極言すれば、あと二、三十年もすれば、人口減少に伴い、もちろんそれじゃいけないんですけれども、これは日本全体の傾向として、駐車場問題は解消するという話も、実際いろんなところで言われているわけです。自然に解消してしまうということなんでしょう。私としては、むしろ都市計画において、グランドデザインが必要なんじゃないかということを申し上げているわけです。第２次山鹿市総合計画、こちらの前期基本計画、こちらでは都市計画区域等の見直しによる都市の健全な発展と秩序ある整備を、また街並み環境整備の推進という項では、魅力ある市街地整備を行い、やすらぎと潤いが感じられる都市空間の形成を目指しています。であれば、なぜいまだに郊外型店舗ばかりがつくられて、中心市街地がどんどん空洞化しているのかと。本当に市民や来訪者にとって利便性の高い交通の動線ができていますかと。交通弱者、買い物難民等の問題、そして空き家・空き店舗の問題等もさまざまな要因はあるんですけれども、もう本当にそれに対しての弥縫策にとどまらないような、大きな視点での都市計画というものを期待したいと思います。今回、駐車場というところでお話をしましたけれども、本当に市民の動線、観光客の動線を考えた都市計画が必要ではないかなというふうに考えます。という意見を少し申し上げまして、次の４点目の質問に移ります。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○１番（立山　大二朗君）

４点目の質問が、本市におけるＳＤＧｓへの見解と展望についてということなんですけれども、ＳＤＧｓと書かれても、よくわからないという方が多いと思いましたので、今資料をお配りしていただきました。こちらがそのＳＤＧｓのパンフレットですね。「はじめよう地域の未来へ自治体ＳＤＧｓ」とあるんですが、右下のほうに説明がございます。ＳＤＧｓとは、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の略称でございます。2015年９月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための国際目標、2030年アジェンダに記載された国際目標でございます。

この文章の中核をなす持続可能な開発目標というものをＳＤＧｓと略して読んでいるわけです。実は、山鹿市議会においては、平成29年12月定例会において、北原議員がこの件について一般質問されております。その際は、健康・長寿の達成に向けた、特に重点的な取り組みについてを尋ねられていましたので、今回は大きな枠組みについて質問したいと思います。

非常にちょっとわかりにくい話かと思いますので、ご答弁もいただきますが、特に１枚目の右側の左下ですね。世界を変えるための17の目標ということで、貧困をなくそうという１番目から17番目、パートナーシップで目標を達成しようと。実は非常にカラフルなチラシなんですが、皆さまには白黒でお配りしております。

本日、私がつけているバッヂ、こちらが実は国連で配布しているＳＤＧｓバッヂということになっております。いろんな団体で、今ＳＤＧｓを推進しておるんですけれども、本市におけるＳＤＧｓの見解につきまして、市長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

立山議員の一般質問、本市におけるＳＤＧｓの見解について、お答えいたします。

ＳＤＧｓとは、持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲット達成基準から成る国連で国際合意された2016年から2030年までの世界の長期目標でございます。格差問題、持続可能な消費や生産、環境汚染や自然災害への対応、強靭なインフラの構築など、全ての国に適用される普遍的な目標です。

これは、今の世代や自分の周りのことだけでなく、自分の子孫や世界の人たちの未来を明るく希望に満ちたものにするという決意が込められたものだと認識しております。

また、これを受け、政府としては持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すというビジョンを掲げ、８つの優先分野を日本の現状に置きかえて再構築しています。持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを続けていくためには、共通認識のもと、行政やＮＰＯ、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等が緊密な連携を図り、取り組んでいかなければならないものであると考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

大手広告代理店の電通という会社がありますけれども、その電通が昨年実施した調査では、日本でのＳＤＧｓの認知度はたったの14.8％ということで、15％に満たないぐらいなんですね。もう本当に多くの方がご存じない。本市においても、いや聞いたことがないよと、余りよくわからないなという方が圧倒的に多いと思います。しかしながら、世界の20カ国、地域におけるＳＤＧｓの平均認知率が51.6％、世界平均ですね。大体世界の半数の方がご存じだと。とりわけＡＳＥＡＮにあける認知度が高くて、ベトナムでは80.7％、フィリピンで70.3％であり、最も調査で低いフランスでも24.7％ということで、日本の14.8％という数字、認知率の低さは際立っているということがわかります。今までなかなかマスコミでの露出などが少なかったという部分もあると思うんですが、最近では結構ニュースなんかでも取り上げられるようになってきました。政府はもちろんのこと、我が国においては2015年にＪＣＩ世界会議金沢大会というものがありまして、そちらで採択された金沢宣言に基づいて、そのＳＤＧｓの達成に向けて、公益社団法人日本青年会議所が国内外のＳＤＧｓに関する取り組みを共有・発信して、事業構築されています。

先ほど市長からご答弁いただいたんですけれども、先日、市長も私も同席しましたセミナーで、一般社団法人山鹿青年会議所の榊直前理事長から、ＳＤＧｓの活用などのレクチャーを受けました。ですから、認知度は低いんですけれども、中嶋市長もＳＤＧｓへの一定の知見をお持ちのことと存じます。

また、民間においても、近いところの具体例としまして、九州フィナンシャルグループ、肥後銀行と鹿児島銀行ですね。こちらがＳＤＧｓに取り組んでいくということを本年２月に宣言されています。こちらは各紙新聞、メディア等で非常に大きく取り上げられまして、これからもこの動きが加速していくものと思われます。特に肥後銀行などにおいては、ＳＤＧｓに取り組む企業を支援していくこと、自分たちももちろんＳＤＧｓを推進していくということをおっしゃっています。

内閣府の地方創生推進室が平成30年６月に、地方公共団体によるＳＤＧｓの達成に向けた、すぐれた取り組みを提案した29都市をＳＤＧｓ未来都市として選定しております。また、その中で特に先導的な取り組み10事業を自治体ＳＤＧｓモデル事業として選定し、これらの取り組みを支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげている。また、2019年度地方創生支援事業費補助金、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進事業の取り扱いについて（案）ということで、3000万円を上限とする必要経費の支援も行っ

ています。残念ながら、本年の募集期間がきのうの３月６日まででしたので、もう今からは間に合わないんですけれども、それだけ国も力を入れている事業だと言えると思います。なお、熊本県では、小国町がＳＤＧｓ未来都市に選定されています。

そのような背景があるということを申し上げた上で、本市におけるＳＤＧｓに対する展望について、市長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの立山議員の一般質問、本市におけるＳＤＧｓに対する展望について、お答えいたします。

立山議員も先ほど触れられましたとおり、全国ではＳＤＧｓ未来都市として29自治体が選定され、10の自治体がモデル事業に取り組む中、熊本県では小国町が特色ある地域資源を生かした循環型の社会と産業づくりに取り組んでおられます。

本市の取り組みでは、総合戦略の主要事業である新シルク蚕業構想推進事業やワイナリー構想推進事業は、政府の８つの優先分野の中の３分野と関連しておりますし、山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業を初めとする男女共同参画推進事業、移住・定住促進事業、山鹿市第２次総合計画の地域防災体制づくりプロジェクト、健康マイレージプロジェクトなどもＳＤＧｓと同じ方向性を持って事業を展開しております。

このように、本市が行っている施策・事業の多くが、国の８つの優先分野や具体的施策の考え方に合致するものであり、直接的・間接的につながっていると思っております。自治体レベルの取り組みには、国の実施方針を受けて、行政の責務として推進するものと自主的・選択的に行うものとがございます。今後、本市におきましては、さまざまな分野において情報を共有し、産官学民が協力しながら、持続可能な開発目標の達成に寄与してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

先ほどの市長のご答弁にもありましたように、ＳＤＧｓにおいては17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を図るための約230の指標、達成度を測定するための評価尺度が提示されています。これらを活用することにより、

行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダーが、その間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能になる。ちょっとわかりにくいと思うんですが、例えばこれはＳＤＧｓでいう17項目のうちの何番と何番だよと、これに合致していますよと、そういう説明ができるようになるわけですね。政策目標の理解が非常に進みやすいし、また自治体業務の合理的な連携の促進が可能になると。これによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されているものです。

今、市長のご答弁にもありましたように、山鹿市においてもいろんな施策をされているわけですけれども、ＳＤＧｓという指標、指針、これを活用されてはいかがかなと。そうすることで、これも先ほど申しましたように、特にアジア諸国辺りでも非常にこのＳＤＧｓの認知度が高いわけですから、山鹿のアピールにもなるんじゃないかなと。ＳＤＧｓとしてこういうことをやっていますよと、こういう都市なんですよというのが非常にわかりやすくなるわけですね。あと、これがインバウンドもそうなんですけれども、企業誘致とかにもつながってくるんじゃないかなと。場合によっては、外国企業の投資とか、そういったものにもつながってくる可能性がある。このＳＤＧｓというものをうまくアピールする指標にしてはいかがかなというところで、この質問を行いました。また、先ほどから申しておりますように、非常に認知度が低いというところも含めて、今回お話させていただきました。

ということで、今回、以上で観光や経済活動、また環境などについて伺いましたけれども、これらが本当にそれこそＳＤＧｓ、山鹿市の持続可能性を高めるための施策につなげていただくように願いまして、私の平成最後の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午前11時57分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号７番、冨田　弘海です。

時間はたっぷりいただきましたので、本題に入ります前に、皆さんご存じのことと思いますけど、先月開催されましたＪＡ青年の主張全国大会において、意見発表の部で菊鹿町の横田　大輔君が最優秀賞の受賞をされました。この日本一の快挙は若者に夢と希望を与え、山鹿市にとりましても大変名誉なことであります。改めてお喜び申し上げたいと思います。

それでは、発言通告に従いまして、質疑１件、その後、一般質問１件をさせていただきます。

まず初めに、質疑としまして、議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算、77ページ、（目）諸費の防犯対策費についてですが、私が以前、平成29年12月議会において、菊鹿地域のすずらん灯のＬＥＤ化をお尋ねしたところ、中嶋市長から、設置後30年が経過し、老朽化による取りかえが必要となっていること、また少子高齢化と過疎化の進行により、防犯灯の電気代の負担も年々重くなっていくと見込まれることから、電気代の安いＬＥＤへ随時更新してまいりたいと思いますという力強いお言葉をいただきましたので、恐らくその予算が含まれているものと思いますが、菊鹿の一部の地域では、従来のすずらん灯ではなく、蛍光灯タイプを設置しているところもあります。私も菊鹿地域防犯灯のＬＥＤ化について、独自に比較検討を行っており、１基当たりで両者を比較しますと、すずらん灯については設置費４万2660円、明るさ4000ルーメン、消費電力29ワット、寿命４万時間で、蛍光灯タイプにつきましては、設置費４万2120円、明るさ1100ルーメン、消費電力、わずかの９ワット、寿命６万時間ということで、どちらの場合も設置費は変わりませんが、明るさ的にはすずらん灯が明るく、消費電力や寿命については圧倒的に蛍光灯タイプが省エネであります。また、今後、すずらん灯が何らかの要因で破損した場合、すずらん灯のカバー部分は特注生産で、既に製造中止となっているため、すずらん灯をそのままＬＥＤ化すると、再度、設置費が必要になることから、将来的なコスト面等も総合的に判断しますと、蛍光灯タイプの切りかえが望ましいのではないかと考えております。

そこで、今回、どのような予算立てになっているのでしょうか。また、今後、防犯灯のＬＥＤ化は何基ずつ、何年間で更新される計画なのか、説明をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

冨田議員の質疑、防犯灯対策費について、お答えします。

まず、現在、市が管理している防犯灯につきましては、菊鹿のすずらん灯を含め約730基あり、そのうちＬＥＤに更新できていない防犯灯が約660基ございます。このため、器具等の交換が必要なものから順次、ＬＥＤへの更新を行っているところでございます。

平成31年度につきましては、すずらん灯を含む防犯灯のＬＥＤへの更新や修理等にかかる予算として110万円を計上しております。なお、すずらん灯のＬＥＤへの変更につきましては、ご指摘のとおり、現在のすずらん灯のカバー部分が既に製造を中止していることから、蛍光灯タイプへの切りかえが望ましいものと考えております。

次に、すずらん灯を含めた残り約660基の防犯灯の更新につきましては、防犯灯の管理主体の違いや器具等の劣化の状況等を含めた緊急性及び地域的なバランス等の諸条件を整理した上で、地域の方々と協議を行い、更新に係る計画を策定し、その計画に基づき、順次、更新に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ただいまご説明いただきましたが、早急に更新計画を策定され、更新方法などの検討に当たっては、地元負担の軽減を最優先に考慮していただき、計画的な更新をお願いいたします。

それでは、続きまして、市長説明要旨について一般質問を行います。

中嶋市長は、開会日の市長説明要旨の中の市政運営方針の中で、第２次山鹿市総合計画前期基本計画、山鹿市総合戦略に基づく各施策が着実に前進し、とりわけ3つの戦略プロジェクトが目に見える形になって、その姿をあらわした年になったと述べられております。そして、平成31年度はこのプロジェクトに日本遺産を加えたスリープラスワンに磨きをかけ、新たな段階へと引き上げると表明されております。また、本年は女子ハンドボール世界選手権大会、大河ドラマ「いだてん」の放送など、スポーツと歴史・文化による交流人口の拡大の追い風をしっかりと受けとめ、まちのにぎわいへつなげていかれるとのことであります。

私が暮らす菊鹿地域におきましても、確かに昨年11月に開業しました菊鹿ワイナリーのオープンを機に、九州各県はもとより、四国・中国地方の車のナンバープレートを頻繁に見かけるようになりました。たくさんの方が菊鹿町へお越しいただくことで、地域が少しずつ元気を取り戻してきた感があります。ありがたいことであ

ります。このことが、市長が申された施策の前進、目に見える形というものであると考えます。施策の成果を域内、山鹿市全域へ回すことで、次なる成長へつなげていく、成長と分配の好循環によって、戦略プロジェクトはこれからも深化し続けていくものと考えます。

平成最後の年、そして５月には新しい元号の時代、また来年には東京オリンピック・パラリンピック、そして少し先には大阪・関西万博を迎えるわけでありますが、一方では急速な少子高齢化や人口減少という構造変化が進む中、地方での人手不足は一層厳しさを増しています。平成のその先の時代に向かって総仕上げのとき、重要な年であります。また、地方創生、総合戦略につきましては、計画期間５カ年の最終年度であります。一つの節目、区切りの年であると思われます。

そこで、１点目として、施策の取り組み状況、成果、見えてきた課題について、２点目として、これからの平成31年度以降の展開について、中嶋市長、思い切ったお考えをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

冨田議員の一般質問、市政運営方針に掲げる第２次山鹿市総合計画前期基本計画、山鹿市総合戦略に基づく施策の取り組み状況及び平成31年度以降の展開について、お答えいたします。

本市におきましては、これまで第２次山鹿市総合計画前期基本計画及び山鹿市総合戦略に基づき、本市の将来像であります「人輝き飛躍する都市やまが」の実現に向けて取り組んでまいりました。

その中でも、総合戦略つきましては、５年間という推進期間において、新シルク蚕業構想、菊鹿ワイナリー構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想の３つの戦略創造プロジェクト及び菊池川流域日本遺産の取り組みにより、山鹿の地に新たな産業が生まれ、そこに若者を中心とした雇用の創出がなされるなど、経済の好循環が生まれており、一歩ずつ確実に前進し、一定の成果が収められたものと考えております。

しかしながら、一方では、当該プロジェクトに係る内外への情報発信が不足していること、地元事業者の経済活動の場において、取り組みの意図が浸透しきれていない点などの課題も見えております。このことから、平成31年度においては、当該プロジェクトをさらに深化させるべく施策を予算化しております。

地方創生の目指すところは、新たな産業の創出によって経済がつくられ、雇用が生まれることで人がつくられ、域外から人を呼び込み、移住・定住へつなげる、住

み続けたいまちをつくることで、持続可能な市民社会、ふるさとやまがを構築することにあり、それが総合計画に掲げる都市像を実現することにもつながると考えております。

平成31年度は、総合戦略の最終年度で、総仕上げの年であり、これまでの取り組みや成果を検証するとともに、次期総合戦略に向けた検討の開始、始まりのときであることから、大変重要な１年になると考えております。

引き続き、地方創生の流れを確かなものとするために、行政内部の組織を強化するとともに、官民一体となったオール山鹿体制で、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号　教育委員会委員の任命についてから議案第91号　稲田財産区管理委員の選任についてまでの16案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第91号までの16案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第１号から議案第75号、陳情第６号及び陳情第７号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時45分　散会

～～～

３月１５日(金曜日)

平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成31年３月15日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第４号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第６号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例
議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例
議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第24号　山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市ＡＬＴ住宅条例を廃止する条例
議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第35号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例
議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例
議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例
議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第44号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例
議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例
議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算
議案第53号　平成31年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第54号　平成31年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第56号　平成31年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第58号　平成31年度六郷財産区特別会計予算
議案第59号　平成31年度城北財産区特別会計予算
議案第60号　平成31年度稲田財産区特別会計予算

議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算
議案第62号　平成31年度山鹿市病院事業会計予算
議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第64号　山鹿市定住自立圏形成方針の廃止について
議案第65号　財産の譲渡について
議案第66号　財産の譲渡について
議案第67号　財産の譲渡について
議案第68号　財産の譲渡について
議案第69号　財産の譲渡について
議案第70号　財産の譲渡について
議案第71号　財産の譲渡について
議案第72号　財産の譲渡について
議案第73号　財産の譲渡について
議案第74号　財産の貸付けについて
議案第75号　市道路線の認定について
議案第76号　教育委員会委員の任命について
議案第77号　公平委員会委員の選任について
議案第78号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第79号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第80号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第81号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第82号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第83号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第84号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第85号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第86号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第87号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第88号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第89号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第90号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第91号　稲田財産区管理委員の選任について
陳情第６号　多目的展示会場　仮称「山鹿展示文化センター」の設立についての陳情書
陳情第７号　山鹿市役所庁舎への喫煙所設置に関する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

第３　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君

教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	江藤一洋君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
人権啓発課男女共同参画推進室長	山部洋子君
地域生活課長	近藤　敏君
教育総務課長	瀬口慎哉君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時04分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第１号～議案第91号

陳情第６号～陳情第７号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第１号から議案第75号、陳情第６号及び陳情第７号並びに議案第76号から議案第91号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　冨田　弘海君　登壇］

○建設経済常任委員長（冨田　弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託された議案34件についてご報告いたします。

去る３月８日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、市道認定提案路線の日置立石線及び幸ヶ丘第２団地の２カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号から議案第20号までの６案件につきましては、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査いたました。

議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号から議案第25号までの４案件につきましても、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査いたしました。

議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号から議案第29号までの４案件につきましても、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査いたしました。

議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号及び議案第31号の２案件につきましても、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査いたしました。

議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号　平成31年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号　平成31年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号　平成31年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号　財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会からの報告を終わります。

○議長（永田　健君）

堀市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○市民福祉常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案16件であります。

去る３月11日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重に審査いたしましたので、その結果について報告いたします。

議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号及び議案第10号の２案件につきましては、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査いたしました。

委員より、消費税の増税はまだ決定しておらず、増税による市民の負担が増加するとの反対討論がありました。また、消費税が５％から８％へ変わった際、料金改定は行わず据え置きとしたため、今回の消費税の増税に当たっては考慮すべきとの賛成の討論がありました。

議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号から14号までの４案件につきましても、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例の改正のため、一括議題として審査いたしました。

委員より、消費税の増税はまだ決定しておらず、増税による市民の負担が増加するとの反対討論がありました。また、今回の消費税の増税及び施設の利用者からの料金形態に対する意見・要望に応えるためにも、必要な部分であるとの賛成討論がありました。

議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算（中所管）、委員より、消費税の増税は決定しておらず、増税による市民の負担増と環境センターへの紙おむつの搬入に対する反対討論がありました。挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号　平成31年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号　平成31年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号　平成31年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　平成31年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案29件、陳情２件であります。去る３月12日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、次の３カ所について現地調査を行いました。

最初に校舎棟の第１期工事が済んだ鹿本小学校の調査を、次に４月１日から幼保連携型認定こども園として開園する鹿本こども園を、最後に八幡小学校校舎裏手の土砂災害警戒区域を、それぞれの担当者から概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第１号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号及び議案第８号の２案件につきましては、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査をいたしました。

議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　山鹿市ＡＬＴ住宅条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号から議案第43号の11案件につきましては、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査をいたしました。

議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号から議案第49号の６案件につきましても、消費税の税率の引き上げ及び使用料の見直しに伴う条例改正のため、一括議題として審査をいたしました。

議案第44号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　山鹿市定住自立圏形成方針の廃止について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第６号　多目的展示会場　仮称「山鹿展示文化センター」の設立についての陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

陳情第７号　山鹿市役所庁舎への喫煙所設置に関する陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

私は、議案第７号　山鹿市行政財産使用料等条例の一部を改正する条例、議案第８号　山鹿市立隣保館条例の一部を改正する条例、議案第９号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号　山鹿市斎場条例の一部を改正する条例、議案第11号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第12号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例、議案第13号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例、議案第14号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例、議案第15号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例、議案第16号　山鹿市鹿央古代の森交流施設条例の一部を改正する条例、議案第17号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例、議案第18号山鹿市農産物加工施設条例の一部を改正する条例、議案第19号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例、議案第20号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例、議案第22号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例、議案第23号　山鹿市岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例、議案第24号山鹿市さくら湯条例の一部を改正する条例、議案第25号　山鹿市旧来民郵便局条例の一部を改正する条例、議案第26号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第27号　山鹿バスセンター条例の一部を改正する条例、議案第28号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、議案第29号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、議案第30号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第31号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第33号　山鹿市民交流センター条例の一部を改正する条例、議案第34号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、議案第35号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例、議案第36号　清浦記念館条例の一部を改正する条例、議案第37号　山鹿市川辺地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議案第38号　八千代座等条例の一部を改正する条例、議案第39号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例、議案第40号　山鹿市ふれあい塾条例の一部を改正する条例、議案第41号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例、議案第42号　山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター条例の一部を改正する条例、議案第43号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例、議案第44号　山鹿

市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例、議案第45号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例、議案第46号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号　山鹿市深瀬健康増進施設条例の一部を改正する条例、議案第48号　山鹿市上永野活性化施設条例の一部を改正する条例、議案第49号　山鹿市内田構造改善センター条例の一部を改正する条例、議案第51号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、議案第52号　平成31年度山鹿市一般会計予算、議案第55号　平成31年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、議案第57号　平成31年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、議案第61号　平成31年度山鹿市水道事業会計予算、議案第63号　平成31年度山鹿市下水道事業会計予算、以上の47議案について、消費税10％増税を前提としての条例改正と予算案に対して、反対の立場から討論を行います。

そもそも消費税は低所得者に負担が重い悪税です。これまでも増税のたびに低所得者を中心として消費者の生活を苦しくさせ、商売にも大きく影響を与えてきました。消費税10％が施行されるかどうかの判断では、これまで増税延期が表明された経緯を見ても、今回2019年10月からの増税は確定ではないのに、国の悪政に追随して市民負担をふやすべきではありません。確かに安倍首相は2018年10月15日、臨時閣議で2019年10月から消費税を８％から10％に引き上げる増税を予定どおり実施することを宣言し、万全の対策を指示し、自動車や住宅の減税に巨額の財政を支出するとともに、教育無償化や社会保障拡充という国民の願いを逆手にとって消費税増税を強行しようとしています。

国が子育て世帯を応援するのに、低所得者ほど負担が重い消費税を財源とすることは間違いです。しかも、消費税10％増税の根拠としていた景気判断そのものが誤っていたことが国会の追求で勤労統計の不正、偽装問題ではっきりとしました。消費税に賛成という方も含めて、こんな経済情勢のもとで増税を強行していいのかという批判・懸念の声が広がっています。

日本銀行が１月に発表した生活意識に関するアンケート調査、昨年12月実施ですが、その結果では、１年後の景気が今よりも悪くなると答えた人の割合は39.8％、よくなるの7.8％を大きく引き離し、安倍政権になって最悪となりました。多くの国民が消費税増税によって、ことしの景気は悪くなると感じているのです。

企業もまた、東京商工リサーチが全国の企業8000社以上を対象に行った消費税に関するアンケート、昨年９月実施ですが、それでは消費税増税で景気は悪くなると答えた企業が57.8％、景気は現状維持と答えた企業が37.2％となっています。多くの企業もまた消費税増税による景気の悪化への懸念を強めています。セブン＆アイ・ホールディングスの名誉顧問、鈴木　敏文氏も、今のタイミングで消費税を上

げたら間違いなく消費は冷え込むと批判し警告しています。

では、安倍首相の言う万全の策はどうでしょうか。軽減税率やポイント還元などの増税対策をめぐり、買う物、食料品かそれ以外か、買う場所、大企業の店か中小企業かコンビニか、買い方、現金かクレジットカードなのかの違いで消費税の実質負担率が10％、８％、６％、５％、３％の５段階にもなります。医薬部外品のリポビタンＤを大手スーパーで買えば消費税が10％、近所の薬局で現金なら10％だが、カードならポイント還元されて実質５％、コンビニでカードで買えば２％還元で実質は８％。清涼飲料水であるオロナミンＣは食料品ですので原則８％、大手スーパーでは８％、中小小売店では現金８％だが、カードを使えば３％、コンビニで現金なら８％、カードなら６％。これではもうわけがわからないではありませんか。さらに、ポイント還元の対象店舗を大企業と中小企業で線引きすると言いますが、高級小売店で還元され、安売りの大手スーパーでは還元されないなどの不公平が生じます。混乱と不公平を生み出すだけの、余りにおろかな対策です。

日本スーパーマーケット協会など流通３団体は、ポイント還元の見直しを求める異例の意見書を政府に提出。消費者にとって極めてわかりづらい制度となり、日々の買い物において必要のない混乱が生じるのではないかなどと強い懸念を示しています。

国会で日本共産党の志位委員長が、2014年の８％増税を契機に消費が大きく落ち込んだまま、家計消費が８％増税による打撃を回復するに至っていないことを認めるかとの追求に、安倍首相は、家計は水面下に沈んだままだと認めざるを得ませんでした。安倍首相は、前回８％増税への反省を踏まえ、いただいた消費税を全てお返しする形で対策を行うと述べましたが、皆さん、返すぐらいなら初めから増税しなければいいではありませんか。消費税10％への増税は、家計を直撃し、消費不況をひどくします。アベノミクスによる格差と貧困をさらに拡大します。

３月13日、新聞赤旗に取り上げられていましたが、10月からの10％増税前に、飲食料品などの値上げの発表が相次いでいます。日本乳業など業界団体ごとに重立った会員企業が横並びで値上げを発表し、実施時期も３月、また４月、６月と、ほとんど一致して値上げが予定されています。

こういった食料品値上げの上に、山鹿市では利用料金などの値上げが実施されれば、市民の手足を縛ることになるのではありませんか。山鹿市民からは、70歳過ぎて仕事を探している、70歳過ぎたのに夜勤をしている、年金だけになり家賃が払えなくなった。学生からは、家の事情を考えバイトをしているとの声が、私のところには次々と届いています。皆さんには届いていないのでしょうか。

中嶋市長が、今回、市長説明要旨で述べている日本経済は、景気は緩やかに回復

しており、先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるという実態は、私が述べたこの山鹿市の状況において、本当にそうなのでしょうか。

安倍政権においては、就業者が380万人ふえたと安倍首相は言っていました。総務省の調査で、この６年間にふえた就業者総数384万人の７割、266万人を占めるのが65歳以上の高齢者なのです。そして、その方たちが働き続ける理由の断トツ１位は収入が欲しいからです。高齢者の次に多いのは、90万人増の15歳から24歳で、そのうち74万人が学生と高校生です。日本学生支援機構の調査では、授業期間中に行うアルバイトが増加し、約８割の学生が従事しているそうです。高齢者は年金だけでは生活ができないと、無理してでも働かざるを得ず、学生は高すぎる学費を払うために、勉強時間を削ってアルバイトをせざるを得ないのです。それが雇用が380万人ふえたという実態なのです。

また、今回、山鹿市の予算に関する説明書には、生活困窮者自立支援事業の施策の目的として、近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しており、同時に少子高齢化の進行や単身世帯、ひとり親世帯の増加など、世帯構造の変化、家族、職場、地域、社会におけるつながりの希薄化が進む中で、社会的孤立のリスクが拡大し、また貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化していると述べられていました。ここに、皆さん、山鹿市でも厳しい生活の実態が捉えられているではありませんか。

では、低所得者世帯への施策はどうでしょうか。住民税非課税世帯と２歳以下の子供がいる世帯を対象に、プレミアム商品券制度が予算化されていますが、今回と類似する2015年のプレミアム商品券では、内閣府の推計でこれまでの効果は政府が予算計上した半分以下にとどまったとの結果が出ています。今回のプレミアム商品券は、10月から2020年３月までの期間限定の半年では消費減対策の効果はどれほどなのか甚だ疑問です。市長が考える、地域に希望と活力を与えることになるでしょうか。施設利用料などの値上げによって、市民の皆さんの活動は狭められるのではないでしょうか。市民に負担を強いることで、住民の心の豊かさ、満足度の最大化は図られるのでしょうか。私には、そうは思えません。

私たち日本共産党は、増税しないことが万全の策だと考えます。所得の低い方に重くのしかかる消費税は、きっぱりと中止することです。そして、消費税に頼らない社会保障の充実を進めていくことです。

私たちは、第１に、負担能力に応じての原則に立って税金の集め方を変えること、増税するならアベノミクスで空前のもうけを手にしている富裕層と大企業への減税ばらまきを中止し、株取引などの課税を強化すべきです。応分の負担を求めれば、

増税分の財源５兆円はできます。

第２に、税金の使い方を変えることです。軍事費は減らして、年金削減の中止、医療費、介護保険の負担軽減、介護労働者や保育士の待遇改善、学生への給付型奨学金など、社会保障を最優先にします。

第３に、最低賃金を上げ、ブラック企業をなくし、働き方を改善して税収をふやします。

山鹿市は、５％から８％に増税されたときには、市民負担になる増税に伴う条例改正を行わなかったとのことですが、これこそ自治体の役割、住民福祉の増進、市民の暮らしを守るものであり、誇るべきことではありませんか。山鹿市民の暮らしの実態を直視して、国に増税はやめよと声を上げるべきです。そして、地域に希望と活力を与える、住民の心の豊かさ、満足度の最大化が図られるよう、市民に負担を押しつけることはやめるべきです。

また、議案第52号、これには４月から本格稼働する環境センターに、これまで産業廃棄物として受け入れてこなかった事業系紙おむつを新たに受け入れるということが盛り込まれています。これには反対です。

昨年、平成30年３月に、環境省廃棄物処理に基づく感染症廃棄物処理マニュアルが示されていますが、ここに紙おむつについては別表が添えられています。その表の中には、感染性廃棄物として扱う紙おむつの付着物に、手足口病、ヘルパンギーナ、流行性角膜炎などについても記入されているのです。つまり、一般に感染が繰り返されているもの、そういうものが付着したものは産業廃棄物として捉えることが書かれているのです。ですから、紙おむつについては、慎重に扱うべきだと思います。改めて、産業廃棄物を一般ごみとして受け入れることには、反対します。

議員の皆さんのご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第１号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２号から議案第４号までの３案件を一括採決いたします。

議案第２号から議案第４号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第５号及び議案第６号の２案件を一括採決いたします。

議案第５号及び議案第６号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第７号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第９号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号及び議案第54号の２案件を一括採決いたします。

議案第53号及び議案第54号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号から議案第60号までの３案件を一括採決いたします。

議案第58号から議案第60号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号から議案第73号までの９案件を一括採決いたします。

議案第65号から議案第73号までの９案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、９案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号　教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

次に、議案第77号　公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

次に、議案第78号から議案第84号までの六郷財産区管理委員の選任についての７案件を一括採決いたします。

議案第78号から議案第84号までの７案件については同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第85号から議案第91号までの稲田財産区管理委員の選任についての７案件を一括採決いたします。

議案第85号から議案第91号までの７案件については同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第６号について採決いたします。この際、地方自治法第117条の規定により、服部　香代君の退席を求めます。

［６番　服部　香代君　退席］

○議長（永田　健君）

陳情第６号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第６号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

服部　香代君の除斥を解きます。

［６番　服部　香代君　入場］

○議長（永田　健君）

次に、陳情第７号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第７号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第１号

○議長（永田　健君）

日程第２、議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北原　昭三君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正は、議会が設ける協議等の場として、別表に規定しております広報委員会について、その名称を改めるなど、所要の規定の整備を行うものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（永田　健君）

これより議員提出議案第１号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　所管事務調査の委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第３、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を平成31年度中にいたしたいとの申し出があっております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議あませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしまし

た。よって、平成31年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時19分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会副議長　　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　　小　川　榮　二

山鹿市議会議員　　立　山　大二朗